

三好方の軍

豊なりしかは、多くの兵糧を蓄へ、戦争の準備既に完成したれば、士氣大に振ふ。されは三好の大軍も容易に攻むる能はず。城外一里許の所に屯して、進撃の方策を凝すも、寸毫の乗すへき隙なかりしかは、三好實休、十河一存の兄弟等、密かに香西元成を呼ひて曰く、當國の諸將中、老功者少なく、寒川安富を始め皆壯年にして、實戦の経験に乏し、今貴方ならては國家の爲に良計を立つるものなし。宜敷意見のある所を示され玉へと、其心中を叩きしかは、香西氏は、我不肖の輩何ぞ國家の大事を計るに足らむ、唯命を受けて一の木戸を破るを以つて任務とするのみと、深く慎みて云はさりしかは、兩將復曰く、國家の大事は互の身上にあり、貴方何ぞ黙し給ふやと、香西氏少時考慮する所ありしか、辭を改めて曰く、愚者の一慮も若し貴意に適する所あらは採り給ふへし。我情々考ふるに、今度の戦は、彼か來服せざるを適むるのみなれば、彼か服するに至らば、又赦宥あるへきなり。されは平和の手段を採り、軍使を派遣して彼を説服するに如かず。事延引して、豫州の河野安藝の毛利氏等を頼み、援兵を乞ふに至らば、國家の大事に及ふへしと論し、更に語を繼ぎ、果して愚見を用ひらるるれば、我香川と同州にして常に隔心なければ、命を奉して彼を諭し、得失を論して、必ず服従せしむへしと云ひたりしかは、實休の曰く、我何ぞ民の苦を好まむや、貴方の

平和の手段

媾和談判

條件

善通寺の火災

才辨を以つて敵の來服せむ事を欲するのみと、直に全權を委ねたれば、香西氏も之を承知して我陣に歸り、佐藤掃部助を以て、香川氏の重臣、三野菊右衛門の陣所に遣はし、事の利害を説諭して、三好氏に服従せしむへき旨を陳述し、香川之景に議らしめたるに、之景も遂に其意に賛同したれば、其後香西氏自ら香川の陣營に到りて、親しく媾和の條件を商議したる結果、前年の細川氏の例に因り、所領等は從來の如くにして、三好家に從順し、長慶の命あらは幾内の軍役にも從ふへきを約す。爰に於て香川氏其の外、讃州の兵將皆三好氏と和親するを得、戦争は平和に終局を告げ、地方の安寧に復したるは悦ふへし。されど、實休か兵を引きいて還りし、十月二十日の黄昏に至り、其本陣たりし善通寺は、火災に罹り、堂宇悉く烏有に歸したるは、實に遺憾とする所なり。

第三節 香川之景と金倉顯忠の戦

三好長治既に其の勢力を失ひ、阿讃の兵將皆自家の根據を固くして、其の翼を張らむとす。宇多津城主奈良但馬守は常に畿内に在りて、當國に居ること稀なりしかは、奈良氏か旗下の兵士等無道の行を敢てし、衆民を苦しましむ。香川之景之を憂ひ、先

奈良但馬守

香川之景

金倉顯忠

に奈良氏の旗下たる、本郡新目、本目、山脇の諸氏を説きて自家に従はしめたるも、金倉顯忠、頑として服せざるのみならず、却て其の境を犯す。之景大に之を憤り、香西伊賀守、佳清の同意を求め、軍兵の派遣を請ふて、天正三年遂に顯忠を攻むとし、香川の家臣香川山城守、大比羅伊賀守、三野菊右衛門等、其の將として一千餘人率ゐ、香西氏よりの加勢として、羽床伊豆守、福家七郎、瀧宮豊後守、同彌十郎等各部下を率ゐて馳せ來り、共に金倉城を攻圍す。顯忠手兵を擧げて防戦す。乃ち五百餘人を五手に分ち、其の三手は香川方に向はしめ、二手は顯忠自ら之を率ゐ、先づ福家七郎に向つて戦を始む。彼我共に力戦奮闘す。其の時瀧宮豊後守、同彌十郎の二隊左右より狭撃す。福家七郎、旆を採りて奮進したれば、金倉の軍防く能はずして潰え、顯忠敗走す。福家七郎か從僕、石若疾走して顯忠を殺す。金倉城遂に滅ひたり。是より仲郡悉く香川氏に屬す。

福家七郎
瀧宮豊後守

從僕、石若
の殊功

第四節 織田氏の威望と香川信景

三好氏衰ふ

足利幕府の威望失墜し、地方の豪族割據の形勢を強固ならしむると雖も、獨り三好氏は長慶の卒してより、家臣暴戾を事とし、一族亦權を争ひ、漸く衰運に傾けり。永祿

織田信長

十一年織田信長西上するや、三好の與黨或は降り、或は走りて諸國に遁る。阿波屋形に於ても、實休先に泉州に戦死し、其子長治家を嗣きしか、放縱度なくして信望を損ひ、阿讃の兩國將に亂れむとす。當時織田信長既に近畿を平け、威名盛なりしかは、阿讃の兵將織田氏に意を寄するものあり。三好笑岩の一族、先づ降りて信長の來征を待つ。香西佳清も己に其意あり。本郡多度津城主香川之景、亦信長の幕下に候せむとして、家臣香川山城守、三野菊右衛門を使とし、三好笑岩に頼りて信長に乞ふ。贈るに大原眞盛の太刀を以つてす。信長悦ひて其乞を容れ、懇に使者を饗し、軍馬を賜ひ、且つ之景には、其の偏諱を賜はりたり。是に因り之景は其の名を改めて、信景と稱せり。

信景と改む

第五節 三好氏の滅亡

三好氏の勢力を得るに至りて、主家細川氏に對し、不臣の行爲を敢てしたるは、勿論、骨肉互に相攻伐せし等、自己の利を圖る上に於ては、其手段方法に擇ふ所なく、全く人道を無視したるは、如何に、倫理壊敗の時代なりと雖も、眞に慨嘆に堪へざるなり。されは始め三好長輝か、阿波の邊鄙に身を起せしより、長慶に至りては、天下勇將の上に立ちて其威勢を振ひ、弟實休、一存等も亦阿讃に威猛を逞しふせりと雖も、長

骨肉攻伐

人道無視

自滅

慶の嗣子は家臣に毒殺され、實休の子、長治は、天正五年部下か反謀の爲めに自殺し、終に其の跡を絶てり。是等は皆自家の作爲したる殃にして畢竟自滅と云ふへし。

第六節 元親の讃岐侵略と藤目城の戦

元親起つ

長曾我部元親、起つて土佐國に威を振ひ、既に阿波の南部を侵す。天正五年阿波國の騒亂に乘し、軍を集めて大西邑を攻畧し、次て重清城を陥るる等、勢甚た熾なり。同六年十河存保、三好長治の後を襲ふて勝瑞城に入り、使を遣して諸將を従はしむ。元親私かに四國を併呑せむとするの志あり。存りに阿波國を蠶食し、存保と兵を交へて解けず。當時讃岐の諸將は概ね自家の兵力を養ひ、時勢を望觀するもの多し。然るに本郡藤目城主齋藤下總守は、獨り元親に服したり。齋藤氏は細川時代より此の城地を保ちて今日に至りしか。下總氏は阿波の大西上野介と、親族の關係より説かれて、土佐方に従ひたり。十河存保之を聞き、天正六年、奈良太郎左衛門に命し、鶴足、那阿二郡の兵に、綾歌の兵將を加へ、三千餘人を以て之を攻めしむ。奈良氏は長尾大隅守、羽床伊豆守、北條の香川民部少輔等を先鋒として、藤目城を襲ふ。城主齋藤下總守は、豫て元親の加勢を得て、桑名太郎左衛門、濱田善右衛門等、一千餘人を以て防戦するも、

藤目城主

奈良氏藤目城を攻む

齊藤氏阿波に走る

新目彈正

藤目城包圍

藤目城占領

衆寡敵せずして遂に城を棄て、兵を引ゐて、阿波國大西邑に走る。奈良氏齋藤の所領を擧げて、新目彈正に與へ、精兵五百人を附し、城を成らしめて、軍を還へしたり。齋藤氏は其の居城を奪はれたるを遺憾とし、速に之を恢復せむとし、大西氏と議りて元親に請ふ。元親五千餘人の兵を以つて、同年冬雪山中山脇越をなして陣す。新目彈正之を見て、城兵に下知し、百餘人を山麓に出し、鐵砲を以つて擊破せむとするや、土佐の大軍、勢鋭く攻め來りしかは、退却して城中に入る。元親進みて藤目城を圍む。濱田善左衛門等先の敗辱を雪かむとして、猛進突撃す。勇將新目彈正は、逞兵五百餘人に令し、銃口を揃へて狙撃せしめ、忽ち百餘人を斃す。元親部下を勵し、麾を採りて指揮し、夜半城扉の一角を壞ち、亂入して奮戦す。土佐方七百餘人を損したるも、城兵悉く戦死し、拂曉全く占領したり。是れ讃岐に侵入したる始なれば、元親大に悦び、城を齋藤氏に還附し、加番の兵を置いて還る。當時本郡多度津城主香川信景は、齋藤氏の土佐た服したるを適めず。十河存保の催促にも應せずして、之を傍觀したりしは、何か考ふる所ありしならむ。

第七節 元親と香川信景の和親

元親の進軍

元親既に藤目城を陥れ、勢に乗して三野郡財田城を攻む。財田は阿波の大西の地に隣し、交通の要所なれば、若し香川氏か此の地に防かば、元親は讃地を侵襲すること難きを以つて、暫く時勢を覘ひたりしに、藤目の役に香川氏の出兵なかりしより、其の意を察して、急に此地に進軍せり。されは勇猛なる財田和泉守も、兵寡くして妨くを得ず。頻りに香川氏に援兵を乞ふと雖も、一兵を出さざりしかば、城遂に陥る。元親、中内藤左衛門尉をして之を成らしめ、阿讃の連絡を保たしめたり。斯の如く元親の侵略目前に迫るも、香川信景未だ一兵を動かさずして傍觀したるは、既に敵對の意

財田城陥る

土佐軍の策略

なかりしに困るなり。されは天正七年春、大西上野介、齋藤下總守等密に議りて、土佐國、國分寺の僧を使とし、香川信景の弟、觀音寺景全の家老、香川備前守に告げしめて曰く、長曾我部元親其の勢甚た強く、阿波、伊豫の二國殆ど之を從屬せしめ、今や將に當國に攻め入らむとす。香川氏尙三好氏に屬せば、滅亡近きにあり。今にして土佐方に従はば、兵士を勞せず、永く本領を保つを得へしと、備前守之を聞き、景全に議り、共に信景に勧めしかば、信景既に其の意あり。故に往日藤目の役にも兵を出さず。ま

信景の意中

和議成立

た財田を援けざりしも、今日あるを豫期したるに依るなり。而して信景に男子なし、願くは一子を賜ふて、後を繼かしの給へ、切に望む所なりとありければ、使僧之を元親に傳ふ。元親大に喜び、和議爰に成立せり。是により、家老香川山城守、河田七郎吉衛、同彌太郎、三野菊右衛門等を、二人宛交代に、土佐に遣して質とし、信景もまた岡豊府に到り、元親に謁し、多くの物品を贈りしかば、元親喜びて厚く之を饗應せり。而して信景の歸るや、間もなく、元親の次子、五郎次郎を送り來りて、信景の女婿となし、香川氏の世嗣と定めしより、益々親交ありたり。

第八節 土佐軍と長尾、羽床軍と楠梨、高篠の戰

元親更に東方に進軍す

香川信景、元親と和したれば、領民稍々小康を得たり。然るに元親更に東方に進軍せむとし、大兵を率ゐ、多度津に來りて軍議を定む。香川氏は家臣三野菊右衛門、河田七郎兵衛等に、兵八百餘人を附して之を嚮導となす。元親一萬二千餘人を率ゐ、鶴足郡に入らむとす。西長尾城主、長尾大隅守之を聞き、天正七年四月兵を川向に出して布陣す。四月二十八日未明、土佐軍之を攻む。長尾氏は片岡九郎兵衛高好と共に、附近に火を放ちて進み出て、死力を盡して芭蕉の地に混戦し、片岡九郎兵衛は、元親か先陣

片岡高好

長尾大隅守

榊梨山に據る

の勇將大山孫九郎を討殺す。土佐軍之を見て潰え、走りて榊梨山に據る。長尾軍は勢に乗し、夜陰を冒して榊梨城を襲ふ。片岡伊賀守其將として五十餘騎、馬の轡を布にて巻き、竊かに榊梨川に沿ふて敵陣に寄らむとす。中途伊豫軍の本陣に到るに遭遇す。夜闇くして彼我を辨せず。騒亂甚たし。土軍之を知り、本陣より撃て出て、忽にして

長尾軍大敗

敗る。長尾軍大敗して走れり。此の時片岡通高沼田に馬を乗り入れ、流矢を負ふて、將に絶息せむとするを、其の子九郎兵衛之を知り、其の首を舉げて歸らむと云ひければ、通高武士の首、敵に渡すは我か生前の本懐なり。汝急ぎ立ち去るへしとて、終に馬

片岡伊賀守の墓、羽床伊豆守

諸共に斃れたり。今も片岡伊賀守墓及馬之墓、象郷村大字上榊梨字に在り。時に羽床伊豆守之を聞き、家臣に謀りけらく、敵は三國の大軍なり。我既に香西氏と隙を生し

羽床軍敗る

軍兵甚た鮮し。籠城して敵を待つよりは、寧ろ進みて死力を盡くし、敵軍を途中に要撃するに如かすと、直に本郡高篠村に來り、兵を伏して陰に敵狀を窺ふ。土佐軍之を知らずして、伊豫の石川、新井等其の先鋒として來り、將に過きむとするや、羽床の伏兵四方より起つて之を撃つ。土佐軍忽ちにして敗る。元親之を見て、塵を採り、本隊を指揮して猛進突撃す。羽床軍一撃の下に大敗して、伊豆守將に自及せむとせしか、遙に後續兵の岡田村に來るを見て、直に意を翻し、殘兵を集めて退きたり。元親強て之

羽床氏降参す、長尾、瀧宮氏等降る

を追及せず。翌日香川信景を遣して、遂に降参せしめ、其の子資吉を質とす。是に依り長尾氏次で降り、瀧宮、新名氏亦元親に服従し、長曾我部益々其の威を振へり。

第九節 元親の全讃攻畧と諸將の混戦

十河存保
諸將降る

元親勢に乗し、將に東讃を蠶食せむとするや、天正八年正月、十河存保、潜かに阿波の勝瑞を出て、當國十河城に入りて防禦の策を講す。元親は長尾大隅守と謀り、新に城を西長尾山に築き、國吉新左衛門尉をして成らしむ。阿波の連絡を保ち、次て綾の北條なる香川民部少輔、國府の小早川三郎左衛門等を降す。

三好笑岩
倍長殺さる

天正九年十河存保、北條西の庄城を陥れ、志を得て士氣大に振ふ。勢に乗して阿波に歸り、一宮助成を攻む。元親の將、久武親秋、一宮氏を援く。篠原自通、豊臣氏の命を以て來り、存保に合す。また安宅、野口氏等、織田氏の命に依り、淡路より來らむとす。土佐軍之を聞きて色を失ふ。此時三好笑岩、織田氏に訴へて、荐りに來征を乞ふと雖も、甲斐に武田氏あり、周防に毛利氏あり、故に未だ四國に出づるの遑なし。

天正十年、織田信孝を大將とし、丹羽長秀等大軍を率ゐて來らむとす。然るに此年六月、信長、逆臣光秀の爲に弑せられたれば、急に軍を還す。元親時を得て、速に四國を統

宇多津城

西尾城

仙石秀久

秀久淡路に
走る
元親讃岐を
略す

一せむとし、西長尾城に來り、東讃に出づるの謀を授けて去る。香川信景三千餘人を率ゐて來る。部將長曾我部親政、羽床長尾氏等を先鋒とし、奈良氏を攻め宇多津城を陥れ、香西氏を佐料城に攻む。城容易に落ちず。香川信景和を圖る。議遂に成り、兩軍を合して、十河氏の西尾城を攻む。十河氏持久の備を爲し出て戦はず。親政容易に破り難く、終に圍を解きて去る。當時元親は、十河存保を阿波に破る。存保當國に走り、大川郡虎丸城に入る。元親悉く阿波を平け、越えて十河に來り、火を放ちて、西尾城を孤立せしめ、部將に成らしめて阿波に還る。當時十河存保、勢甚た衰へ、頻に秀吉に援兵を乞ふ。同十一年秀吉は仙石權兵衛秀久を遣し、兵二千に將として之を援けしむ。十河存保勢を得て將に起たむとす。元親之を知り、大兵を以て急に虎丸城に迫る。此の時仙石氏引田城に在りしかば、元親は香川信景、大西上野介をして、仙石氏に當らしむるも戦、容易に決せず。元親之を見て自ら進軍し、終に仙石氏を淡路に走らす。十河氏之を聞き、其の城を棄て去る。茲に於て長曾我部氏終に當國を從へ、部將を分ちて諸城に居らしめたり。

斯の如く、元親其の勢強く、過ぐる所の城塞を壞ち、降將を殺し、剩さへ神社佛閣を焼き拂ひたる等、無道の行爲を惡まさるものなし。されは國人其の暴力に畏怖すと雖も、之に心服するものあらざりき。

第十四章 織田、豊臣時代

第一節 鹽飽島民の海權

強力なる水軍
鹽飽船の特權

信長の朱印

船綱七十五尋

當時鹽飽島は既に強力なる水軍の名を博し、事あるときは海表に雄飛して、毎に其の功績を顯したり。されは元龜、天正の頃は織田信長の命を受け、海上輸送の任に膺りて甚た忠勤ありたり。故に當時の渡津場として主要なる、泉州堺港に於ても、鹽飽船に限り觸掛りツケカケと稱する特權を興へられたりしか。天正五年に至り、信長公の朱印書を賜はりて、益々名譽を博せり。其の文に

至堺津鹽飽船上下事、如先々不可有異儀、萬一違亂之族有之者、可成敗候也。

天正五年三月二十六日

信長公朱印

宮内郷法印

爰に先々の如くとあるは、所謂觸掛と稱する特權にして、堺港に於て、他船か如何に幅輳すと雖も、鹽飽船は船綱七十五尋の間、自由の權を有し、出入るとき、他船は其の進路を避け、鹽飽船を行通せしむるものとす。若し之を犯すものあるときは、相當の處分を免れず。是により鹽飽船の威勢益々加はり、他をして之を羨ましめ

たり。

第二節 秀吉の四國平定と仙石權兵衛

羽柴秀吉
谷忠澄
浮田秀家
元親降る

天正十三年、羽柴秀吉、四國を征せむとするや、元親之に逆ふて、羽柴氏と輪贏を決せむとす。谷忠澄其の不可なるを論し、羽柴氏に和を乞ひ、諸將と議りて、存りに勸説する所ありしも、元親の意決せず。數十日に及ひしかは、同年四月、秀吉は、畿内、中國の兵將を分ちて、阿波、及讃、豫を征せしむ。浮田秀家諸將と共に、二萬三千の兵を率ゐて、當國に来る。仙石秀久も亦羽柴氏の軍に従ひ、屋島を抜き、喜岡城を陥れて、勇名を挙げたり。此時に當り、元親各所に敗北して、終に降り、四國全く平定す。

秀久當國に封せらる

羽柴氏は、元親に土佐國を治めしめ、他の三國は之を諸將に分與せり。乃ち仙石秀久は、其の戰功に依りて當國に封せられ、宇多津城を修復して此に居る。十河存保も山田郡に分封せられ、共に國治に任したり。當時兵亂の餘、民情穩ならず、稍もすれば、相結黨して秩序を紊し、安寧を害ふるものあり。秀久其の首魁を罪し、惡徒を掃蕩せり。是により國內鎮靜し、人民皆惶服するに至れり。香川信景は元親の嚮導として土佐軍と共に、長尾、羽床氏と戦ひ、爾後大兵を率ゐて奈良氏を逐ひ、香西氏を説伏し、十河

香川氏の武勇

信景終に亡ふ

城の攻圍軍に加はり、また引田に仙石氏と戦ひて、大に武勇を現はししかは、羽柴氏の來征に方り、全力を舉げて領土を成りしも、元親既に降伏し、羽柴氏四國を統一せしより、信景領土を亡ひしかは、本郡天霧城及其他の小城は、終に此時より廢せり。而して信景は土佐國に走りて元親に寄食し、東小野に住せしと云ふも、其の終る所を明にせず。

第三節 仙石氏と生駒候

島津征伐
仙石、十河氏の從軍
擡飽船の徵募

羽柴秀吉天下を平定して關白となり、豊臣姓を賜ひ、大に其の威を振ふ。島津義久、豊臣氏の命に従はず、存りに大友宗麟を窘む。豊臣氏之を聞き、天正十四年、諸國の兵を徵して、義久を討たしむ。仙石秀久も其の命を受け、十河存保と共に、讃岐の兵將を率ゐて其の軍に従ふ。此の時本郡擡飽島より水夫を徵募せられたり。當時豊臣氏より同島年寄への令達に

令達

今度仙石權兵衛儀豊後へ被遣候然は堂島船々之事、雖加用捨五十人充乗候、一艘分可相越、則扶持方被下候間、一艘ニ水主五人充可罷出候也。

朱印

八月二十二日

鹽飽年寄中

此等の船方は當國の兵將、及戰鬪用具等に乗せて九州に到り、此の役を終るまで、専ら軍事輸送の事に服し、偉大の功績を挙げたり。

仙石秀久素より剛勇にして、部將の軍議を容れず、獨り進んで義久を追撃し、反て敵に敗られ、是か爲に十河安富氏其他の將卒、戰死するもの甚だ多し。豊臣氏大に怒り、讃岐を尾藤甚右衛門に與へ、仙石、十河兩氏の封を併せ食ましむ。然るに尾藤氏、讒に遇ひて、亦國除せられ、生駒近規讃岐に封せられたり。

生駒雅樂頭近規、親正とも稱す。天正十五年當國に封せられ、播州赤穂より移りて、先づ引田城に入りしか、東方に偏するを以つて、更に宇多津城に轉したるも、亦不便なるより、遂に香東郡菟原郷に新城を築き、天正十六年爰に移る。之を高松城と云ふ。

第四節 鹽飽島民の功績と太閤朱印

鹽飽島民は、常に海運を業とし、事あるときは、兵艦の事に従ひ、既に織田氏の時に於て、海上の特權を附與せられたり。されは豊臣氏の四國、九州征伐に於ても、軍艦の役

將卒多く戰死す
尾藤甚右衛門

生駒親規

高松城

太閤の朱印

務に服し、海上輸送の任務を全ふして、屢々其の功を顯したれば、是等の島民六百五拾名は、豊臣氏の船方に任せられ、鹽飽全島の物成高、一千二百五十石の地を與へられ、朱印書を賜はりたり。之を太閤の御朱印と稱す。左に其の全文を撮録せむ。

鹽飽地事

一、貳百貳拾石

田方屋敷方

一、千參拾石

山島方

合 千貳百五十石

右領知、當島中船方、六百五十人に被下候條、令分配、全可領知者也

天正十八年二月晦日

太閤朱印

鹽飽島中

此の頃鹽飽島の人家は、僅に四百八軒にして、在住の水主は、四百五十人に過ぎざりしか如し。されは六百五十人中、爾餘の水夫は、他所よりの雇入なりしがは、恩賞地の配分に當りては、當時の船二百艘を以つて、水主二百人と定め、都合六百五十人として、之を分配せりと云ふも、今其の詳細を知る得ず。

斯の如く多大の賞賜を得たる鹽飽島民等は、喜々として、其の恩德に報ひむことを

兵糧の廻送

勇敢なる塩飽島人

期したるに、此の年恰も北條氏征討の軍あり。乃ち豊豆氏は諸將を、相州小田原に會せしめ、一舉にして北條氏を滅さむとするや、鹽飽島民は其の船を出して官船の補充をなし、兵糧廻送の任務を受け、大小船百數十艘、一時に大坂灣を解纜し、紀州灘を通過して、漸く東進するや、俄に風烈しくて進む能はず。船將に覆らむとす。水夫等怖れて鳥羽の浦に避難せむとするもの多かりしか、此の時勇敢なる鹽飽島の水夫等思へらく、今風波を避くれは必ず到着の期に遅れ、或は作戦の大事を誤ることなきを保し難し。君思に報するは此の時に在り。風浪何事かあらむと、奮然として多數の水夫を激勵し、率先して風濤と闘ひつつ、恙なく遠洋を航行し、遂に兵糧を小田原に送致して、北條方を驚かしめたり。是れ全く鹽飽島の水夫等が功勞なりとして、更に豊臣氏の感賞を受けたりと云ふ。

文祿元年、豊臣氏兵を發して朝鮮を伐つ、生駒候は其の第六軍に將として、兵五千五百人を率ゐて之に従ひ、甚た戦功ありたり。此の時鹽飽島民も亦將軍の命を奉して、全島の船を出し、肥前名護屋の行營に到り、或は朝鮮渡航の水先案内に任し、或は大坂、名護屋間の輸送に服する等、全く此の役を終るまで、前後七年間銳意海上の要務に盡くし、偉大の功績を挙げ、鹽飽島船方の名を顯はしたり。

第五節 法度制定

秀吉亂麻の天下を統一し、桃山殿に政務を執るや、先づ五奉行を置き、淺野長政、前田玄以、増田長盛、石田三成、長束正家、の五氏に任命して政務を統理せしめたり。乃ち玄以は所司代を兼ね、京洛の政治、神佛寺を管し、正家は貢賦、租稅、會計を掌り、長政は朝廷の事務、内政を司とり、長盛、三成は法令及雜般の事を掌る。大事は五奉行相會して商議する事に決し、公文には總て連署せり。文祿四年、徳川家康、前田利家、毛利輝光、上杉景勝、浮田秀家等を大老とし、五奉行の上に置き、生駒、中村、堀尾等を中老として政務に參與せしむ。又諸侯に令して六條の法度を定め、私に嫁娶するを禁し、盟を結ひ、黨を樹つることを止め、鬭争をなし、侍姫を蓄へ、流連飲酒し、壯年の乘輿を禁す。所謂大坂城中壁書之れなり。次に其の掟を撮録せむ。

御 掟

- 一、諸大名縁邊之儀得御意以其上、可申定事
- 一、大名小名、深重令契約誓紙等、堅御停止之事
- 一、自然於喧嘩口論者、致堪忍之輩、可屬理運之事

- 一、無實之儀申上輩有之者雙方召寄、堅可被遂御糺明事
 - 一、乘物御免赦之衆、家康、利家、景勝、輝元、隆景、並古公家、長老、出世之衆、比外雖大名若年之衆者可爲騎馬、年齡五十以後之衆者路次及一里者、駕籠之儀被成御免候於當病者是又駕籠御免之事
- 右條々於違犯之輩者可被處嚴者也

文錄四年八月三日

御掟追加

- 一、諸公家、諸門跡衆、嗜家之道可被守公儀御奉行事、
- 一、諸寺社之儀、寺法如先規相守、專修造學問勤行不可致油斷事
- 一、天下領知方之儀以毛見之上三分二者地頭三分一者百姓可取之、兎角田地不荒様に可申付事
- 一、小身之衆者本妻之外遺者一人者可召置但別に不可持家、雖爲大身手懸之者不可過一兩人事
- 一、隨知行分限諸事進退可相働事
- 一、可致直訴儀於公事目安者先十人之衆へ可申十人衆訴人之儀被馳走雙方召寄

儘に可被開申分以談合之上御耳へ於可入儀者可被申上事

- 一、衣裳之紋御赦免之外、菊桐不可付之於御服拜領者其御服所持之間は可着之染替別之衣裳に御紋不可付候事

一、酒者隨器但大酒御制禁之事

一、覆面仕來之儀堅御停止之事

右條々於違犯之輩者可被處嚴科者也

第六節 檢地田租と鑄貨

應仁以降、天下擾亂し戰爭止むなく、地方諸族財用に窮して、或は土地を押領隠蔽し、又は竊に濫制を設けて苛斂を肆にせるより、諸國田畝の制紊れ、其の伸縮一ならず、茲に於て秀吉令して國郡圖を作り、寺田、祠田の數を録進せしめ、檢田使を發して田畝を丈量せしむ、其の法は舊制の六六法を改め、六尺三寸を一步とし、三百歩を一段とす、而して田畝を檢するに尺地を遣さず、寸地を借さずして、檢出する所のもの甚た多し、田租は上世より穎稻を納れ、束を以て數へ、久しく之れに依りしか、鎌倉以後は錢を以てし、若干貫と稱す、足利氏に至り、明の永樂錢を輸入し、以て租税を納むる

より永高の稱ありしか、其の季世亦石高を用ふ。斯の如く諸國各々其の便に従ひ、紛々として同からず。此に於て秀吉盡く米納に改め石高を用ふ。乃ち田畑を四等に分ち、其の地の收穫率を以て、石盛を定む。上田は每段一石五斗、中は一石三斗、下は一石一斗。上畑は一石二斗、中は一石、下は八斗。下下は適宜に定む。收租の率を斗代と稱し、概ね其の収入を三分して、其の二を官に入れ、其の一を民の實收とす。世に之を太閤の檢地と云ふ。然れども其の實は四公六民、五公五民、六公四民等、其の地に因りて各々異なれり。

貨幣は足利氏の時既に正長小判、天文小判等あり。諸國に亦判金なきにあらざれども、甚た少くして殆ど流通するに及はず。多く明錢を以て通用したりしか。秀吉天正通寶を鑄て銀銅錢を並用せしめ、又小判、大判金を鑄、別に丁銀を鑄たり、又五兩判、半兩金あり。皆純金銀にして銅の含量甚た少し。世に之を天正判と云ふ。

第七節 外教禁制

耶蘇教は足利氏の末より稍く勢盛にして、學校會堂を各地に建設せり。先きに信長耶蘇教を信し、南蠻寺を建てて布教を許したるも、後國家に害あるを慮り、之を抑制

せんとして果さりしか。秀吉政柄を執るに及び、南蠻寺を廢毀し、令を四方に傳へて耶蘇教を嚴禁し、布教師を悉く平戸に聚めたり。其の定に曰く。

- 一、日本者神國タル處、キリシタン國ヨリ、邪法ヲ受ケ候儀、甚タ以テ不可然事
- 一、其國郡之者ヲ近付ケ、門徒ニナシ、神社佛閣ヲ打破コト、前代未聞候、國郡在所知行等、給人ニ被下候儀者、當座事ニ候。天下ヨリノ御法度相守、諸事可得其意候處ニ、下々トシテ猥儀、曲事候事
- 一、伴天連、其智慧之法ヲ以、心サシ次第ニ、檀那ヲ持候半ト被思召候處、如右、日域之佛法ヲ打破候事、曲事候條、伴天連儀、日本地ニハ被差置間敷候間、今日ヨリ廿日之間ニ用意仕可歸國候其ノ中ニ、下々伴天連ニ不謂族申懸者アラハ可爲曲事
- 一、黒舟之儀ハ、商買之事候間、各別ニ候、年月經諸事賣買可仕候事
- 一、自今以後、佛法之妨ヲ不成輩ハ、商人之儀ハ不及申、何ニテモ、キリシタン國ヨリ、往還不苦候條可成御意事

天正十五年六月十九日

御朱印

當時當地方には耶蘇教を信する者なかりしか如し。雖も、禁令の嚴なる爲め、教師の一時諸方に潜伏したるものありしか。其の禁令は普く布令せられしなるへし。

第五期 德川幕府の代

第十五章 德川氏の初世

第一節 江戸開府

千代田、寶田
日本第一
家康の計劃

天正十八年德川家康、駿府より江戸城に移りし時は、城下一帯未だ荒野にして、僅に千代田、寶田等の漁村ありしに過ぎず、西北は武藏野に連り、東南は内海に臨みて、蘆葉叢生の地たりしか、頻りに開拓修理を加へ、亦大に土工を起し、諸大名の賜邸成るに至り、商工業者も來往し、始めて市街を形成し、遂に日本第一の都會として繁昌を極むるに至れり。家康幕府を江戸に定めたるは、鎌倉、室町の故智に倣ひ、關八州を以て根本地と爲し、諸國の地勢を考へて、適當に諸候を配置し、以て天下の實權を收めむとしたるに外ならず。家康の此の計劃は既に八九年間を費して、獨り深思熟慮の上になり、遂に之を完ふして國家太平の端緒を開きたり。

第二節 大名の配置と法度

德川氏既に天下を一統し、政柄を握るに至り、鎌倉、室町幕府の計劃か、極端なりし爲

外様大名
譜第大名
三家
大老、老中
所司代城代
賓客の待遇
誓書
參觀交代

め、早く衰微を招きしに鑑みて、大名の配置に考慮を回らし、之を分ちて二となす。乃ち外様、譜第の稱あり。外様は戰國以來の豪族にして、關ヶ原役以後、德川氏に屬したるもの、譜第は舊臣にして、大名に列するものにて、其の一萬石に及はざるものは、旗本と稱して府地に居らしむ。而して樞要の地には、譜第及親族を配置し、又家康の諸子を各地に分封して、家門及三家と稱し、豫め將軍後嗣の家格を定め、水戸家を以て、宰たらしむ。又江戸に執役あり。大政を總括し、年寄は公文に連署す。後執役を大老に、年寄を老中に改む。京都に所司代、大阪に城代を置き、皆譜第大名を以て之に補する等、専ら政務の刷新に盡し、上は皇室を安むし奉り、下は庶民を綏撫するに努めたり。外様大名は各々其の國に自主し、藩政皆舊に依り、恰も賓客を以てする如く待遇せしか。治政漸く其の緒に就き、正に德川の天下となるや、慶長十六年家康、二條城に諸候を召して、誓書を奉らしむ。其の一條に、右大將家(源賴朝)以來、代々の將軍家の法式に従ひて、損益を爲して、江戸より發布すへき、法度の旨を奉すへし。若し之に違ふ時は、如何なる嚴糺をも、甘して受くへし。と誓はしめ、諸大名は江戸に邸宅を置き、妻子を居らしめて、人質に擬し、隔年領地に還るの制を立つ。之を參觀交代と云ふ。また公卿衆法を定めて、勉學、勤行を勸めて、風紀を正し、元和元年には、武家法度十三條を

願ちて永世の大法とす。是等は皆家康か、貞永、建武式目等を參酌して定むる所なりと云ふ。其の文に

武家諸法度

- 一、文武弓馬之道、專可相嗜事。
- 一、可制群飲佚遊事。
- 一、背法度輩、不可隱置於國々事。
- 一、國々大名小名並諸給人、各抱士卒、有爲叛逆、殺害人者、遠可追出事。
- 一、自今以後、國人之外、不可交置他國者事。
- 一、諸國居城、雖爲修補、必可言上、況新儀之構營、堅令停止事。
- 一、於隣國、企新儀、結徒黨者、有之者、早可致言上事。
- 一、私不可締婚姻事。
- 一、諸大名參觀作法事。
- 一、衣裳之品、不可混雜事。
- 一、雜人恣不可乘輿事。
- 一、諸國諸侍、可被用儉約事。
- 一、國主、可撰政務之器用事。

右可相守此旨者也。慶長二十年卯七月日

此の法度は、德川幕府の憲法にして、逐次禁令の條件整備し、諸大名に對するは勿論、亦地方一切の事も、皆此の綱領を旨として、決斷處置せられたるへし、實に德川氏の天下を靜謐ならしめたるは、整備したる法度の威力大なりと云はざる可からず。

第三節 德川幕府と鹽飽島の朱印地

朱印地

是より先、豊臣秀吉既に薨し、政權漸く德川家康に移るや、鹽飽島民は既往の功績に由り、豊臣氏より賜はりたる、朱印地の、將來如何に成り行くやを慮り、年寄役宮本傳太夫、吉田彦右衛門、入江四郎左衛門等相議りて、大坂に到れり。爰に寺澤志摩守と云ふあり。先に朝鮮征討の際、専ら海運の事を管掌せしより、鹽飽島民も屢々其の恩顧を受けし縁故あるを以て、年寄等は志摩守に頼り、事情を具申して其指令を待ちけるに、遂に小笠原越中守に引見せらるる所となりしかば、豊臣公の朱印書を提出して、其の改め受け、島地拜領の繼續方を請願したるに、詮議の結果、間もなく家康公の朱印書を下賜せられ、爰に永久所領の端緒を開きたり。乃ち其の朱印書左の如し。

鹽飽檢地之事

- 一、二百二十石 田方、屋敷方
- 一、千三十石 山 島 方
- 合 千二百五十石

右領知、當島中、船方六百五十人に、如先判被下候條、令配分全領知者也。

慶長五年九月二十八日

小笠原越中守

奉之

家康朱印書

永久所領

家康
朱印

塩飽島中

一説に此の時塩飽島の年寄等、大津に到り事情を具して、志摩守に請願し、其の改めを受け、後家康公大阪城西本丸に入りたる時、更に請願せしかば、遂に朱印書を賜はりたりとも云ふ。

斯の如く徳川氏の恩典を被りし塩飽島民は、慶長十一年江戸城の修築に方り、船數十艘を出して、土木材料の運送に盡したり。また同十九年より翌元和元年に涉れる大阪陣の時に於ても、多数の船を出し、備中より兵糧米を積載して、泉州堺浦に回漕し、此の戦を終るまで同浦に留まりて、海上の勤務に服したり。

寛永十四年には耶蘇教切支丹宗と稱すを嚴禁せしより、肥前國島原に一揆起りし時、塩飽島民は板倉内膳の命に依り、船二十四艘を以つて、大阪より陣營具等を積載して肥前に回漕し、翌年暴民掃蕩に至るまで、船方の用務に従ひて、甚た功勞ありたり。

第四節 生駒氏と讃岐

生駒近規の子、一正、父に従ひ朝鮮を伐ちて功あり。然るに慶長五年關ヶ原の役起る

土木材料
糧米
島原一揆
船方
生駒一正

や、近規は西軍に屬したるも、世子一正は、徳川家康に従ふて戦功ありしかば、事平きて後、家康は全讃を擧げて一正に與へたり。爰に於て一正父の封を繼ぎ、讃岐守と稱す。翌年領内の田畑を檢せしむ。是より先、近規、鞆、那珂の兩郡の界なる龜山に城を築き、一正をして西讃の政務を執らしめむため起工したりしか、同七年に至り一正終に之を完成し、丸龜城と稱せり。同十三年、一正諸候に先むして、妻子を江戸に移す。將軍秀忠之を賞し、兵賦の半額を減せられたり。一正の子、正俊初め丸龜城に居たりしか、後、年高松城に移りたり。正俊の子、高俊、壹岐守と稱す。舅家藤堂高虎の家臣、西島八兵衛之尤を聘して顧問とし、土木事業を管掌せしむ。彼の名高き滿濃池を始め、木田郡三谷地、神内池等大小九十餘を築きて灌漑に便し、また春日新田を開きて多くの良田を得たる等、皆悉く西島氏の計劃せし所と云ふ。

生駒氏は高俊の世最も盛にして、寛永十七年の改正讃州總村高帳の記載に依れば、其の所領總高合二十三萬二千九百四十八石九斗七合とあり。其の内二萬五千四百八十石五斗五升は那珂郡に、一萬八千三百九十五石七斗二升五合は多度郡に屬せり。彼の足利氏の闇黒時代より、久しく戦争の爲に多大の苦みを嘗めたる當國民は、生駒氏の世となりて、稍々小康を得、此の頃に至りては、全く其の困憊を癒せしか如し。

檢地
丸龜城
西島八兵衛
滿濃池
村高

生駒氏止ふ

伊豫時代

然るに高俊は性暗愚にして、讒諂を用ひて倭者を近づけ、忠直を避けて之を疎外す。是に依り家臣互に嫉視反目して争ひ起り、國政全く紊亂し、人民其の堵に安せざりしかは、徳川幕府は遂に其の領土を奪ひ、同十七年七月出羽國由利嶋に流したり。此の時青山幸成、上使として高松城に來り、一時國政を執る。尙城番としては全讃を三分し、伊豫國の諸候其の任に當れり。其の内、那珂、多度兩郡以西は、大州城主加藤出羽守泰興の治むる所たりしか、翌年幕府は山崎家治を西讃に、又其の翌年には松平頼重を東讃に封して、當國を治めしめたり。

第五節 西島之尤と満濃池

池内村
眞野村豪族

本郡満濃池は縣下第一の名池にして、大寶年中創築後、弘仁以來破壊、修繕數々ありしか、長曆年間に於ける堤防破壊後は、約六百年間再興に至らずして、池内遂に農民の聚落する所となり、三百五十石許の田地ありて、池内村と稱せり。然るに寛永三年百餘日の大旱に會し、稻穀稔らず、農民の窮狀甚しきものありしかは、生駒候大に之を憂へ、西嶋之尤に命じて領内に陂池を築造せしむ。當時西嶋氏は東西に奔走して大に計劃する所あり。時に池内村の土地は、殆ど眞野の豪族矢原又右衛門の有する

三郡

所なりしかは、之尤は又右衛門に説きて、其の土地を出さしめ、同五年十月其の工を起し、同八年二月に至り、終に竣功せり。斯く矢原氏も大に築堤に盡す所ありしかは、生駒候は其の義舉を賞し、池の近傍に於て、五十石の田畑を賜はれりと云ふ。當時の水掛り村高覺書に依れば、其の關係する所宇多、仲多度の三郡、四十四村に及び、總高三萬五千八百十四石貳斗餘に達せり。今本郡に屬する當時の村高を舉ぐれば左の如し。

掛り高

仲郡 四百石、眞野村 五百石、岸上村 五十石、樋の外村、今の池尻地方を樋の尻
又は樋の外と云へりしか、此は池内村に對して起りし名なるへし、千六百石、吉野
村 九十三石餘、金比羅院内廻り(西山村は社領地たりしより如此云へるか) 八
百六十一石餘、苗田村 八百二十二石餘、榎井村 二百七十一石餘、高篠村 六百
三十石、榎梨村 千九百五十六石餘、垂水村 五百石、與北村 千五百八十六石餘、
郡家村 千九百三十三石餘、木徳村 八百石、金倉上、下 二百石、平家(川東村とも
云ひ、上金倉の一部なりしか) 高合て一萬九千八百六十九石餘
多度郡 七百石、吉原村 千八百八十一石八斗餘、山階村 二百石、奥(今の奥白方
なるへし) 八百六十石九斗餘、青木村 三百石、三井村、六百石、庄村 五百六十

六石三斗餘、道福寺。九百四十七石五斗餘、葛原。七百四十五石八斗餘、多度津。二百五十石、堀江村。七百石、中村。千七百石、吉田村。千石、善通寺。七百石、生野村。九百石、弘田村。二百八十六石九斗餘、西白方。五百石、大麻。高合て一萬二千七百八十五石二斗餘

宇多郡に於ても、二村、小川、高津、中原、土居、木村、西村、河古等、高合て三千百六十石の水掛りあり。而して此覺書には、配水方法、池普請等の定例をも記し、終りに仲郡、原田大庄屋又作、苗田大庄屋與三兵衛、多度郡弘田大庄屋與三右衛門、山階庄屋善右衛門の四名及宇多郡の大、小庄屋二名の連判あり。其次に寛永十八年、己十月九日、御勘定所、組頭、能勢四郎右衛門、同奉行、伊丹、播磨、老中、青山大藏大輔の奥書あり。久しく廢絶したりし滿濃池の再興既に終へたるか、其の配水方法等、一般農民の權利義務に關する事項は、此の年に至りて確定したるなり。

第六節 山崎家治と西讃

山崎候
所領高

山崎甲斐守家治は、寛永十八年九月、肥前國富田城より移りて、丸龜城に入り、豊田、三野、多度の三郡及那珂郡の内二十一村、鶴足郡の内一村等に於て、其の總高五萬三千石

大庄屋
庄屋

山崎家絶の
城代

を領したり。

家治既に卒し、子俊家其の後を受けしか、早世して其の子、治頼幼にして其の家を嗣きしも、八歳にて卒し、嗣なくして其家終に斷絶せり。此の時幕府は城代として代官、多羅尾久右衛門、今井彦右衛門、目付、下曾根三十郎、仁賀尾内記等を派遣して、山崎氏の舊治を管掌せしめたりしか、萬治元年京極高和を封して西讃を治めしめたり。

第十六章 松平、京極時代

第一節 松平頼重と東讃

松平侯
所領
仲郡の領地

松平頼重(水戸の藩祖頼房の長子にして、徳川家康の孫なり)寛永十九年、讃岐に封せられ、常陸下館より移りて高松城に入る。大内、寒川、三木、山田、香東、香西、綾南條、綾北條、宇足(土居村を除く)の九郡及那珂郡の内二十五村等にて、高十二萬石を領せり。當時仲郡の摺入、五毛、本免、(免は今、目となれり)春日、小池、照井、福良見、岸上、眞野、西山、(今の琴平町)四條、良野上、(良は今、吉となれり)良野下、東高篠、西高篠、垂水、公文、那家、原、(今那家村の内なり)木徳、與北、原田、黒島、(今三條の内なり)金藏寺、柞原の諸村は乃ち高松藩に屬したり。

頼重封に就くや、敬神崇道を勧め、専ら民政に意を用ひて、一藩創業の偉功を建てたり。

正保二年大旱に會し、農民の困苦見るに忍ひざるものあり。高松藩主頼重は、其臣矢野部傳六に命じて、陂池四百餘を領内に増設せしめ、其の後を善くす。今に至る迄、讚民其の恵に頼るなり。

築池
朱印地

本郡金毘羅宮は、古來寄附の祀田三百三十石ありしか、慶安元年、頼重幕府に請ふて之を朱印地と爲し、以て永久祭祀の基礎を確立したり。

凶年
救恤

承應二年夏亦大旱あり、次て秋、大風、洪水に遇ひて穀粟登らず、餓民甚た多く且つ牛馬の疫死すること數千頭に達せり。斯くの如き凶年なれば、貢米大に減し、藩の財政亦裕ならずと雖も、頼重窮民を恤み、米麥を興ふるもの數萬人、又銀六十貫を出して、三四戸毎に牛一頭を畜はしめ、以つて農事を奨勵したり。

第二節 京極高和と西讃

京極侯

京極高和、萬治元年二月西讃に封せられ、播磨國龍野より移りて、丸龜に入る。山崎氏の後を襲ふて、豊田、三野、多度の三郡及仲郡の内二十三村、鶴足郡の内一村等當國に

本部の領地

於て五萬六十七石(播磨國揖保郡の内三十村にて一萬石を領し、總高六萬六十七石とす)を領して國政を執りたり。當時仲郡の内、地方下村(今の山北なり)、中府、津森、今津、田村、塩屋、新田、河東、(滿濃池水掛覺書に平家とあるは、此の村に當れるか)、上金倉、下金倉、上櫛無、相見(今の佐文なり)、買田、宮田、追上、骨山(骨は今帆となれり)、生間、後山、大口、山脇、新免、免は今目となれり)の諸村、丸龜藩の治下たり。

此の外五條、榎井、苗田の三村は幕領にして、之を公領、又は天領とも稱し、幕府の直轄地にして、代官を派遣し政務を掌らしめたり。

苗田村治所

或る説に松平氏讃岐に封せらるるや、水戸の家臣中山市正等、城請取として來れり。當時讃岐は島部を合して十七萬石餘にて、五萬石は丸龜領に屬し、残り十二萬石餘の所、中山氏は島を除き、地方にて十二萬石、東より西へ打詰て請取りたるに、遂に此の三村を除したれば、之を幕領として、寛永十九年始めて苗田村に治所を置き、代官守屋與三兵衛來任せしより、其の子、助之進、孫の金左衛門に至るまで公務を執りしか、故ありて江戸に召還され、苗田村の治所は如何になりしや詳ならず。公領地は其後高松、松山藩の兼領となり、或は備中笠岡、倉敷又は丹波生野等の政所に轉屬したることあり。然るに右三村に五毛村(今滿濃池の在る所)を加へて、後世之を池御領と

池御領

も稱せしかは、或は滿濃池の修理料に充て置かれし地にやありしならむ。されは當時の仲郡五十一村中共二十五村は高松藩に屬し、二十三村は丸龜藩の治下にして、其の他の三村は公領たりしなり。

第三節 鹽飽の人名と島治

鹽飽島民は、奕世海上勤務の功績によりて、島地一千二百五十石の恩賞を得しより、全島地は即ち同島の水主等か領知す所となり、其の權利者六百五十人は、之を人名ニシメセウと稱し、島治に關する權利義務を併有し、子々孫々に傳ふ。此の一團體は、恰も領主の如くにして、人名以外の住民は之を毛人モト、又は問人モンと呼び、人名に隸屬して自ら尊卑の別ありしか如し。

島治は大坂町奉行監督の下に、島の豪族宮本傳太夫、吉田彦右衛門、眞木又右衛門、入江四郎左衛門其の任に膺れり。之を年寄と云ふ。此の外各浦に庄屋ありて部内の諸事を辨す。而して年寄は人名より選舉するを以つて、資産を有し、名望あるものは、子孫相繼ぎて其の職に就き、朱印書を尙藏し、全島を管し、訴訟を聽斷し、非違を罰し、善行を賞し、窮民を救恤する等、總て會議に依り、之を處置し、純然たる自治制を採りたる

るか、島民稍々安逸に耽り、或は非行を敢てするものを生せり。年寄眞木、入江等か、筋に逐電したるか如きは、大に島治を紊亂するを以つて、年寄は大坂町奉行に推薦して其の職に就かしむる等、嚴重なる監督を加ふるに至り、承應三年奉行所より、鹽飽島に關する法度を定められたり。今左に之を撮録して當時の状態を知る便せむ。

鹽飽島中仕置事

- 一、公儀御役の水主、六百五十人分、何時にても御用次第、出候様に不斷覺悟可仕事
- 一、四人之年寄の内、壹人宛、年行事を定め置き、公儀の御用、並に島中の用事、萬事引請、殘三人の者に致相談、情入肝煎可申事
- 一、島中田島年貢の儀、庄屋三人宛、年行司を定め置き、十六人の庄屋共、實見遂相談を四人の年寄にも、申聞百姓共いたみ不申様に可仕事
- 一、同年貢、山年貢、拾六人の庄屋等、無依怙致相談納置並請拂三人の年行司、肝煎可申事
- 一、年中の請拂、拾六人の庄屋立合、勘定相究め、其上四人の年寄に見せ、判形取可置事
- 一、四人の年寄共、二十三年以前、萬事不存候由申候、相尋候義も年寄共不存候と申事

候得者、不埒明候間、自今後諸事可致事

一、百姓共出入有之時、四人の年寄、双方召寄相尋、嶋にて可濟事は肝煎可相濟候、其上滯候儀は、兩方公事人、年寄共口人宛召連可罷登事

一、年寄共萬事無依怙、可致差引候、自然私於有之は穿鑿の上、島を拂可申事

一、年頭に大坂に罷上候事、四人の年寄二人宛隔年に可參事

一、自分に用事有之候て、他國へ罷出候刻、嶋中へ入用かけ候儀、勿論有之間敷候得共、彌々可爲無用事

一、嶋中に於て、萬事庄屋共相談の儀、不致同心者、於有之は、四人の年寄共へ申斷、年寄共所へ召寄、吃度可申付候、其の上不致承引者早速此方へ可申來事
右之條々嶋中へ申聞せ可相守此旨者也

承應三年二月十三日

民部	書判
隼人	書判
丹波	書判

(民部とあるは小濱民部丞、隼人は松平隼人正、丹波は曾我丹波守にして何れも

當時の大坂町奉行たり)

第四節 鹽飽近海の漁區爭論

鹽飽島近海は、古來魚介に富みて、住民の多くは魚獲の利に依りて其の生計を營むを以て、漁區は恰も陸地に於ける郡村境界の如く、海表一定の區劃自ら定まれりと雖も、往々他管の領民之を犯すありて、互に爭論を生じ、慘劇を演ずること少からず。其の結果官の裁斷を仰ぎ、漸く鎮定するを常とす。承應年間(徳川四代將軍家綱時代)備前國下津井四ヶ浦及丸龜領西平山浦、北平山浦御供所等の漁民と爭論起り、遂に大坂町奉行に訴へ出しかば、詮議の結果左の條項を確守すへき旨申渡されて、其の解決を告げたり。是等の條項は後世の所謂漁業權に關する基礎たるを以つて爰に載録すへし。

備前領	丸龜領	漁區	裁決書
-----	-----	----	-----

備前國下津井四ヶ浦と鹽飽浦漁場相諍事

一、下津井より鹽飽浦へ參、蛸鮎、鯛取候、釣小網獵船五六十艘有之由、從下津井書出候此小網、釣船六拾艘者、如前々鹽飽浦へ入可申候、其外は止め可申候

一、浦肴之儀は、其領分之證據にて候間、少宛取可申候、鹽飽之船、下津井へ參候刻も、

浦肴出し可申事

一、大綱之事、前廉者二帳有之候而折々鹽飽へ參候へ共、當年ヨリ大綱致退轉無之由、下津井より書上候、仮令重而出來候共、大綱致退轉候と、下津井より書出候上は、向後四季共鹽飽領へ大綱入申間敷事

一、從下津井、鹽飽之獵師を頼、下津井浦にて大綱ひかせ、相對にて魚をわけ取候由を、鹽飽より書上候、あとく其通にて候は、向後頼候に於ては可參事

一、下津井之者、鹽飽之山を切荒し候由、此段備前新太郎殿、家老池田伊賀守、日置若狭守、被遂穿鑿候處終鹽飽之山林荒し候もの無之候處、慶安五年六月に、下津井之内、大畑村與吉と申者、鹽飽之内こせゐ(小瀬居)島へ獵に參り、飯を給可申と存、薪に萱芝を刈候所を、島之年寄、宮本傳左衛門、改出し釣糸迄取候へ共、翌日詔言に參り、釣糸返し候由、伊賀守、若狭守より、新太郎殿、大坂藏屋敷之留守居、榊與治右衛門、同十良衛方の覺書に有之候、然上は自今以後彌々堅可被申付候間、可存其旨事

右午五月十六日、於民部少輔宅、從双方書付を取、同十八日丹波守宅にて穿鑿之上、申出候、此五ヶ條之趣、自今以後可相守者也

民部印

隼人印

丹波印

承應三年五月十八日

鹽飽島中

讃岐國丸龜領西平山浦北平山浦御供所と鹽飽浦獵場相諍之事

一、わたり、かませ二ヶ所の獵場、丸龜領へは遠き、鹽飽領へは近く候獵場に付、証文は無之故、何方の領分共不存候由、丸龜の者共書上、鹽飽よりは鹽飽の内と申、然る上は鹽飽の獵場に相聞へ候事

一、先年より網引來り候申傳を以つて、于今獵仕候由丸龜の者申候へ共、同國高松領へも、江尻の外は、所のものに不致合点候得は、獵仕候儀不成候由、丸龜の者手形書上候間、向後鹽飽の獵場へも斷を申候は、相對の上網引せ可申事

一、理不盡に獵仕候は、可申事
右午五月十六日、於民部少輔宅、從双方書付を取、同十八日丹波守宅にて穿鑿の上、重て丸龜領より手形を取、如斯申出候、自今以後此三ヶ條之趣、可相守者也

承應三年

民部印

午五月十八日

隼人印

丹波印

鹽飽島中

第五節 京極侯の領地増加

近江領
 京極高豊、寛文二年十二月父高和の後を承けて封を襲ふ。同四年四月、近江國蒲生郡野田、長田二村に於て、一千四百餘石の地を加賜せられたり。之れ曾祖母常高院(豊臣秀頼の生母たる、淺井氏の妹にして、將軍秀忠の夫人に於ては、其の姉たり)の遺跡たるに因るなり。爰に於て先世よりの讚播の所領を合すれば六萬一千五百十二石五斗に達せり。其の後、同十二年命ありて播磨國所領の内横濱、大江島の兩村と、近江國坂田郡清瀨、大野木二村の地と交換したり。清瀨村は家祖京極氏信以降世々の墳墓地たるを以つて、其の宿望を達せしなり。

第六節 松平頼重と寺院復興

生福寺
 寛文二年松平頼重、那珂郡東高篠村の生福寺を、香川郡百相村に移す。生福寺は圓光

法然上人

大師の舊跡にして、承元の頃此寺にありて、専ら無常の理を説き、念佛の行を勧め、自刻の佛像を安置したる等、法然上人の深き緣由ある道場なりしか。天正の兵火に罹りし以後は、僅に燼餘の佛像を安置するに過ぎずして、甚た衰頽せり。然るに頼重深く上人の徳を慕ひ、厚く念佛に歸依せしより、遂に此の舉に出たり。爾來佛閣僧房を造營し、同十年更めて佛生山、法然寺と號し、松平家の菩提所と定めたり。

第七節 鹽飽島檢地と高分配

小堀新助
 鹽飽島民は、天正以降全島の物成高一千二百五十石を領知したりしか。慶長十一年當時の代官小堀新助は、其の下代山脇九郎右衛門をして、全島の檢地を爲さしめたるに、田畑に於て百二十石六斗五升餘の新開地を檢出したり。當時之を如何に所置したるや今明ならされども、其後四代將軍綱吉の時、公儀へ差出したる島地高目録に、左の如く記載しあり。

鹽飽島中地高之目録

一千二百五十石

御朱印之表

千三十石ハ山島方麥高
百二十三石ハ田方米高
九十七石ハ屋敷方米高

右之外山脇九郎右衛門様島々改出し新田畑之高

一、十九石六斗五升一合三勺

所々田方

一、百一石三合三勺三戈

同畑方

二口ノ百二十石六斗五升四合六勺三戈

合一千三百七十石六斗五升四合六勺三戈

右配分之覺

一、畑高四百四十八石

島中地方の水主四百四十八人分

一、畑高二百石

島中船前の水主二百人分

一、畑高三百五十六石六斗七合

年寄共四人分

一、畑高三十四石

島中庄屋共十七人分

一、畑高六石

泊、笠島、兩浦肝煎二人分

一、畑高五石二斗

寺社領(專稱寺三石、八幡宮一石、木島宮一石二斗)

島高合一千四十九石八斗七合

殘テ畑高八十一石一斗一升六合三勺三戈

田高二百三十九石六斗五升一合三勺

二口ノ三百二十石七斗六升七合六勺三戈

右二口殘高、毎年寄庄屋立會□□仕納置、嶋中毎年御役水主、大坂に□□貨銀、又は島中の者大坂御用に罷出候、内雜用に拂申候、拂方の儀は島中年行司之庄屋三人宛立合、毎年算用、小帳御座候以上、寛文九巳酉八月十五日、ど記し庄屋十七人、年寄四人の連署ありければ、是にて配分方法は明瞭なるへし。

而して當時島民は、幕府の船方として、毎年一定の人員順次大坂に出て、官船に乗込み専ら大阪、九州の輸送に當りたりしか、永録年中此就役を免せられ、同時に水主役銀として、毎年四貫六百匁を上納する事となりし時、代官小野朝之亟は、元來船は海上浮もの故、之を地方テカに持たすへしと命せしを以て、是より總てを地方に定めしかは、是迄船前たりし、水主を新加子と云ひ、從前の地方の水主を古加子と稱するに至れり。

島民の勤務
水主役銀
地
船
新
舊
加
子
前
方

第八節 鹽飽島安堵の朱印

朱印書

下附申請

鹽飽島は豊臣氏より、無税として島民に下賜せられしか、更に家康より朱印書を下附せられしより、代々之か下附を申請したるも、三代家光及四代家綱も終に下附するに至らざりしかは、年寄等は島民の將來を慮り、五代綱吉の時、荐りに請願したるに、貞享元年勘定奉行より、大坂川口代官所へ達書あり。更に同所よりの移牒狀に接し、島民茲に安堵したりと云ふ。其文左の如し。

安堵の朱印

去る比、被申越候、其方御代官所、鹽飽之者共御朱印願之儀、御老中へ申上候所、權現様(家康)臺徳院様(秀忠)御朱印、致頂戴罷在上者、差支儀も無之候、其上大猷院様(家光)嚴有院様(家綱)御代にも、御朱印不被下候間、此度も不被下候、依之鹽飽之者共にも、於内寄合其趣申渡候間、被得其意、右之通鹽飽之者共、可被申聞候已上

甲子九月十五日

支配所へ罷越無加印

國 半兵衛

佐 六右衛門印

中 隱岐守印

彦 伯耆守印

大 備中守印

万年長十郎

移牒狀

右之通御勘定奉行衆方被仰下候間、即寫遺候、尤此度御朱印不被下置候得共、權現様臺徳院様、御朱印致頂戴罷在候上者、差支儀も無之旨、被仰下候間、難有奉存安堵可仕候以上

貞享元年十月十五日

万年長十郎印

鹽飽島中

右奉行名の上に、國とあるは、國領、佐は佐野、中、彦、大は中山、彦坂、大岡なるへし。朱印書は、二代秀忠以後下附に至らざりしに、今此の通達あり。また此の以降も之を例として、終に朱印書の下附なかりき。されは島民は右五奉行、連署の通達本書の交附を要求し、後證として今尙保存せり。此の通達書は一に安堵の朱印とも稱す。當時如何に之を尊重せしかを知るに足らむ。

第九節 天和の天災と高松藩の法令

死傷、米作
粥施與

水旱害

非常節儉
藩令

天和元年、大風洪水あり。人畜の死傷數百に達し、米作殆ど皆無となり、窮民途上に泣くもの多し。時に松平頼常、高松城外に草屋を設け、粥を煮て之を施與し、以つて饑民を救助せり。是より先、高松藩の用度不足を告げしかば、三年を限りて藩士の祿、十分の五を收めて、漸く其の用を充たしたりしに、今此の天災に遭遇したれば、更に之を延長し、貞享元年に至り、之を四分の一に減したるも、爾後水旱の被害數々ありて、官民共に困憊の狀甚しきものありしかば、元祿八年頼常「連年の經費夥しく、加ふるに屢々天災ありて、府庫支へ難し。宜しく非常の節儉を行ふべし」との訓諭を發して、財政の救済に努め、良好の成績を收めしかば、間もなく藩士の祿を復興し、同時に法令二十一條、目十七件を撰定して之を公布せり。左に之を載す。

法令

- 一、文武兩道者士之先務也、專勵忠孝、不可忘禮儀事
- 一、人馬一切之軍器隨身之分限恒可嗜之、假令雖不計軍旅時速可相勤事、肝要也無益之道具華靡之奢可相慎事

一、家老諸番頭奉行以下諸番組頭等至迄一切不可致依怙、最負尤非義之指圖不及沙汰家中之面々、訟訴於有之者、横目は申出年寄申中、可相達役人若私を以令抑留者可爲越度事

一、諸番所面々其儀正しく無懈怠可相勤不參之者可爲曲事、當番之輩不守其所若於有虛失者不忠之第一也、但急用有之節者各別尤相定之外燈を置き紙燭を挑事、猶以禁之若於相背者可爲過料事

一、城廻之門々酉刻闔卯刻可開、晝夜出入者致詮議、猥不可通之若狼籍者於有之者押留早速横目迄可申出勿論働におゐては討留へし、取逃之者當番之者曲事其頭可爲越度事

一、喧嘩口論可相愼、喧嘩者大抵双方可准舊制、雖然狂人同様之働於有之者依其品可有其沙汰、和談之後理不盡於討果者其趣に隨而其咎可掛一類若親戚之間なり共令荷膽者本人より其咎重かるへし、並に番所之喧嘩者其當番之輩可相計他番之者猥に不可馳寄、或侍屋敷或路次にては近隣之士又者行會者は各別其外横目無指圖、猥不可馳集事

附直參と又者於討果者可爲片誅、對直參又者無禮無之様に堅可申付若放

埒之族有之者主人可爲越度事

一、行死罪之時其者一族者不及沙汰檢使並討手之外其場に不可出合事

附家中之面々下人殘戮之時者横目迄相達可誅之若及急難者則殺害之後其

趣早速横目迄可申達總而下々非道無之様可召仕事

一、大逆之者於引退者諸奉行物頭横目等可押留海上之義者船奉行可爲役儀若及
狼籍者可討留之事

一、船出入之儀川口五箇所之外堅禁之使勤之節者不及切手諸士之分一夜泊も停
止之但其日歸之時者不及切手雖然帶妻子罷出之刻者町奉行可致判形並家中
之下々出入切手者其主人判に而可通之町中之者出入之時者其町之年寄判に
而可通之總而川口出入之義町奉行彌念を入可申付事

附領内浦々におゐて船出入儀前々之通其所之役人無油斷可申事

一、雖爲領内不受暇猥不可罷出妻子等猶以禁之於領地其日令歸宅者許之總而暇
申請時組中者組頭を以其頭に相達組外者は横目え可申達留守中者可同年寄
中並家中子共不受暇他家中え不可出之事

一、病人養生之暇者醫師並親戚可申出留守中者可同年寄中長病人之輩者番頭組

頭横目え病症直可申述於病人者其頭横目等兼而可加詮議若虛病之者有之者

本人は不及申右之面々可爲越度事

附氣むらなる於有之者親類縁者は勿論知音たりとも不隱置番頭横目え可
相斷令運引者可爲越度事

一、遺跡之儀及末期養子於申出者不可許容雖然其品により吟味之上可立之養子
者同性を撰へし若相應之者於無之者筋目を正し可申出雖爲實子乖戾之輩不
可立跡目並嫡子至於五歳目可願出之事

一、嫁娶之儀家老諸番頭にもたたる者は可披露番組之者伺其頭組外者訟横目
可同年寄中假令親類縁者たりと云ふとも他領之者と内證之契約可爲無用並
婚姻之式分限より軽く又親類縁者之外祝儀之贈答一切停止之事

附縁邊養子之儀に付貪たる俗法仕間敷事

一、普請之刻大奉行小奉行之可隨指圖若相背者可爲越度事

一、家宅之普請華美之經營令禁止之竝屋敷替之節家門之具樹石藪等破取へから
す

但蒙免許者可受檢使事

一、饗應者可爲無用雖爲嫁娶祝儀之時過分限不可致結構尤木具之繕部堅禁之若從他所客來之節者以相應可賞之總而諸士參會之刻遊宴醉興放逸之儀並賭之諸勝負堅制之若令違犯者本人者曲事座中之面々可爲越度事

一、衣裝之品絹紬以上禁之美麗之衣服不可着妻子等可准之但他客使者有之時者制外之事

一、勘當之者假令雖爲親子兄弟隱し置堅制之尤諸浪人一切不可抱置或親類縁者由緒有之者番頭組頭横目え相斷可受指圖事

附有故障人不可抱置並諸浪人筋目有之其他家中え肝煎可令遠慮事

一、於江戸家中之僕夫遂年期領内え返遣之節横目え相斷受添狀可指遣不時に暇を出す刻可准之令違背者可爲越度總而下々依小過不可成障事

一、蒙疵者有之節諸奉公人共其頭或主人早速申出へし町人士民等之儀者町中は町奉行郷中は郡奉行無遲滯横目迄可相達事

一、家中之輩對町人士民等不可致非義之作業若又下として不作法有之者町人は町奉行土民は郡奉行に相斷可糺之事

右之條々准舊式可相守者也

元祿九年十二月十五日

條々

一、親に不幸の者には跡職被下間敷候親隠居之以後不幸竝不行跡之輩者御詮議之上其身之知行可被召上事

一、諸役人御爲を存彌無油斷相勤下役人に至迄私曲不仕様に堅可申付尤郷中支配之輩者御所務收納等精を入且百姓之衰弊を考へし總而山林をあらさす道橋等斷絶無之様可申付事

一、所々在所に有之制札之義彌念を入不沙汰無之様每度相改可申事

一、切支丹宗門御改之義彌堅可相守兼而御定之通御家中並町中郷中に至迄夫々之役人猶以念を入相改へし若不審成者於有之者急度可遂穿鑿事

一、武具馬具之外總而諸道具梨地並蒔繪之類持來と云ども可爲無用尤嫁娶之道具右同前之事

一、衣類之義江戸御供或他所え御使者之節者前々之通たるへき事

一、自今以後於高松衣服之義絹紬木綿布帷子等可被着用尤毛類卷物之類羽織總而ゑり等にも可爲無用或洗帷子或下着者持來之絹布並高宮古上下不苦雖爲

五節供木綿之裏付不對上下等可着之勿論妻子之衣類右同前假令持來と云ふとも可爲無用事

附拜領之時服者可爲各別長袴着之節染小袖可着之但持來之古熨斗目者不苦事

一、饗應之儀雖爲御停止就御用寄合之節一汁二菜不可過酒三献或親子兄弟近き親類縁者又者諸藝之師醫師等參會之砌嫁娶祝儀之時者右同前其外可爲無用事
附音物取遣之儀可准右事

一、茶を詰儀兼而御定之通たるへし並數寄道具其外榮耀之器を調申儀堅可爲無用事

一、嫁娶之節結入並持參物時服致無用柳樽肴帶等取遣可仕總而爲華美儀猶以可被致無用之事

一、土産餞別雖爲親子兄弟可爲無用或はま弓、羽子板、ひいな、菖蒲刀等之爲費物停止之事

一、諸勸進一切停止之事
一、葬禮年忌之佛事等輕可被致執行事

一、作事之儀兼而被仰出候通彌可相守若及破損堪忍於難成者横目中え相斷可加修覆面々分限より輕く可有家作事

附屋下堀下摺合之石垣御停止の事

一、乗物御免之儀長袴以上者各別或歳五拾以上之面々に於願出者前々之通免許有へし。尤輕輩之妻女猥不可乘之

但老女或病人或遠方に罷越ノ節者不苦事

一、長病人三箇年者役銀御赦免其以後者百石に付一ヶ年に役銀二枚宛出し可被申事

一、向後就不勝手借金之儀願出候共無子細被申出者被遂穿鑿急度可被仰付候間彌可被用儉約事

右之條數從前々雖爲御定此度相改急度可申付旨被仰出候間彌堅可被相守者也

元祿九年十二月十五日

成田内膳
大久保主膳
稻田主米
谷式部
大久保主計

第十七章 徳川氏 中世

第一節 中須賀の開拓と福島橋

中須賀
元祿四年、京極高豊、丸龜濱町より中須賀に通ずる橋を架し、福島橋と名付けたり。福島は往昔中須賀と呼び、搦屋村より突出せし洲崎にて、人家無かりしか。延寶元年船匠十六人官許を得て、始めて此地に家を移せしより、商工業者の移住するもの多く、爾後二十年間に於て戸口百倍し、一市井を成ししかば、此の架橋あるに至れり。是より橋名を採り、中須賀を改めて、福島と稱せり。

第二節 京極高道の多度津分封

京極高道
元祿七年六月、京極高或、父高豊の封を襲ふや、先君の遺命を奉して、幕府に請ひ、庶弟（實は庶兄）高道を分家するを許され、陣屋の地を多度津に賜ひ、三野、多度、二郡の内十二村を割て、高一萬石を譲りたり。されど陣屋の造營に暇あらざりしかば、一時丸龜城内の別館に居住せられたり。當時多度郡の内、多度津、青木、庄、三井、山階、碑殿、西白方、東白方、奥白方、葛原、道福寺、南嶋、北嶋、堀江、新町の十五村は、多度津領に移れり。

講堂
風雨
蝗

第三節 高松藩講堂創建、元祿、享保間の災害と救済

元祿十六年、高松藩は講堂を創建して、藩士及藩民の俊秀なるものをして、經傳を講習せしめ、春秋の釋奠を修むる等、大に學事を奨勵したり。去年八月大風洪水ありて、其の被害甚しく、加ふるに蝗の發生して、荐りに蔓延の兆ありければ、高松藩は吏員を派して、被害の状況を檢せしめたるに、害虫盛に稻を食ひ盡すに依り、一々之を檢する能はざりしと、當時虫害の如何に甚たしかを知るに足らむ。爰を以て當年の田租を免除したるも、饑民頗る多きに由り、翌年の春夏に涉り、府庫を開きて窮民を賑恤せり。

二十年間の災害
田租を免す
惡疫流行
元祿以降正徳に至る間、數々天災ありて、領主の窮民を救恤すること亦多し。雖も、享保年間の如き天災地變の多きこと、未だ曾てこれあらざるへし。今高松藩の記事に依れば、當時二十年間、讃岐に於ける災害の大なるものを見るに、暴風屋を倒し、木を折り、船を碎き、或は連日の霖雨に、河水氾濫して堤防決潰し、家屋人畜を流亡し、山崩れ谷埋る等、大風洪水二十四回に及へり。また久旱、苗を枯損し、蝗虫、稻を害して、殆ど米の登らざりしこと九回、加之惡疫流行して人畜を失ふこと六回、享保三年の如

死者數千人

降雪大雹

饑饉

施米

金穀貸與

藩士放秩

年賀廢止

死者十七萬人

きは、牛馬の疫死するもの數千頭に達せり。同八年痘瘡大に流行し、死者數千人を算せしか如きは、其最も甚しきものとす。また地震の大なるもの六回、或は不時に降雪あり。大雹降りて飛鳥之れか爲に地に落つる等、變災荐りに至り、國民の疲弊其極に達し、窮民飢喝に泣き、道傍に餓死せむとするもの甚た多かりしかは、藩主之を憐み、粥を煮て饑民に與へ、或は施米して窮民を賑恤すること十數回、また府庫を開きて金穀を貸與する等、其の急を救ふに力めたり。されど凶年に當りては、勿論貢米の收納を減すれば、藩士の祿、其の大半を收むるに至り、高松藩の如きは、歲計甚た窮乏するを以て、藩士を放秩せしもの、三百五十餘人に達せり。

斯くの如く頻年、荒飢を以て、國民糟糠たも飽かず。流浪して食を乞ふもの、最も多かりければ、高松藩は民間の年賀を廢し、從前貸付の金穀五年を期するものを、更に二十年間延期し、其の利息を除く等、之か救済の處置に出たり。當時當郡内の狀況は如何にありしや、今之を詳悉するを得すと雖も、享保十八年の如きは、天下の大飢饉にして、死者十七萬人を出せしと云ふ。殊に當國は、前述の如き、屢次の災害を被りたれば、本郡に於ても實に見るに忍びざるの慘狀を現はしたるや、敢て想像するに難からざるへし。されば藩の財政は勿論、民間の生計非常に窮迫したれば、丸龜藩は京

丸龜藩札
能登屋

極高矩代享保十五年始めて、銀鈔一匁及三分、二分の三種を封内に發行し、能登屋某をして、正貨交換の事に當らしめ、一般の金融を圓滑ならしめたり。能登屋は元播州龍野の豪商にして、先世高和に従ひて、丸龜に移住せしものと云ふ。

第五節 高松藩の文教、延享年間の天災

元文元年、松平頼桓は、其の儒臣に命じて、重ねて藩の講堂を修造し、爾後毎月經義を講し、庶民をして之を聴かしめ、以つて教育の進歩を圖れり。同五年藩主頼恭は、藩士中の詩を能くするものに「江樓納涼」の題を課して、其の詩を賦さしめたるに、一百餘首を得たりと云ふ。藩學の盛なりしを知るへし。延享元年海嘯あり。浸水甚しくし。沿海の堤防を破り、家屋床を没し、壁を毀ち、禾稻の被害また大なるものあり。是歲冬寒威凜烈にして、流川、井泉悉く結氷し、南方の諸峯、雪を積むこと一丈餘に達し、翌春に至るまで解けず。後日山中所々に、人畜の凍死するものを發見せりと云ふ。古來稀なる降雪と云ふへし。

凍結
死氷

海嘯

教育進歩

第六節 寛延の天災と高松侯の救済

享保以降、元文、寛保の間に於て、數次變災ありしと雖も、未だ享保の如き大困窮を見るに至らざりしか、延享二年より毎歲早損を被りて、農民稍々生計に苦みたりしに、同四年より寛延二年にかけて、最も悲むべき天災に遭遇したり。乃ち延享四年夏大早あり、次て八月下旬大風洪水に會ひ、九月に至り疫癘の蔓延を見る等、國民の憂苦最も甚しきものあり。翌寛延元年には、六月四日大風雨ありてより、七月下旬に至るまで一滴の降雨なく、田圃龜裂し、稻粟既に枯死するの有様なりしか、其の二十一日より二十二日に亘り、大風洪水一時に來り、河は溢れ、山は崩れ、平地は一面の海と化し、人畜の溺るるもの甚た多し。然るに九月二日及十六日の兩度、又もや大風洪水ある等、悲雨慘風交々至り、農作の收穫するものなく、衆民飢渴に瀕するの慘狀を現せり。其の翌年に於ても、四月に地震あり。六月暴風、洪雨ありて、甚しく損害を被りたり。斯の如く凶荒荐りに至り、比年收穫なかりしかは、食ふに糧なく、爲すに業を得ずして、百姓多く離散し、只餓死を待つのみ。加ふるに此の歲牛疫の流行甚しく、八、九兩月間に於て斃死せしもの、數千頭に上れる等、實に讚民は悲境の極に達したり。

旱 損

洪水

悲雨慘風

百姓離散
牛疫

諸税寛徐

されは高松藩主松平頼恭は、領民の困窮を憫察して、此年米三千五百石を貸與し、且つ貸銀及諸雜税を寛徐し、翌二年更に米二千三百石を貸出したるも、明年仍ほ餓民多きを以つて、領内の貢租稍々多きものに對して、其の一部を免し、或は之を貸付するの方法を設け、爾後毎歲之を實施しつゝ、一方諸吏を督勵して益々節儉を行はしむる等、適切なる救済策を講したり。

第七節 寛延の飢饉と七義士

前節既に詳述せし如く、古今稀なる寛延の飢饉に當り、東讚の領民は藩侯の應急處置によりて、僅かに其の窮狀を救はられたるも、西讚二藩下の農民は、其の恵に浴する事能はずして、最も悲しむべき一大慘劇を演出したり。乃ち寛延の百姓一揆にして、義民大西權兵衛外六人の同志が、身命を犠牲として、萬民の苦惱を救済したる一事とす。而して此の大騒動の起りしは、即ち藩の秕政に因るを以つて、當時の役人は嚴令を下して事蹟の煙滅に努め、領民も之を憚りて多く語るものなく、從て地方の史籍に登らざりしかは、其の詳細を知るもの少し。依て今左に其の概要を記さむ。當時西讚四郡は、那珂郡中、二十五村の高松領と、多度、三野兩郡中の二十村を除く外は、

寛延饑饉

百姓一揆

大西權兵衛

京極佐渡守
京極出羽守

丸龜城主京極佐渡守高矩の領にして、多度津領は多度郡中の十五村及三野郡の内、上ノ村神田、羽方、大見、松崎の五村等にして、藩主京極出羽守高慶は未だ多度津に移らす。依然丸龜の別館に住し、諸士十餘人多度津に在りて、僅に藩政の事を辨するに過ぎざりき。

運上
御用銀

徳川中世華奢時代の弊を受けたる當代は、上下の經濟甚だ困難せり。殊に讃岐は數十年來、屢々變災を被り、四民悉く疲弊の極に達し、藩の財政亦甚だ逼迫したれば、運上と稱する一種の重税を課し、或は御用銀として領民の資財を借上くる等、一般に行はれたる所にして、敢て怪しむにあらざると雖も、斯る時代に於ては藩政に携はれる役人等、賄賂を憚らず、領民に向て苛虐の行爲ありしは、尤も惡むべき所なれども、是亦時代の然らしめたる處なきにしもあらず。されど晝夜粒々辛苦して尙且つ飢を醫すること能はざりし、百姓に至りては、今更想像たも及はざる苦惱ありしならむ。

未進、借銀、借米

假令は五風十雨、其の季に協ひて能く成熟したる豊年に當り、收穫に多少の餘裕を見るときも、賣價低落して多額を收むるを得ざるに加へ、從來の未進、借銀、借米の返済をなさざるへからず。且つ斯る年には必ず新運上、御用銀等、各種各方面より課せらる

餓卒道に横たはる

民狀上に達せず

庄屋

不平の聲

もの多額となり、反て其の家計を支ふるに苦しむを常とせり。また凶年に際しては、上納の爲め僅々の收穫も、其の全部を悉きされは、酷吏の暴威に觸れ、嚴罰に處せられ、延ひて一家一族に煩累を及ぼす等、衆民は少時も憂苦を免るることなく、實に言語に絶するの狀況なりしは、獨り當國のみにあらず、天下の通弊たりしか如し。當國は既に述べたる如く、四年に涉りて、古來未聞の水旱害を被り、窮民家を亡ふて離散し、餓卒道に横たはる等、實に悲哀酸鼻の極に達せしかは、其の窮狀を具して、屢々歎願哀訴する所ありと雖も、英明なる丸龜藩主は、當時東觀して江戸に在りしかは、下民の願意は毎に在國上下の奸吏に阻けられ、民狀少しも上に達せざるのみならず、諸税は年々重加し、壓制日々苛酷を加へ、百姓は牛を鬻ぎ、家什を估り、漸く納税を果すと雖も、毒蛇の如き時の庄屋は、虎狼の如き奸吏と結託して飽くを知らず。益々擅横を敢てす。されば、庶民か窮餘一步を過り、獄倉に投せざるもの日々多く、皆其の苛責に泣き、柔順なる領民も最早忍ふへからざるに至り、不平の聲は四方に起り、忽ちにして殺氣西讚の地に充滿し、闇雲天を覆ひ、今にも一大騷動の惹起せむする形勢となれり。事爰に至るや奸吏等は、名を鎮撫に假りて、其の主謀者を物色すと雖も、素より衆民か怨恨の自然に噴出したるものなれば、未だ首魁と認むへ

哀願 直訴

きものなかりしかは、彼等は益々暴威を逞ふし、反て此の騒動を大ならしめたり。是迄にありても領民は手順を履て、既に幾度となく哀願したる事ありしか、更に其の甲斐なければ遂に直訴の舉に出むとしたり。百姓騒動願の筋書に、

三井組

〔寛延二年己十月廿四日、多度郡山階村百姓共、残らす丸龜へ御願に罷出候て、御代官様方より、色々被仰付、年内は鎮り居候所、同三年午正月十五日、多度郡の三井組

天霧山

十四ヶ村の百姓一同致し、天霧山へ立籠り云々。〕同月十六日大見村百姓一同仕

御用人

り願有之、多度津へ参り可申所へ、庄屋、大庄屋罷出色々申候へ共、百姓聞入不申、山階村北山と申所迄打揃参り候處、丸龜より御用人畑與右衛門、長野甚右衛門様多

度津迄御出被遊願書御請取の上御書附被遣候云々。〔大見村百姓は多度郡と一

所に可相成天霧へ参候所、多度郡の者申候は、其村の願と當方願の筋違申候故、一

所に相成不申候とて騒き申候云々。〕神田村の百姓は一人も残らす、願の筋にて

三の宮へ寄合相談致、十七日罷出可申と相極め云々

斯の如く到る所、竹鎗蓆旗の準備は既に整ひたるか如し。然るに同月十八日一葉の

飛檄は何所よりとなく領内一般に散布せられたり。其の文に

一、此度御役所へ願の筋によりて存立有之、其表可被申談御發起有之へければ來

竹鎗蓆旗

飛檄

飛檄 帆山金右衛門 碑殿甚右衛門 三井金右衛門

同士七人

正月二十日

旗 笠笠鎌鍬蓆

天霧山麓

本山川

無辜の同胞

る二十日巳の刻までに罷出可被申候、若不同の所於有之者、早速令到着其儀相糺可申候、隨身の輩は鎌鍬其の餘雨具等、御持參可然候以上。

此の飛檄を見たる四郡の民は、猛然蹶起し、其の目を遅しと待ち構へたり。

是より先、大西權兵衛は密に帆山の金右衛門、碑殿の甚右衛門、三井の金右衛門、大野の兵治郎及天神彌一郎、南嘉兵衛等と相謀り、衆民の艱苦を救はむと、世人の視注を避けて深夜屢々山中に謀議したるも、到底尋常の手段を以つて、其の目的を達すること能はされは、同士七人か身命を抛ちて、此の急を救ふに如かずと決定し、終に飛檄を散布するに至りしなり。

笠岡村宇賀神社の鐘か、二十日の曉雲を破りて、一聲高く響けは、各寺の鐘聲四方に起り、四郡の民は笠笠を纏ひ、鎌鍬を携へ、蓆旗を押立て、一時に數萬人、東西の集合地向つて押寄せたり。豫め部署を定めたるか如く、東部天霧山の麓には、碑殿の甚右衛門外同士一名、西部本山川原には、大西權兵衛外同士四名、是か指揮者たり。衆民既集るや、指揮者は威容嚴然として告げて曰く、今回の舉は聊か藩主に怨恨あるにあらず、只專横無情なる奸吏を除きて、下狀を上聞に達し、苛税を寛徐せられむ事を哀訴するにあり。故に先つ頑迷不仁の大小庄屋を懲して悔悟せしめ、無辜の同胞を

願文

藩兵の鎮撫

三井大庄屋
岡本村
坂本庄屋

丸龜藩御用人

四郡同様

獄倉より救ひ出し、貪慾飽くを知らざる奸吏を除き、領民共に永く君恩に浴せむとす。我等七名聊か思ふ所ありて、諸氏に議らす。爰に十三ヶ條の願文を草せり。幸に強訴の功を奏せば、死は素より甘する所なれば、我等を以つて專斷横暴の擧なりと誤るなかれ。唯累を他に及ぼさむ事を恐れてなり」と、聲は一聲と高く、言々悉く肺腑より出つ。聞くもの皆其の高義に感泣したり。此の時藩兵多數悍馬に鞭ちて鎮撫に向ひしも、到底其の力に及はざるを察し、一言を發せずして、直に城下に引返したり。四郡の民は爰に指揮者を得て勇氣百倍し、東部は三井村大庄屋須藤三郎(或は杉兵衛)方に押寄せ、西部は岡本村庄屋太郎兵衛及坂本の大庄屋米谷四郎右衛門方に押寄せ、大に從來の不仁苛虐を誅りつつ、練堀を壊ち、家屋を打破り、家具を打碎く等、平素の鬱憤を晴らしたる上、日没頃東部は天霧山に退き、西部は琴彈山に夜を明し、翌朝更に本山川原へ集り、前途の方畧を定むる時、丸龜藩御用人齋藤右衛門、三田茂左衛門、大目付役、加納又右衛門、地方役庄野傳右衛門、景山武八郎、吟味役、市村權兵衛等馳來りて「願之筋は此所にて申上くへし」と嚴かに達せられたれば、衆民の中より「百姓の願は四郡同様なれば、那珂、多度郡民と共に申上くへし」と云ふものあり。數萬の群集騒擾して藩吏の言に耳を傾くるものなく、役人等如何ともする能はず。種々慰

善通寺に合

大目附

願意聞届

十三箇條

藉の辭を殘して止むなく引返せり。是より三、豊二郡の百姓は東方に漸進し、二十二日、仲、多度郡民と善通寺村に合同し、同村の庄屋助四郎方に押寄せ、平素の非道を鳴らして、土藏内の綿四五十本を引出し打ち散す等、甚しく暴行ありたれば、大野村の兵治郎(七義士の一人)之を取鎮め、夫れより隊伍を整へ、將に丸龜城下に進まむとする時、再び大目附役加納又右衛門勝重は、御用人を始め、其他數十人を率ゐ、善通寺誕生院に出張し、加納は藩侯の御代使として大に衆民を慰藉し、種々鎮撫に努むる所ありたり。此時大西權兵衛外六人の主謀者は、數萬の同勢を靜止し、七人相携へて進み出て、豫て懷中せし十三ヶ條の願文(次の聞届達書の意に同じ)を提出し、併せて領民が困苦の狀況を詳に陳述し、苛税の一日も早く改められむ事を歎願せしかば、御代使は願文を熟讀して、痛く七人の熱誠に感し、即座に願意聞届の趣を以つて、左の如く達せられたり。

覺

- 一、御未進方并ニ借銀借米共利留にて三十ヶ年間の年賦
- 一、御年貢上納方步定銀米出來次第銀時の御藏相場
- 一、米藏拂御役人手入無之而者御取不相成米廻し榊量り切に被仰付候様に

- 一、日用銀大庄屋町宿并ニ諸費等追年不相應にて迷惑仕り候此後日用帳面御上様より御吟味の上割負候様に
 - 一、御拂藁并ニ繩御藁藏にて御上納仕り外へは御用捨
 - 一、村々庄屋組頭御役儀召上られ被下候様に尤も村々より則ち其人にても追て御願申上候品々御座候
 - 一、年中御普請所品々下役人村々貰ひ人足急度無之様に
 - 一、村々庄屋歳暮年玉銀御無用
 - 一、郷中御普請の節人足扶持方枕扶持被仰付候様に
 - 一、毎年御勘定の節町宿諸役人衆臺所茶番賄御無用
- 右十ヶ條の趣聽届願之通り申付候急々殿様一躰百姓困窮御苦勞に被思召乍早速右の通り申渡候段御聞届被達候
- 一、御勘定村々庄屋直勘定只今迄米高歩に當り
 - 一、新運上停止
 - 一、御用銀匆暮已夏割銀も御返濟無之儀迷惑仕候
- 右三ヶ條の趣き追て宜敷取計可遣候

右之通此方共罷出申付候上は相違無之候間令安堵面々達所へ罷り、歸り耕作無油斷出精取續き可申候

寛延三年午正月二十三日

大目附役	加納又左衛門
御用人	齊藤右衛門
同	三田茂左衛門

御領分百姓共

嗚呼七義士か一身一家を顧みず、嚴密なる奸吏か偵察の中に、萬民を救はん精義の、凝結したる強訴の願文は、今や光輝を發つに至りししかは、俱に其の奏効を悦ひ、久しく闇雲に蔽はし西讃の山野も晴れ渡り、喜々として皆其の家に歸れり。

此の後、藩に於ては、大小庄屋の役儀を免し、奸吏の處分等ありて、大に積弊を除き、改革を加へられしかは、領民は只管農事を勵み、七義士等亦郡内を巡りて其の業を奨め、貧者を恤み、奢りを戒むる等、大に凶荒の恢復に努めたり。四郡の百姓既に宿望を達し、七士亦其の目的を遂げて皆満足したるも、今回の擧は勿論公儀の法度を犯したれば、明君上にありと雖も必ず嚴罰に所せらるへきは、素より七士の覺悟せし所

役儀を免す
宿望を達す

貧人を救ふ
 入 獄
 打 首
 辭 世

なれば、早くも家財邸宅を處置して、貧人を救ふ等、飽くまで義舉に出てたりしか、果せる哉、同年三月強訴首謀の罪名の下に、同士七人は牢獄に投せられたり、而して權兵衛は首魁の故を以て妻子に至るまで、間もなく捕はれしか、同年七月廿八日、那珂郡金倉川原に於て斬首の刑に處せられたり、此の時權兵衛斷頭臺に上るや、此世を泡と見て來し我心、民に代りて今日を嬉しきとの辭世を詠したりと云ふ、當時處刑せられしもの左の如し。

處刑者

笠岡	(今の三豊郡笠岡村の内)	大西權兵衛
碑殿	(今の仲多度郡吉原村の内)	甚右衛門
帆山	(今の仲多度郡十郷村の内)	金右衛門
大野	(今の三豊郡財田大野村の内)	兵治郎
三井	(今の仲多度郡四箇村の内)	金右衛門
天神	(今の三豊郡笠岡村の内)	彌一郎
南	(今の三豊郡笠岡村の内)	嘉兵衛
	主謀者權平衛長男	新五郎(十六歳)
	同 妻	よ ね

助命歌願
 建 碑

是より先、義民の縛に就くや、笠岡村の長林寺住僧、密傳大和尚は、善通寺の光天大僧正と議り、丸龜玄要寺の長老に頼りて、義士の助命を歎願せしも、免せされず、終に斷罪せられしかば、密傳は刑場の土を笠岡村天神山の麓に移して、碑石を建て、其の菩提を吊へりと、是れ今の七義士神社の起源なりと云ふ。

第七節 寶曆の變災と松平頼恭の勤儉

寶曆元年以降、大風洪水數々ありて、其の被害尠からず。同七年の如きは、六月旱天七月大洪水ありて、民屋數千戸を壞ち、海水溢れて人畜多く歿し、九月亦之を再ひする等、一年再三の災害を被りしかば、高松藩は大に士民の賑恤を行へりと雖も、斯の如く屢次罹災疲弊を操返すに至りては、民心常に穩ならさりしかば、爲政者は大に思慮を費したり。

洪 水

投書函

大早

祈雨

諸拂明細帳

寶曆九年高松藩主は、其の城門に投書函を設置して、親ら下民の訴を聴き、又令を下して、士民の奢侈を戒め、諸事の節約を勵行し、世態の恢復に努めしめたり。同十一年海嘯あり、翌年高松に大火あり、延焼約四百戸に及ぶ。此歲夏大旱に會し、插秧全く終らず。百姓其の業を空しふす。六月松平頼恭高松藩に歸るや、痛く農民の困苦を洞察し、大護寺の住僧榮壽に命じて雨を祈らしめ、宰臣肥田政朝を遣して、藩侯自筆の願文を納めしめたるに、同月二十六日洪雨ありて、庶民蘇生の思を爲せりと云ふ。斯く慈愛深き高松藩侯は、同年九月諸拂明細帳を調製し、諸用度の基準を定め、之か序を製し、自書して以つて施政の方針を示し、之を勘定奉行に與へたり。左に其の文を撮録して、聊か當時の狀況を知るに便せむ。

吾嘗て聞く、孝經には節を制し、度を謹むを以て諸侯の孝とし、論語には奢らむよりは、寧ろ儉せよと云ふを、禮の本と説き給りと。然る時は財用を慎て儉約を本とする事、聖賢の教なり。敬て思ひみるに、先君英公仁賢の御性質、豪邁の御氣象を以て、基業を草創し給ひ、士民欣ひ載き、都鄙饒に贍へり。節公は文武の才徳ありて、上を敬ひ、下を愛し、御身を儉にして、下民を優にし給ひき。一國の内上下質朴にして、不足の事なかりき。是によりて元祿年中の御法令を後世の手本とするもの也。惠

序文
禮の本
英公
節公

惠公

懷公

惠公は慈良の御心ゆへ、臣下懷服すると雖も、御不幸にして天災流行し、水旱頻に至り、用度御不足ゆへに、群臣を御隣み、民庶を御救ひの思しめし有なから、思しめすまゝに成り難き事も多かりき。懷公には、御聰明にして、元祿の政に復さしめ給ふの思しめしなるに、御早世にて御志も立さる事、悲むべき事ともなり。予か如き何の才徳もなきに、唯同姓親族たるを以て、はからさるに此家を相續し、過分の事此上も無き事なり。然るに予生れてより、東都に成長して、此國の風俗をも心得ず。それのみならず、不學無術にして、家を齊へ國を治るの要道をも知らず。唯徒に一國臣民の上に居る事、殆二十年に及ひぬ。費用日に多くして、用度愈々不足に及へり。已むを得ずして群臣の俸祿を借り、年中の儀式をも行はず。文道を捨置き、文武をも講さずして暮しけれども、用度益々不足して、目前の急さへ防きかたきにより、本國他國の商買より、金銀を借貸して年を送りぬ。さあるにより、元利年々に増長して、臣下の扶助さへ成り難きほどになり行ぬ。幸に凶年飢饉無たにかくの如くなれば、若し水旱、蝗蟲等の思有る時は、何を以て年を終ふべき。一たひ此事を思ふことに、慚愧の汗、胸背を濕しぬ。寶曆己卯の春、老臣西尾縫殿忠顯に命じて、國用を總括り、諸役所の用度を減せしむ。忠顯力を盡し思を焦し、身を忘れて國に報す。

西尾忠顯

予不才なりと雖も、衣服、飲食、器物、玩好に至るまで、自の身に奉ずる所のものは、耳目の及ふたけは、盡く減損を加へ、減して又減し、今年壬午に至て、往の日に比れば、よほどの違ひ有るやうに覺ゆ。忠顯勘定奉行に命して、諸役所の用度を計て巨細悉記し、編て一書となして、號て諸拂明細帳と云ふ。勘定奉行等、此帳面を以て定法となし、若し格別の品にて、用度あらは新規の事となし、後々の法式とする事を許さずむは、數年の後には借貸する所も消除して、元祿の政にも引復し、群臣の俸祿をも還し、年中の儀式をも執行ひ、文道をも修め、武備を勵すやうに成るべき也。忠顯功勉たりと云ふへし然りといへども、儉約甚過る時は、功有る人に恩賞を與ふる事もなく、差置て、罪ある人のみ刑罰を行ふやうになる事あり。功を賞せずして罪を罰する時は、臣子心を離ち、懶惰にして、勤を勵す事なく、唯咎めを逃るるのみの心に成り行くもの也。しかのみならず、黠智貧汚の役人などは、小民の告訴る所無きものを侵し、虐て己か功を立むとするものあり。臣子心を離ち、小民怨み嗟くときは、瓦解土崩の勢とて、はなれくになり、或は烏合峰起とて一揆など起す事ありて、國家を顛す事有るなれば、戒め懼るべき事の甚きに非ずや。大小の役人能々此義を勘辨して、凡ての事、下を恤むを以て第一とせむこと、是豫か至願也。

定法

手書

叙上の如く、藩公自ら其の用を節し範を垂れて、専ら民力の休養に努めしと雖も、因習の久しき容易に改革し得ざるものありしかは、更に手書を以て饗宴の奢侈を禁し、贈答を戒しむる等、先づ近臣の積弊を芟鋤して、況く下民に及ほし、力を財政の恢復に竭して、大に治績を擧げたり。

第八節 鹽飽島と高松領と漁民の大訴訟

鯛鮓漁場
江戸に訴ふ
海面圖
境界
大岡忠相
寛保の御十判

鹽飽島漁區の東端、高松領との境界線附近は、古來有名なる鯛鮓の漁場なりければ、既に漁場の境を争ふこと數々ありしと雖も、未だ劃然たる決定を見ず。享保の末頃に至りては、互に其利を主張して毫も譲らす。遂に江戸に訴願したり。されは當時幕府の評定所に於ては、雙方提出の證據書類に就きて、其の事實を審議したる上、左の裁許書を雙方に交附し、久しく紛擾を重ねたりし漁區の争も、爰に全く解決したり。本裁許書は殆ど方十尺大のものにて、表面には關係海面の圖を描き、是に黒線一條を施して、其の境界を明瞭ならしめ、裏面に裁許文を記したり。今も名奉行として、當時名高き大岡忠相を始め、十人の判士等か圖中の要所に捺印し、後世の改竄を防ぎたるか如きは、注意周到なり。本書は今も寛保の御十判(實は十一判)と稱して保存せ

裁許文

り左に判決文を載す。

高松領漁人訴趣、同阿野郡之沖^{かなで}、并其邊獵場、從先規、領主へ運上差出し、鯛獵釣致來に付、寛文年中、鹽飽島支配人之方へ、高松領主より通達有之、猥りに不入込様に、鹽飽の者へ申渡有之候得共、入込候節者、番船を以て追拂候、然る處、鹽飽之者、古來無之海境申立、獵場相掠、鯛釣之渡世相妨由訴之、鹽飽之者答之趣、鹽飽領の内、鯛釣^{かなで}之外無之、每春四五十日充、鹽飽之者^{かなで}に於て、鯛釣渡世致來候、高松領之者を強勢に制道致儀、曾て無之旨答之、右論所立合繪圖面を以て令吟味處、^{かなで}は前々より、鹽飽釣場たる旨申立候得共、鹽飽より差出候證據之内^{かなで}、釣場、鹽飽領と可定書物一通も無之、第一^{かなで}名所之證據申立に、瀬居島金山と申儀、古鋪も無之、金つる海底へ入候と申儀、申傳計にて難取用候、且、鱒瀬之碓場より、室木島を見通し海境と申候へとも、碓場名目之儀并海境に證據曾て無之、鹽飽之者申分、一々難相立、扱高松之者釣場と申立^{かなで}、其外地漕横漕等之網場へ入候、他國之釣船、番船を以て追拂候儀、延寶、貞享、寶永中之領主、浦役所、牒面に記有之高松之者申合、令符合候、^{かなで}之儀、鹽飽領に候はは數十年高松之者に被追拂、其分に可差置様無之候得は、^{かなで}は全高松之獵場と相見候、尤下口、大下口等之網

場、高松之者綱引來と申と云へとも、口上而已にて、無證據に候、依之今般相定趣、沖者瀬居島、小瀬居島、室木嶋、三ヶ所東之端を見通し、西面は鹽飽之獵場、東面は高松之獵場たるへし、但、鱒瀬は如先規可入會、右衆議之上裁許畢、仍爲後繪圖面獵場、海境引墨筋、令裏書各加印判、双方へ下授候條、永不可違犯者也。

寛保元酉年十月二日

- 木 伊賀^印 (勘定奉行、木下伊賀守信名)
- 水 對馬^印 (御用方祿、水野對馬守忠仲)
- 神 若狹^印 (全勤、神尾若狹守春英)
- 河 豊前^印 (全勤、阿野豊前守春喬)
- 神 志摩^印 (神前志摩守文敬)
- 嶋 長門^印 (町奉行在勤、島長門守正祥)
- 石 土佐^印 (石河土佐守政朝)
- 山 因幡^印 (寺社奉行在勤、山名因幡守豊就)
- 大 越前^印 (全勤、大岡越前守忠相)
- 本 紀伊^印 (木田紀伊守正珍)

牧 越中印（牧野越中守貞通）

第九節 京極高矩の古社復興

雲氣神社
京極高矩

多度郡弘田村（今本郡筆岡村）雲氣神社は、延喜神名帳所載の官社にして、往古は大神なりしか。天正の頃兵燹に罹り、爾後再興に至らず、其の遺跡將に煙滅せむとす。京極高矩之を聞きて大に慨歎し、直に官費を出して社殿を造營し、祠官散卒を置きて祭祀を厚くし、以つて敬神は治國の大本たるの至誠を致し、神祇崇敬の風を喚起したり。また或説に京極佐渡守（高矩）雲氣神の靈夢に感して之を再興し、世々厚く崇敬せりと云ふ。詳しくは神社篇同社の部にあり。

第十節 安永の天災と救恤、高松講道館設置

大風洪水

安永元年八月、大風洪水あり、家屋の崩壊するもの、一萬九千餘戸、大小船舶の難破せしもの、一百四十餘艘に及へり。而して災害は獨り是等に止まらず、家屋倒壊の爲めに壓死し、或は舟船の破碎に遇ふて溺死せしもの等、男女數十人、牛馬七十餘頭に達し、實に見るに忍びざるの慘狀を現出せり。

救恤
領民歡呼
講道館
雷落
拾芻札

斯の如く多大の災害を被り、禾穀の收得を損耗したれば、貢租殆ど其の半を減したりと雖も、高松藩主松平頼眞は、多くの金穀を出して士民を救恤し、大に産業に意を注ぎ、専ら政道に盡し、數年にして財政恢復したれば、同五年士祿の分收を免して舊に復し、又洽く恩賚する所ありしかば、領民の歡呼の聲は、雷の如く鳴り響けりと云ふ。

同九年高松城外に造營の學舎成り、名付て講道館と號す。鴻儒後藤世鈞（芝山）之か督學たり。其の教授する所、經史を基とし、兵法、弓馬、劍槍の技より、皇朝の雅樂、武家の禮式に至るまで、皆兼習せしめざるは無し。藩學の盛なる實に此の時にあり。同年夏大雷あり、雷々として連りに鳴り、遂に數百ヶ所に落下し、古來稀なる雷鳴なりしも、其の災に罹るもの、甚た僅少なりしは幸福と云ふへし。

丸龜藩治に就ては、當時の狀況を詳しくせされども、天明以來數次の凶災に會せし、農民の困難は實に甚しきものあり。隨て正貨の流出せむことを憂へたりしか、爰に勘定奉行は、村井仲左衛門の創意を容れて、安永九年拾芻の銀鈔を發行し、以て正貨の流出を防ぎ、庶民換算の便を計りけり。

第十一節 天明の大飢饉と米價、高松藩享和の新法

水旱害
米價
天明二年以降同七年に至る迄に、四回水旱の害ありしか、此の災害は獨り當國にのみならず、諸國亦其の災を被りたれば、江戸大阪の如き都市に於ける、小商工は其の業を失ひ、飢民多くして遂に騷擾を惹起する等、天下の大飢饉に遭遇したり、當時江戸の米價は金一兩に一斗九升なりしと云ふ、されは當國に於ても米價彌々暴騰し、小民益々困窮するを以て、松平頼起、高松藩侯、米二萬七千俵を出して其の領民に貸與し、一時の急難を救へり。

施米
生産奨励
寶政八年、高松藩主松平頼儀領内を巡視し、十二月始めて封に就くや、藩士に定祿外の米穀を加賜し、又領民に米一萬六百二十五俵を賜ふ。庶民其の恩賚に感泣せり。享和元年高松藩は窮乏の藩士に銀を鈔貸與し、又商工の不振を嘆して、資力乏しき商工業者に、銀鈔を貸與するの法を設けて、生産品の増殖を奨励せしかば、數年を出して産業大に興隆せり。士民洽く此の惠澤に浴するを嬉ひ、之を享和の新法と稱せり。

第十二節 節儉令

松平定信
牛減
乾鯛
百事省略
金銀、箔
寛延以降に於ても、天下屢々飢饉に遭遇して、農民の疲弊すること實に甚しければ、幕府は節儉の令を下して、救濟策を講せり。是れ松平定信の方策に出つと云ふ。先つ一萬石以下の諸士に對しては「衣食住、什器ノ類ハ成ルヘク從來ノ品ヲ用ヒ、新調ヲ止メ、式日ノ外ハ小袖ヲ廢シ、家督、婚禮ニハ贈遺ノ物品ハ従前ノ半ニ止ムヘク、慶事ノ贈物ニモ成ルヘク、鮮魚ニ代ヘテ乾鯛ヲ用フ」シとありて、定信身を以て天下の模範となり、衣服質素を極め、同僚相約して贈答を廢し、諸士をして百事を省略せしめたり。天明七年八月、遍く天下に布令して、三年間非常の節儉を行はしめ、益々節儉令を嚴にし、庶民の婦女には織縫の事を禁し、童子の玩具、士女の喫煙具、櫛笄等の身装具類に金銀を用ひ、箔を施すをも禁し、什器も紋所の外には、金銀の蒔繪を禁し、雛人形は八寸を越ゆるを許さざりし等、専ら恢復に盡したり。されは地方に於ても、普く此の布令を遵守して、年來の疲弊を挽回するに力めたるへしと雖も、今郡内に付ては委曲を述るを得ず。

第十八章 幕末の讃岐三藩治

第一節 園米令と丸龜藩の貯米

幕府は先に非常節儉令を下して、之を勵行せしめたるか、寛政元年、更に備荒儲蓄の法を設けて、之を實施せり。

備荒貯蓄

- 一、園米之儀、領分半毛、損亡之分ハ、其年園米ニ不及事
- 一、御手傳相勤候面々ハ、其年、ヨリ三ヶ年之間、園米ニ不及事
- 但シ右兩條、イヅレモ、年延ヘニ五ヶ年、都合高ハ園ヒ可申候。尤モ用捨ニ不及平年之通園ヒ候共、是又勝手次第之事
- 一、園米之儀、成丈、粃ニテ可被詰置候、粃ニ無之分ハ、年々詰カヘ可致事
- 一、來ル成年、寛政二年ヨリ、園ヒ候様ニ被仰出候得共、當年ヨリ園ヒ候儀、是又勝手次第之事ニ候、尤モ年限ハ五ヶ年同様之事
- 一、園倉等、差支迷惑之儀モ有之向、寄御藏ニ納被成度面々ハ、其ノ趣可被相伺候、御藏差支無之時ハ、伺之通ニ可被仰付事
- 一、拜借金有之向、皆濟迄ハ、園米高、半減之積ニ可心得候、尤モ定石之通園ヒ候共、是

又勝手次第之事

- 一、兼テ被仰出候、酒造之儀、過造、隱造無之様、嚴重ニ被相改米穀猥リニ費不申、江戸、大阪、其ノ外廻米、相増候様ニ可被心掛事
- 一、年々園高、御勘定奉行ヘ可被届事

豫備庫

此の令に依り、天下の諸侯は其の高百分ノ一を最少限度として之を積立て、豫備庫を設けて貯蓄し、以て凶荒に備へしむ之を園米と稱す。丸龜藩主京極侯は、幕府の節儉令出てしより、備荒貯米の法を創設せむとする折柄、幕令の發布ありしに依り、特に其の額を増加せむとして、幕府の承認を經、封内に於て、米三千俵を限度とし、寛政三年より貯蓄を實施し、一朝凶荒に際し、庶民の救済に支障なからむことを期したり。此の他同六年には、丸龜城廊内に在りし、藩學正明館を大手街に移轉し、更に其の規模を擴張して、毎歲春秋釋奠を行ひ、藩主自ら學生の業を試むるを例とし、益々文教を隆にし、以て道德の鼓吹に努めたり。

丸龜藩貯米

正明館

第二節 丸龜福島の築港、非常節儉と高松領民の獻品

福島築港

丸龜福島は、元祿以降百餘年間に於て、戸口著しく繁殖し、既に數條の街衢成りしか

は、文化三年、京極高中侯、船舶の碇泊所を築きたり。乃ち東西六十一間、南北五十間、滿潮時の深水一丈餘あり。役夫六萬六千四百六十四人、六歩給米四百三十五石七斗八升七合、雜費銀十八貫九百五十九匁七分二厘を要して之を完成し、福島湛浦と稱す。是れ商工の發達に伴ひたる施設にして、實に城下の繁榮策と云ふべし。

理財に長したる松平頼恭の餘德は、約五十年、上下を通して安樂ならしめ、其の間數次の災害ありしも、財政未だ急迫を告げざりし。府庫は、文化元年幕令あり、金七萬兩を獻し。又屋島山の南麓に東照廟を營む等、頻年多大の消費あり。是か爲め頼恕の代に至りては、財政最も窮迫せしかば、文政十年教を下して曰く、「比年用度濫出、未だ曾てあらざるの窮迫に至る、宜しく非常の節儉を行ひ、舊格前例に拘らず、一切省費に従事すべし」と、大に戒諭する所ありしかば、庶民之を恐察し、各自相應の物品を獻して、報恩の微衷を表せむとす。藩侯乃ち民意を容れ、有司に命し、其の獻する所のものをも以つて、悉く荒歉賑救の費に充てしむる如く處理せしめ、亦大に財政を整理せり。

第三節 丸龜藩政整理、多度津の陣屋造營

矯弊

久しく泰平に馴れて、世は文弱に流れ、士民漸く奢侈の弊風を生じ、稍もすれば國用の不足を訴へむとす。丸龜藩主京極高郎之を慨し、文政八年節儉の令を布き、勤儉法

獎學

を設け、家老をして之を管掌せしめ、其の矯弊に努めたり。また郊外に學校を創設して、庶民を就學せしめ、儒臣中の俊才を擧げて、政治に參與せしむる等、支族京極右近、

陣屋成る

之か總裁として大に藩政を整理したり。多度津候は、高澄の分封せられし以來、丸龜の別館に在ること數世なりしか、高賢の代に至り、陣屋を多度津に造營す。乃ち居館二棟、倉庫八棟、營門三所、鼓樓、學館、射場等備はり、更に外郭を作り、外門を三所に置く等、構築完成に至りしかば、文政十年十一月を以て、藩侯此の新館に移れり。而して後年廢藩に至るまで、三世爰に居たり。

第四節 松平頼恕の國史編輯と治績

修史

松平頼恕、常に皇道に志し、尊皇を唱へ、夙に國史編輯の志ありと雖も、政務繁劇なるのみならず、用度も亦足らざるを以て、未だ草を起すに至らざりしか、偶々治下の處士、梶原九郎右衛門が、積年史蹟を探究して、私に編纂する所の、一國史の草本を獻せしかば、藩侯大に喜び、天保三年新に史局を西城に置き、之を考信閣と稱し、學士

考信閣

天聽に達す

梶原九郎右衛門友安三冬、中村春野等を擧げて、修史の事に當らしむ。此の事遂に天聽に達し、同五年五月關白鷹司公より内諭を傳へらる。頼恕感激措く能はずして、益々修史に勉めしか。天保十年に至りて、歷朝要紀一百五十卷、後醍醐天皇紀二十三卷を大成したり。茲に於て藩主自ら上表を作り、傳奏徳大寺大納言の執奏に由り、天皇 上皇に奉獻したり。

進歷朝要紀表

臣、頼恕、言天無不覆、地無不載、日月無不照、江海無不客、大哉人君之德、則天地竝、日月、率土之廣、誰不仰、載臣、頼恕、誠惶、誠恐、頓首、頓首、竊以 日域神州、特立東海、於昭 天皇、惟命不革、爰后、下土、萬國、永賴、臣、伏遇 聖朝、文明之運、辱浴 宸渥、光被之化、僭越之罪、雖無可逃、撰述之志、不能自己、猥興史翰、區々之業、聊効野芹、拳々之誠、中間凡若干世、事稱揚 宮廷、顯休之命、備儀刑、國家、昭代之典、上下二百餘載、海內治亂之變、收拾不遺、穀下盛衰之機、陶汰畧具、不敢求銜、燿於一世、敬茲取進、止於 九重、清間申申之燕、苟賜 天覽、翼以涓埃、仰答 聖明之廣崇、此書寸長之工、雖萬無補、臣愚一得之慮、不敢不告、恭惟 皇朝、列聖之垂統、丕承神屬、萬世一軌、大寶永保、罔有窮極、雖則治亂、易南北、分裂、政體有闕、然 神州、皇朝之尊、位與天地久、運與日月長、四

上表

海之内、毋敢窺窬者、則尙何 乾綱不振之病手、臣因謹原治亂盛衰之跡、叙列百務、無所隱默、歷朝要紀百有餘卷、其所繕寫、今僅完功、謹隨表上進、以聞、餘當嗣進奏、臣、頼恕、誠惶、誠恐、頓首、頓首、謹言。

天保十年五月四日

正四位下行左近衛權中將兼讃岐守臣源朝臣頼恕上表

歷朝要紀は、天覽の榮を忝ふし、叡威の旨仰出され、高松中將、えらはれ候、れきてう要紀、てんけむ、おはしまし、ひろう申て候へは、さつそく、ゑい覽、毎事くわしく、てうひつもうるはしく、したてからも古風、おもしろく、御まんそくの 御さたに、おはしまし候、此のよし御こころへ候て、つたへられへく候、かしこ

女房狀

雲井御所

斯の如き女房狀を下さしめられたれば、同年七月徳大寺大納言は、其の臣をして之を頼恕に送致せしむ、蓋し異數にして松平侯の榮譽と云ふへし。是より先、封内西部地方を巡視す、阿野郡林田村、雲井御所と稱するは、崇徳天皇行宮の舊跡なるに、今や將に荒替せむとす、松平侯大に之を畏れ、是歳より、其の地租を免し、守戸を置き、又親ら交を撰して碑を建てたり、其の文 天皇の事蹟を詳にす

るを以て次に載す。

從四位下行左近衛權少將兼讚岐守源朝臣頼恕撰并題額

石上古代欲利故縁在天、劍大刀名爾負地之嶺能白雲跡量毛無久失奈牟事波、甚々母々、慨久惜寸業邇八方不在、故保元元年八月間懸卷毛恐支、崇德皇帝玉藻吉吾讚岐國爾、御幸那留時先直嶋丹奈母、大御船泊賜低從其處味凝迺阿野郡那流林田郷爾奈母秋木葉乃、遷幸低其郷之酋長阿野高任者、我家爾奈母大座坐那留於是、以御製歌三首、其柱爾記志給布其一曰、古許母麻多、阿良奴久母章登奈理爾、那理曾羅由久都伎能加牙邇摩可勢、低、因茲氏世俗此地乎雲井御、所跡者言雞理、恐哉如此有空數、凡西母不在地能、璞乃年月經隨爾彌益々丹不在狀爾成去天田夫等迺、赤羅曳朝夜干玉能暮耳、牧牛耕田筒、令穢奉矣、事能憤呂志久奈母故巖崩須、最毛恐寸遠神、天皇之大御事乎加丹加久奉、白牟被、忌之玖雖在、今尙如此在婆、猶以往、幾良能年月毛、手曳之絲能不經間爾、其名乎蛇爾、知人文無成行奈牟事止、甚母慨久、甚母惜久思渡都留矣、今歲燒太刀能利心、思起低、如此標乃石袁立天、其面耳、梓之真弓本末遠、伊佐々村竹少氣致、荒磯能濱藻書附留爾奈牟

天保六年歲次乙未冬十月

碑文

大聖廟

砂糖爲換

府庫充實

頼恕の事績以上の外記すへきもの甚た多し。今其の一二を挙げれば、藩學大聖廟を新建して、益々學を勧め、坂出の鹽田を修築して、永世の富源を開き、粉所の永富池を築きて、民利を興し、又砂糖爲換の方法を設けて、大に製糖を奨励し、之か販路を國外に擴張して、收利を増加し、冗費を省き、財政を整理し、府庫充實して、下民亦大に富めり。向山周慶、平賀源内等は當時の人にして、糖業、製紙、陶窯等の産業亦實に此の時に興れり。

第五節 京極高朗の土工と修史

京極高朗、城下商工業の振興するに従ひ、益々之か發展を圖らむとして、丸龜城北、西平山海岸に、船溜りを新築するの計畫を立て、官許を得て起工す。東西の堤坊八十間、南北四十間、濠口十五間にして、満潮時の深水一丈六尺とす。また別に東西一丁五十間、南北一丁三十五間の地を埋め、天保四年完成せり。之を新堀湛浦と稱す。爾來金毘羅月參船の設あり、船舶の來往頻繁にして、諸國の旅客踵を接し、著しく市中の繁榮を來せり。海岸の市井殊に殷賑を極めて、新堀の稱、普く四方に響けり。又高朗自ら學を勉め、風教の改善に盡し、夙に修史の志ありしか、未だ其の人を得ざ

新堀築港

修史

秋山惟恭
地誌掛

西讃府誌

るを憾みとせしに、柿梨村の人秋山惟恭、曾て頼山陽の門を出て、皇漢の學を該ぬるを以つて、天保十年藩に地誌掛を置き、惟恭をして、儒臣岩村秩、加藤穀、大塚敏等と共に、地誌編纂の事に當らしむ。惟恭等拮据二十年、讃岐の史蹟を蒐め、終に安政五年を以つて、西讃府誌六十一卷を大成す。此書西讃と稱するも、載する所は讃岐古來の制度沿革を明にし、地理物産等に至るまで遺す所なし。此の著の賜や大なりと云ふへし。藩侯の序あり、左に之を録す。

西讃府志序

安政戊午之秋、大塚敏等所輯西讃府志成。繕寫以上進。蓋古昔各國有風土記、以録土地之肥磽、山川原野名號之所由、及古老所傳之奇事異蹟、而其書廢失不傳矣。後雖有總國風土記、書各國之事、於讃國則闕如也。觀臺以降、昭運不啓、百廢畢舉、於是乎。府有史郡有志、及坊間名勝記等之書、漸布於世。若讃國亦既有記之者、而其著出於東讃人之手、其及西讃、則其餘波耳。是以未嘗有審考而備載之者也。儒臣巖村秩、加藤穀、有慨于此、嘗請于官、與秋山惟恭等、纂錄之、未成而二人即世。因重命大塚敏、加藤直、尾崎漸爲之總裁、惟恭等博考載籍、洽輯舊聞、加以其所見、以成斯書、分部凡十三、成卷六十。可謂勤矣。讀斯書者、視田野之暇瘠、則憫人民稼穡之艱、按山海之險坎、則考寇賊守禦之

略觀群雄割據之跡、則察敗興存亡之由、檢民居富庶之地、則思鼓舞振作之方、則於其爲政乎、思過半矣。豈翹傳舊聞、記近事云而已乎。哉。因略叙其事、由以辨諸卷端併告後之爲政者。

長州刺史源高郎識

非常節儉

丸龜藩の事業著々成效したるも、當時藩の財政切迫し、用度支へ難きに至りしを以て、天保十三年藩士の家祿十分の六を收め、非常の節儉を行ひ、また備荒貯蓄米の制を改めて、其の總額を二千石に至らしむる等、大に藩政を刷新したり。

第六節 京極高琢と多度津港

天然の良港

築港

丸龜藩既に二個の淇浦を築きしより、帆船林立旅客踵を接して出入し、商工大に發展せり。之に反し多度津は、天然の良港なりと雖も、未だ施設の備はらざるものありしかば、船客次第に丸龜に輻輳するの状況となり、多度津か其反影を受くるは數の免れざる所なりとす。されは賢明なる多度津藩主、京極高琢は、更に築港の計劃を立て、天保五年を以て其の工を起し、家老川口久右衛門をして之を董督せしめ、同九年に至りて全く竣工す。乃ち築堤の延長二百九十八間、東方百十八間、西方七十間、北方

工費

防波堤百十間にして、東西に港門、二所を置く。港内の面積二萬五千五百坪あり。此の
總工費約金六千二百兩を要せりと云ふ。爾來本港は瀬戸内海屈指の良港となり、船
舶の出入、晝夜間斷なくして、琴平宮の參客、此の地に由るもの多きに至れり。而已な
らず、常に貨物の集散亦甚た多くして、交通運輸上實に樞要の位置を占むるに至れ
り。

第七節 満濃池の決潰、安政の大地震

樋管改造
長谷川喜平
石樋
池水噴出
堤防決潰

満濃池は寛永年間、西島之尤之を再築して、往古の形狀に復し、郡民其の惠澤に浴せ
りと雖も、樋管、底樋等は屢々腐朽し、爾後十五回の修營ありしか、嘉永二年に至り、又
もや樋管の改造を要せり。此の時板井村の庄屋、長谷川喜平次は、郡民と議り、官に請
ふて樋替を爲すに當り、石材を用ひて埋樋の腐朽を除き、將來の勞費を省かむとし、
漸くにして其の工事を起し、數年を費して、安政元年四月竣工を告げたり。然るに同
年六月地震あり。是より樋管の側壁に溼潤の兆ありしか、間もなく池水噴出するに
至り、百方防禦に盡し、未だ修理終らざるに、大雨あり、漏水増大して遂に防く能はず、
七月九日の夜堤防決潰し、池水底を拂ふて那珂、多度兩郡に漲り、數村の縁田忽ち河

大地震

原と變し、家屋人畜の損害亦夥しく、一夜にして長曆の昔の如き慘狀を現はし、巨額
の費金と數年間の勞苦は、悉く水泡に歸したり。
是歲十一月四日大地震あり。家屋頻に傾倒するを以て、人皆屋外に避難せり。翌五日
稍々震動を減したるも、尙ほ草舎を造りて寢食すること十數日に涉れり。而して此の
地震は、翌年の夏に至るまで、時々之を續けたり。當時民屋の破壊せしもの數千戸に
して、實に讚地に於ける未曾有の震災と云ふへし。

第十九章 藩政時代の地方行政

第一節 藩治職制一斑

執政者老

大小名の藩治職制は、大抵幕府の其れに倣ひて制定し、藩主は領内の主宰長官とし
て、家老以下藩臣各々其の職に任して、政務を執れり。即ち執政者の首班を稱して家
老と云ふ。今其の藩治職制の大略を記さんに

- 一、側用人
- 一、側衆
- 一、大目付

藩侯に近侍して諸政の取次を爲す、今日の祕書官の如し。
用人に屬し、交代に宿直して候に昵近し、小性小納戸醫師等の身
分を進退す。
大監察の義にして一切の政務を監察す、兼ねて諸士の席次、禮法
を監視、傳達、訟獄、逮捕、及士分の分限、服忌、其の他日記、鉄砲、改宗、門
改、道中奉行をも掌る。

膳奉奉行
腰物奉行
書物奉行
留守居
番頭
徒頭

一、目付 大目付に屬して之を補く。

一、火番役 目付に屬し、火事一切を掌る。組頭あり之を監す。

一、寺社奉行 月番を定めて政務を行ひ、寺社、樂人、檢校、歌師、陰陽師、古筆見、碁將、碁に關する事を司どり、訟訴を聴く。

一、勘定奉行 民治、財政、争訟を掌り、郡郷吏員の能否を監察す、其の屬僚に勘定、組頭、同差添役、同吟味役あり。

一、道中奉行 道中一切の事を司どり、多く目付、勘定奉行の兼職とす、屬僚に與力、同心あり。

一、普請奉行 土木建築に關する事を掌る。

一、細工頭 殿中の建具、諸道具類及高札、下馬札を司とる。

一、納戸頭 衣服、調度を管し、諸役人以下に賜ふ所の金銀、衣服を司とる。

其の他膳奉行、臺所役人、賄方、食事を掌るあり。腰物奉行とて刀劍の事を司るあり。書物奉行とて圖書の出納保管を掌るあり。留守居とて藩主の不在城内の守衛、留守居の役あり。番頭とて城郭を警衛するあり。徒頭とて藩侯出入の際、其の組衆を率ひて、先拂辻固めするあり。其の外數寄屋頭、鷹匠頭、厩方、定火消役等あり。百般の技藝雜役に至る迄、其の職制を設けたり。

幕府直轄の領地には其の大小に依り、郡代或は代官を置けり。而して本郡亦榎井村

威權を弄す

食 祿
手代、書役
名庄主
年寄屋
組頭
百姓代
町年寄
五人組
地方自治
給與

に代官所ありき。代官の職掌は中央幕府の執行機關たる勘定奉行に隸屬し、政所を設け、租税を徵集し、争訟を解き、農桑を勸め、教育を布く等、管轄領民一切の行政を司とれり。而して多くは世襲にして久しく其の地に居住し、常に領民に接するを以て、動もすれば威權を弄し、領民を困しめ、或は同僚又は勘定所の組衆と結托して、私を營むものあり。故に屢々令を下して之れを戒飭し、其の同僚又は勘定所衆との縁組を禁し、領内に於て親しく商賣手作を成す事を停止し、町人百姓より賄賂を貪り、饗應を受けさらしめたり。大抵食祿百五十俵高にして、別に支配高に應し米金を給せられたり。其の屬僚に手附、手代、書役等の官あり。

村里には名主あり。百姓の推舉に依る。之を庄屋とも云ふ。之れに一代勤、年番、名主等の制ありしも、多くは世襲たり。其の下に組頭、百姓代ありて、村政に參し、又監查をもなせり。町には町年寄ありて、其の下に名主、地主等あり。五人組を立てて、隣保相助けしむ。此の五家相保の制の如きは、當時地方自治の最も見るべきものとす。當時村役人等の給與を見るに、庄屋は其の村高に依り、概ね左の割合を以て給せられたり。

村高百石より百五十石迄 年給米貳俵

全 二百石より三百石迄 全 四俵

全	四百石より六百石迄	全	五俵
全	七百石より千石迄	全	八俵
全	千二百石より千五百石迄	全	十俵

引高 給米の外に引高と稱して、年貢を免除せらるる特典あり。其の高二十石を限りとし、其の餘は他の百姓並に高役を勤め、總高二十石に満たざるものは、其の持高を限度せしも、地方により之と異なる慣例あれば、總て一樣ならず。當時鹽飽島は幕領地たりしも、庄屋の上に年寄あり、二人乃至四名交代して島治を督す、之を勤番と稱す。而して全島物成高の約四分の一は、此等年寄の給與たりしなり。

組頭 組頭は、元は五人組頭の稱なりしも、後には其の村に於て、相當土地を有し、且つ算筆の能あるもの、三人乃至五人を、村の總百姓にて撰定し、庄屋の下役を勤めしむ。而して元五人組頭、義務勤の習慣により、給米無き所多く、從て引高も公儀の定めなし。されど給米五石乃至十石を村方にて定め、官之を默許したりしも、訴訟に於ては、常に否認せられたり。

百姓代 百姓代は、庄屋、組頭の外、村内の大高持の内にて、一人乃至三人を定めて、庄屋、組頭と共に村費、其の外諸割賦物を定むる等、常に村政に參與すべき大地主にして、乃ち百

村方三役

姓總代とす。百姓代は大高持の役として勤むるか故に、給米引高等無し。以上庄屋、組頭、百姓代を、村方三役と稱す。

第二節 地方自治と五人組制

地方の自治は、五人組制度を布き、之を基礎として健全なる發達を遂げたり。五人組は既に豊臣時代に始まりしか、徳川氏に至りては、切支丹宗門傳播の防止及浪人の取締上、必要なる一種の立證團體として、著しき進歩を促し、終に地方自治の根柢を爲せり。されば五人組は其の組内に於て、婚姻、養子縁組、相續、遺言、廢嫡、後見、財産分配、管理等、人事一切の出來事に立會ひ、不動産書入、質入、賣買、貸借等の證書に連印し、訴狀に加判し、互に操行を謹み、喜憂を分ち、其の相助保隣の密なる事、遂に「京の從弟に隣は換へな」の諺あるに至れり。

五人組は、五家一組を通則とするも、其の實際は五家以上、或は其れ以下のものありて一定せず。譜代百姓の五人組は、當初編成したる儘、其の間廢家、絶家、移轉、分家、再興等に依り、戸數増減するも、敢て組替をなさず。水呑百姓、店借人の如きは、毎年組替を爲すも、編成の便宜上、往々五家内外のものありき。

立證團體
自治の根柢

立會

連判

相助保隣

譜代百姓

水呑百姓

簿冊
誓詞
諸法規

五人組に法度あり。五人組の簿冊に記載し、定期に之を讀み聞かせ、其の奥書に、法令を遵守すべき誓詞を記し、各五人組員、組頭、名主等之れに捺印するものとす。而して之れに載せたる諸法規は勤農、租稅、吏員、警察、宗教、道德、節用、民事、刑事、訴訟等なり。次に其の一部を抄録せん。

五人組法度

一、兼テ被仰出候通、大小之百姓五人組ヲ究置、何事ニヨラス、五人組ノ内ニテ御法度相背候儀者、不及申上、惡事仕候モノ有之候ハハ、其組ヨリ早速可申上候。若隱置、脇ヨリ申出候ハハ、其者ニハ品ニヨリ御褒美被下、五人組ノモノ、名主共ニ曲事ニ可被仰付旨奉畏候。惡事仕候モノ申上候ハハ、自然同類縁者杯、後日ニアダヲナスヘキコト氣遣ニ存候ハハ、隱密ニ可申上由、是又奉畏候。諸事致吟味聞出次第、御注進可申上候。并脇百姓、家抱、前地店ノ者トモニ、五人組ヲ極、判形取置可申候。若五人組ニ外レ申候モノ御座候ハハ、名主、組頭、曲事ニ可被仰付候。御年貢ノ儀一件者不及申、總テ金銀、米錢、手形ナシニ取遣仕間敷、假初之物ニモ證文取引可申事。

一、御支配人、添役衆、惣テ御家中ノ衆中迄、名主、百姓ニ對シ、依怙最負御座候歟、又者少分タリ共、非分成儀御座候ハハ、無遠慮可申上事。

一、御年貢皆濟不仕以前ニ、他所ヘ米出申間敷候。若シ能米賣替惡米ヲ御年貢ニ納申候ハハ、當人者不及申、名主五人組迄モ、何様之曲事ニモ可被仰付候。并御年貢御藏入イタシ候節、アラ粉米無之様ニ、米拵イタシ、繩、俵拵ニモ諸事御定ノ通、入念御藏ヘ詰置、御差圖次第ニ納可申候。勿論御藏入ノ時分、御支配人ヨリ被成御渡候、庭帳ニ付置、納主銘々判致置可申事。

一、男女ニヨラス欠落モノ、御中ヘ參候ハハ、押ヘ置、早速可申上候。猶以先々ヨリ構有之由、届有之者、早速寄合吟味イタシ申上、得御下知可申候。

一、博奕之儀、堅御法度ニ被仰付奉畏候。其外何ニテモ、賭之諸勝負、一切仕間敷候。若相背候モノ有之候ハハ、當人者不及申、宿併名主、年寄、五人組ニテ、何様之曲事ニモ可被仰付候事。

一、村中ニ火事出來申候ハハ、郷中ノモノ火消道具ヲ持、カケ付精出シ、消可申候。若不出合モノ有之候ハハ、御穿鑿ノ上曲事ニ可被仰付事。

一、切支丹宗門、御禁制之儀、御高札之面、急度相守可申候。自然不審ナル勤イタシ候僧俗有之候ハハ、郷中之儀ハ不及申、他所ヨリ參候共、トラヘ置可申上候。若隱置申候ハハ、一郷ノモノ不殘曲事ニ可被仰付候旨、當々被仰付候御法度之趣、無油

斷吟味可仕候。總テ宗門之儀、店借リ、出店衆地借前地ノモノ、召仕等迄、寺請狀取置、入念吟味可仕候事。

一、人賣買之儀、堅御法度旨、被仰渡奉畏候事。

一、聳取、養子取候儀、名主、組頭、立會入念、後日出入ケ間敷儀、出來不申様可仕事。

一、婚禮之節者、貧福之身元ニ不寄、一統ニ一汁一菜、所有合之野菜肴、二種ニ限り、過酒無之、衣類、櫛簪等者、前々御觸相守、美麗成儀決テ致間敷事。

一、婚禮之節不吉成、仇ヲナシ、大勢申合樽肴ヲ入、途中ニテ妨、渡船場ニテ船頭并ニ穢多非人、祝儀ヲネダリ候様之儀、有之ハ可訴出事。

一、父母ニ孝行、夫婦、兄弟、親類ト睦敷可仕。若諸親類ト不和ニテ、意見ヲ不用、不孝之輩有之者、名主、組頭ニテ吟味可訴出事。

一、總テ家業ヲ專一ニ相勤、親ニ孝行、主人ニ忠ヲ盡シ、師匠、又者老タル人ヲ敬ヒ、物毎ニ心ヲ合、村中區々ニ無之、取締行届候様取計、貧民ヲ憐救ヒ、奇特之モノ、早々可訴出事。

右之通此度申渡候間五人組前書一同月々再々讀諭シ、惡事ニ不移善道ニ導候様心掛可申、若違背致候モノ於有之者、當人者不及申、組合、村役人迄、急度可被仰付モ

ノ也

第三節 地方住民の階級

農、工、商
僧侶、神職
穢多
小頭
本百姓
水呑百姓
特殊部落

住民の階級を分ちて、士、農、工、商、僧侶、神職及び穢多に區別す。而して農、工、商は普通に百姓、町人と稱するも、戸籍上は更に之れを本百姓(譜代百姓とも云ふ)水呑百姓に別ち、郡奉行之れを管轄す。僧侶、神職は共に寺社奉行に屬したるも、神職は苗字を有して帶刀し、且つ國名を以て稱せり。穢多は非人頭、彈左衛門の支配する所たり。而して、宗門改、人別改の如き事務は、凡そ所管の庄屋(名主、年寄とも云ふ)に屬するも、穢多に在りては其の小頭に於て取扱ひたり。

本百姓と稱するは、土地家屋を所有し、年貢其の他諸掛を納むる土着の民にして、水呑百姓とは土地家屋を有せず。借家人、小作人の如き、常に地主、家主の保護の下に立つものを云ふ。穢多は特殊部落に住居して、別種の階級を存せり。獨り寺方は(僧侶)幕府か奉佛主義にありしを以て、自ら優遇を受け、諸役を免せられ、其の勢名主に伯仲せり。

村役人
庄屋、年寄、組頭等の村役人は、土著民中名望ある富限者にて、常に治者の階級に屬す

特典

るを以て、左の特典を享有したり。

- 一、町役人、村役人ハ代官、火方、盜賊改等、諸役所ニ出頭シ諸願ヲ爲スコトヲ得。
- 一、袴、羽織ノ着用ヲ許サレ、中ニハ苗字帶刀ヲ許サレタルモアリ。
- 一、諸入用諸役ヲ免セラル。

第四節 戸籍と人別改

戸籍制度の稍々備はりしは、徳川幕府が耶蘇教を嚴禁せしより、寛永中天下の士庶を擧げて、佛教の僧徒に委ね、其の檀徒の異教信者ならざるを證明せしめたるに始まり、後慶安年中、浪士取締の必要を生せし等、彼是相待て漸く戸口調査の法備はりしも、初めは僅に人別帳を作るに過ぎさりしか、享保十一年始めて全國の人口を統計す、實に男女合計二千六百五十四萬余人なりき、文化元年には、二千五百六十二萬余人に減せり、當時讃岐の人口は三十九萬五千九百餘人なりしと云ふ、天和以來は、五人組にて、人別改めを爲し、之を届出さしめ、人別臺帳、出人別及入人別帳等を備へて、定式の事項を記入せしめたり。

勘當、久離。(久離は一に舊離に作る)不良の子女を、父母尊屬親より追放する、一の私

人別帳

讃岐の人口

出人別帳

勘當、久離

義絶

不通路

逃亡、散

無籍者

離縁

養子女

雜奴人

奉公人

刑にて、終身復歸を許さず、人別帳を削除するなり。義絶とて、非肉親者間に、親族の義を絶つあり、また不通路とて、互に相往來せざるあり、共に官簿に記入す。

逃亡。士分に在りては出奔と云ひ、平民は欠落と云ふ、衆人相共にするを逃散と云ひ、皆人別帳を除く、事の利財に出づるものは、重罪に問はれ、父兄親族搜索を命せられ、近親は連累を免れず。

浪人。士分以上の、其の主を失ひ、祿俸なき一種の無籍者なり。人別改には居處に編貫して其の住民とす。

妻及連子を離縁すれば、人別帳を除かる、士分以上は幕府の許可を経て之を行ひ、其の持參金を返付す、養子、養女も亦同し、妾は奉公人の部類にて、人別には主人に屬し、子を生むも母たるの資格なし。

奴婢、雜人。専ら富家に使役せられ、其の賣買を嚴禁せしも、密かに子女を賣買し、又は質入し、之を業とするものありき。

雇人。出替奉公人にて、一に年期奉公とも云ふ。人別は奉公中は、主家に屬す、年季は大抵半歳若くは一年にして、十年を過ぐるを許さず、雇人は請人を要し、請人は雇人より生ずる一切の責に任し、また人主、下請人など、雇人の身元を保證するものあり

鰥寡孤獨

三子

毎年一回

調査方

宗門改

檀那寺

宗門預送

き。

鰥寡孤獨。古代は戸籍上に認めて憐恤を加へしも、徳川時代には此事なく、昭代の
闕典とせり。されど三子同生の如きは特に賞與するの例ありき。
人別改めは、初め毎月之を行ひたりしか、後減して年二回となり、終には毎年一度之
を行へり。其の調査要項は本百姓、水呑百姓、寺、庵、堂等の戸數及家持、家守、地借、店借、父
母、妻子、掛り人、出居衆、召仕、並に町内書役、番人、逸、生國宗旨、寺請人等の人口を男女別
とし、尙年齢を記し調印せしむ。而して之か調査は組頭、其の組下小前百姓をして、前
一年間の出生、死亡及出入等を届出させ、假人別帳を作りて名主に進達す。名主は之
を一括して更に假人別帳を製して、年番名主に提出す。年番之を纏めて町年寄役所
へ差出す等、實に繁雜なる手續を経て、戸口を調査せり。

宗門改は、名主と寺院の立會にて百姓を召喚し、宗門帳に宗旨、寺院及檀徒の名、續柄、
年齢等を記して捺印せしめ、末尾に男女別人員數を擧げ、檀那寺連判し、組頭、庄屋等
の村役人連署して差出すを例とす。畢竟切支丹宗門にあらざるを立證せしむるな
り。されは移轉出入等戸口の異動に就ては、宗門送り、或は宗門預等常に宗旨を明に
せり。されは宗門改は主として異教信者を詮索するに在り。殆ど人別改と同じけれ

は其の詳述を畧す。

第五節 租税と通貨

藩政時代に於ける田制、租法は、關府の當初より其の制ありしと雖も、五代將軍綱吉
の時に至り、檢地の發令ありて之を大成せり。乃ち六尺一寸を以て一步とし、三百步
を以て一段とす。田を五等に分ち、石盛に依りて率を定め、徵税するの法を立てたり。
石盛とは一に斗代と云ふ一段の收糧を、二斗入りの桶もて計りたる數を云ふ。其の
玄米算出は、一坪の收糧、粃一升五合磨りとして、玄米一石五斗を得とし、一反を三石
と見積りたるを上田として算定せり。五等田の石盛は、上上田十六斗、上田は十五、中
田、十三、下田、十一、下々田九の割合とす。

また畑は同位の田より、石盛二を減するを通則とせり。但し所によりて多少の異例
あるへし。

徵租は大抵收穫の四分之一を取るを通例とす。即ち四公六民の法なり。又之を取るに、
見取と、定免との二法あり。各々土地によりて同しからず。見取は毎秋役人其の地を
按檢して、上熟には多く取り、下熟不作の時は少くす。之を免と云へり。而して其の年

定免の免を定めて、文書を人民に下し、租を徴するを免状と云ふ。
 定免法とは十年、二十年の平均を定めて収納せしむるを云ふ。本郡地方に於ては時
 宜に應じて、時に見取法に依り課したるなきにあらざれども、大抵定免法を用ひた
 りしか如し。

此の外雑税は、其の種類甚だ多く、浮役、小物成、御林下葉錢、草錢、運上、冥加金等の稱あ
 り。

浮役とは收穫不定なるものを云ひ、小物成とは一つに小年貢と稱して、正租以外の
 上納米金を云ふ。冥加、運上の内には年期を限り上納するものと、然らざるものとあ
 り。而して臨時上納の者を浮役と稱し、年季を限れる諸營業に課するを運上、冥加と
 稱せり。蓋し運上、冥加共に其の内容は異ならざれども、諸職人の如きに課せる税は、
 多く冥加金と稱せり。

臨時上納物とは、多く新田開發地代金、材木、往還並木、立枯拂代金等の如し。此の外助
 郷役として驛馬、驛夫に課するあり。國役、村役として石高に賦課するあり。是等一つに石
 高を基礎として賦課する税金を總稱し、當時一般に高懸物と稱せり。今此の高懸物
 を類別すれば概ね左の如し。

高懸物

臨時上納物

冥加、運上

小物成役

雜税

定免

口米

國役

村方入用

家別割

貨幣の種類

改錢鑄造

紙幣

藩札

イ、口米(永米)石代納本途と同時に取立つ(今の附加税の如きもの)これ等は代官諸
 役所の諸入費に當たるもの。

ロ、國役普請、大河川の普請費用を上納するものにして石高割に徴收す

ハ、村方入用、公議、地頭に關する諸入用、其の村(町)に關する小入用、又は川堤、用悪
 水路の修築、道路の修繕等に對し、高百石に、五十人の夫役を課し、竹、木、俵、繩等を
 收納せり。

此の外祭禮又は寺社奉加等の入費は家別割となせり。

通貨、此の時代の通貨は大判、小判、壹分、丁銀、豆板銀等を鑄、金銀座役を置きて通用
 せしめ、寛永十三年に至り、寛永通寶を鑄たるより廣く通用せり。其の後屢々改錢鑄
 造の事あり。眞字二分判、文政小判、同一分判、文政一朱銀、天保一分銀、丁銀、豆板銀、嘉永一朱銀
 小判、同一分判あり。銀貨に明和五錢、文政一朱銀、天保一分銀、丁銀、豆板銀、嘉永一朱銀
 等あり。錢に一文銅錢の外に、眞鍮の四文錢、銅の當百錢、鉄の一文錢等あり。然れ雖紙
 幣に至りては、寛文年間、越前藩、幕府の許可を得て、藩内限りの紙幣を發行せるより、
 諸藩之に倣ふて續々發行せり。之れを藩札と稱す。其の擔保には穀物の草高、若くは
 産物を以て當てたり。要するに紙幣の發行は、藩財帑の窮乏せる時に、之れを發行せ

しものにして、本則として其の領内のみ通用せしものとす。本郡亦當時高松、丸龜兩藩札、盛に通用せり。

第六節 裁判と法律

政治、法律は皆道徳を以て標準とし、今日の如く豫め法を設けて、事を待つこと少なく、事に臨みて始めて法を立て、又能く人情に適合せしめん事に力めたり。裁判に至りては、人民の訴訟は、必ず領主又は其の他の奉行、代官等に訴へしめ、越訴を許さざりき。若し領主、代官等に非理あらは、轉籍して後、江戸に訴へしむ。而して其の民移郷する時は、領主、代官と雖抑留することを得ず。僧徒は其の觸頭に訴へ、觸頭非理あらは、本山に告げて江戸に訴しむ。庶民の江戸に訴ふるは、寺社は、寺社奉行に、町人は町奉行に、百姓は勘定奉行に出訴するを例とす。而して他と相交渉するの必要ある裁判は、各奉行評定所に相會して、合議裁判をなせり。法律に至りては、其の主義、成文の刑律を設けざるにありしか、六代將軍家宣頃より、刑法中特に人民の犯

し易き條項をのみ、簡單平易に假名文に認め、揭示せしむるの命出しより、諸藩に於ても其の領内各所に揭示場を設け、幕府の禁令、法則を告達する事行われたり。世に

越訴を許さず

合議裁判

高松
示
札場

高
札

所謂高札と稱するものにして、人々の注意を深く集めたるは之なり。之れに覺書、書付、覺等の名稱あり。例へば

親子兄弟可睦御高札

定

- 一、親子兄弟夫婦ヲ始メ、諸親類ニ親シク、下人等ニ至ル迄之ヲ憐レム可シ、主人アル輩ハ各其ノ奉公ニ精ヲ出ス可キ事
- 一、家業ヲ專ニシ、懈ル事ナク、萬事分限ニ過ク可ラサルコト
- 一、僞ヲナシ又無理ヲ言ヒ、總シテ人ニ害ニナル事ヲ爲ス可カラサルコト
- 一、博奕ノ類一切ニ禁制之事
- 一、喧嘩口論ヲ慎ミ、若シ其事アル時、猥ニ出合フ可カラス、手負タル者隠シ置ク可カラサル事
- 一、鐵砲ヲ猥ニ打可カラス、若違犯者アラハ申出ヘシ、隱置他所ヨリ現ハルルニ於テハ、其罪重カル可キ事
- 一、盜賊惡黨ノ類アラハ申出ヘシ、急度御褒美下サル可キ事
- 一、死罪ニ行ワルル者有時、馳集ル可カラサル事

一、人賣賣堅ク停止ス、但男女之下人或ハ永年季或ハ譜代ニ召置事ハ相對ニ任ス可キ事

附 譜代之下人又ハ其處ニ住來ル輩他所へ罷越、妻子ヲモ持有付候者、呼返可ラス、但シ罪科アル者ハ制外之事

右條々可相守之、若於相背ハ可被行罪科者也。

後世法令を熟知せずして、罪科に觸るる者多きを以て、幕命に依り、領主代官屢々其の管内の人民に教令を読み聞かし、又名主、組頭をして毎月一回村民を會して、之れを読み聞し、常に觸罪なからん事に努めたり、而して當時の刑名に正刑、屬刑、閏刑の三あり、呵責押込、蔽、追放、遠島、死刑を正刑とし、罪の輕重、土地の廣狹によりて差別あり、死刑に五等あり、死罪、獄門、火罪、磔、鋸引之れなり、又晒、入墨、鬮所、非人手下、の四刑を屬罪とす、庶人に過料、閉門、手鎖の三刑あり、閏刑と云ふ。僧侶に晒、追院、搦、婦女に剃髮、奴の二閏刑あり、盲人、非人は其の族長即ち總祿、穢多頭をして、之を處決せしめたり、其の他無籍所犯の徒、放免後、尙再犯せるものは、佐渡、佃の二嶋に拘し、使役に服さしめたり。當時の刑法條文とも云ふ可き仕置は、左の如し。

閏屬	正刑	教令
刑罪	刑名	令

御仕置仕形事

一、鋸引

一日引廻シ、兩肩ニ刀目ヲ入レ、竹鋸ニ血ヲ附、側ニ立置キ、二日晒シ、梶可申ト申者有之時ハ、爲挽候事。但シ田畑家屋敷家財共欠所

一、磔

淺草品川ニ於テ、磔ニ申付、在方ハ惡事致候處へ差遣シ候儀モ有之、尤科書ノ捨札建之、三日ノ内、非人番附置ク。

但シ引廻、又ハ科ニヨリ不及引廻、欠所同斷也。

一、獄門

淺草品川ニ於テ、獄門ニ掛ケル、在方ハ惡事致候處へ差遣シ候儀モ有之、引廻捨札番人右同斷。

但シ牢内ニ於テ首ヲ刎、欠所右同斷。

一、火罪

引廻ノ上、淺草品川ニ於テ、火罪申付、在方ハ火ヲ付ケ候處へ差遣候儀モ有之、捨札番人右同斷。但シ物取ニテ無之分ハ不及捨札ニ、欠所右同斷。

一、斬 罪

淺草品川兩所之内ニ於テ、町奉行組同心斬之、檢視御徒目付、與力。

但シ欠所右同斷。

一、死 罪

首ヲ刎、死骸取捨、様シ者ニ申付ル。

但シ欠所右同斷

一、下 手 人

首ヲ刎、死骸取捨、但シ様シ者ニハ不申付、

但シ欠所右同斷

一、晒

日本橋ニ於テ三日晒ス

但シ新吉原ノ者、所ノ義ニ付晒ニ可成惡事致候ハハ、新吉原大門口ニテ晒ス

一、遠 嶋

江戸ヨリ流罪ノ者ハ、大嶋、八丈嶋、三宅嶋、新嶋、神津嶋、御藏嶋、利嶋、右七嶋之内ヘ
遣ス。京、大阪、四國、中國ヨリ流罪之分ハ、薩摩、五嶋之嶋々、隱岐國、壹岐國、天草郡ヘ

遣ス。但シ田畑家屋敷家財共欠所

一、重 追 放

御構場所

武藏 相摸 上野 下野 安房 上總 下總 常陸 山城 攝津

大和 和泉 肥前 東海道筋 木曾路筋 甲斐 駿河

但シ欠所右同斷

一、中 追 放

御構場所

武藏 山城 攝津 和泉 大和 肥前 東海道筋 木曾路筋 下野

日光道中 甲斐 駿河

但シ田畑家屋敷欠所、家財無構、

一、輕 追 放

御構場所

江戸拾里四方 京 大阪 東海道筋 日光 日光道中

但シ欠所右同斷

一、非 人 手 下

穢多彈、左衛門立合、非人頭ヘ引渡ス

一、入 墨

於牢屋舖、腕廻シ、幅三分ッ、二筋

但シ入墨之跡、癒候テ出牢、

一、敲

數五十敲、重キハ百敲

牢屋門前ニテ、科人之肩脊尻ヲ掛、脊骨ヲ除、絶入不仕様、檢視役遣シ、牢屋同心ニ爲敲候事、但シ町人ニ候ハハ、其家主、名主、在方ハ名主、組頭呼寄、敲候ヲ爲見候テ、引渡遣ス

一、預

大名預、町預、村預、親類預、宿預、非人小屋預アリ。永預トテ終身他ニ禁置シテ赦ササルアリ

一、手鎖

其掛ニテ手鎖カケ、封印附、五日目毎ニ封印改、百日手鎖ノ分ハ、隔日封印改、

一、閉門

門ヲ閉、窓ヲ塞、釘ベニ不及

一、逼塞

門ヲ閉テ、夜中潜リ門ヨリ、不目立様、通路不苦

一、遠慮

門ヲ閉テ、潜リ門ハ引寄置、夜中不目立様、通路不苦

一、押込

他出不爲仕、戸ヲ建寄置

一、戸

門戸ヲ貫ヲ以釘

一、隠居

其身ヲ廢黜シテ食邑ヲ子孫ニ給ス。又籠居、蟄居、差控、謹慎等アリ

一、改易 士分以上

大小渡、宿へ相歸シ、夫ヨリ爲立退申候

但シ家屋敷取上、家財無構

一、闕所

沒官シテ田畑家屋敷家財ヲ沒收ス

一、役儀召放

免職ニテ扶持召放アリ。又減祿、解官、除籍、停出仕等アリ

一、身代限

田畑屋敷、家藏、家財取上、店借ニ候ハハ家財取上。

一、過料

金錢ヲ差出サシム

御仕置ノ事

一、人ヲ殺シ盗イタシ候者

引廻ノ上 獄門

一、盗ニ入及物ニテ人ニ疵付候者

盜物持主取返候トモ 獄門

但シ忍入ニテ無之候共、盜可致ト存、人ニ疵付候者 死罪

一、盗ニ入及物ニテ無之、外ノ品ニテ人ニ疵付候者

右 同斷 死罪

一、徒黨ニテ押入リシ者

主者ハ獄門其ノ餘ハ 死罪

一、片輪者ヲ殺候テ、所持之品ヲ盜取候者

引廻之上 獄門

一、盜人ノ手引致候者

死罪

一、追剝致候者

獄門

一、盜物ト乍存世話致配分ハ不取候者

追放

一、家内へ忍入或ハ土藏、坏破候類

金高雜物、不拘多少 死罪

但シ晝夜ニ限ラス戸明キ有之所又ハ家内ニ人無之故、手元ニ有之輕品ヲ盜

取候類。入墨之上 重敲

一、手元ニ有之品、風ト盜取候類

金子及代價十兩以上ハ 死罪
同上十兩以下ハ 入墨敲

一、御林之竹木申合盜伐致候者

頭取ニ准シ候モノ 中追放

一、輕盜致候モノ。途中ニテ小盜致候モノ。湯屋へ參リ衣類着替候者

敲

一、橋之高欄又ハ武士屋敷之鐵物外シ候者

重敲

一、家藏へ忍入候盜人ニ被賴、盜物持運、配分取候者

敲ノ上 輕追放

但シ配分不取候ハハ。敲之上 所拂

金子或ハ代價十兩以上ハ 死罪
同 十兩以下ハ 入墨敲

一、使ニ爲持遣候品取逃致候者

鋸引ノ上 磔

一、主人ニ手痕爲負候者

晒ノ上 磔

一、古主ヲ殺候者及手負セ候者

晒ノ上 磔

一、親殺

引廻ノ上 磔

一、同爲手負候者并打擲致候者

磔

一、師匠ヲ殺シ候者

磔

一、毒飼致、人ヲ殺候者

獄門

但シ毒飼致候得共於不死ハ 遠島

一、地主ヲ殺候家守

引廻ノ上 獄門

一、同手疵ヲ爲負候者

同 死 罪

一、人殺之手引致候者

遠 島

但シ殺候當人致欠落不出ニ於テハ 下手人

一、自分之惡事可顯ヲ厭ヒ其人ヲ殺害可致トシテ疵付或ハ詮議シタル人ニ遺恨

ヲ含手疵爲負候者

死 罪

但シ切殺候ハハ 獄門

一、人殺ニ手傳致候者

遠 島

但シ兼テ人ヲ殺ヘクト申合候義モ無之同輩之者鬪諍難見捨助力致候者

一、同手傳ハ不致候へ共荷担致候者

中 追 放

一、口論之上人ニ疵付片輪ニ致候者

中 殺 放

但シ渡世ノ難成片輪ニ致候ハハ 遠島

中 追 放

一、渡船乘沈溺死有之ハ其船之水主

遠 島

一、車ヲ引掛人ヲ殺候時殺候方ノ引候者

死 罪

一、牛馬ヲ牽懸人ヲ殺候者

死 罪

一、弓矢鐵砲ヲ放チ過ニテ人ヲ殺候者

遠 島

一、差圖致人ヲ爲殺候者

下 手 人

一、差圖ヲ受人ヲ殺候者

遠 島

一、人ヲ勾引候者

死 罪

一、勾引候者ト馴合賣遣分ヶ前取候者

重 追 放

一、火ヲ附候者

火 罪

但シ燃立不申候ハハ 引廻之上 死罪

一、人ニ被頼火ヲ附候者

死 罪

但シ頼候者 火罪

一、火ヲ附候モノ年ヲ越於顯ハ

死 罪

一、子心ニテ無辨火ヲ附候者

遠 島

一、意恨ヲ以テ火ヲ可附旨張札又ハ捨文致候者

死 罪

一、金子ヲ添捨子ヲ貰其子ヲ捨候者

引 延 ノ 上 獄 門

十五才迄親類へ預置

- 一、酒狂ニテ人ヲ殺候者
- 一、辻切致候者
- 一、謀書又ハ謀判致候者
 - 但シ加判人、死罪
- 一、謀書ト乍存、任頼認遣候者
- 一、家主并ニ五人組ヲ拵、訴訟ニ出候者
 - 但シ似セ家主、五人組ニ成候者、同罪
- 一、似秤拵候者
- 一、似升拵候者
- 一、似朱墨拵候者
- 一、似藥種、商賣致候者
- 一、奇怪異說申觸、人集致ニ於テハ
- 一、似金銀拵候者
- 一、似銀札拵候者
- 一、密通ノ妻

下手人
引廻ノ上 死罪
同 獄門

重追放
敲

引廻之上 獄門

家財引上 獄門

江戸拂所 拂

引廻ノ上 磔

死罪 獄門

一、密通ノ男

一、密夫致、實之夫ヲ殺候女

一、夫有之女へ、密通ノ手引致候者

一、不義ニテ相對死致候者

但シ一方存命ニテ候ハハ、下手人

一、双方存命ニ候ハハ

一、女得心無之ニ、押テ不義致候者

一、縁談極候娘ト、致不義候男

但シ女ハ髮ヲ剃、親元へ相渡

一、變死ノ者内證ニテ葬候寺院

一、婚禮ニ石ヲ打、狼籍致候者

人相書ヲ以御尋ニ可成者

一、公儀へ對候重キ謀斗ハカリゴト

一、主殺 一、親殺 一、關所破

同 斷

引廻ノ上 磔

中追放

死骸取捨

三日晒 非人手下

重追放

輕追放

五十日 逼塞

頭取百 手鎖
同類五十日 手鎖

一、人相書ヲ以御尋ノ者ト乍存、圍置、亦喜樂ニ致、不訴出者
御仕置仕形事追加

獄門

一、自本罪、一等輕キ御仕置ノ事

死罪ハ

遠嶋 重追放

遠嶋ハ

中追放

一、田畑持高ノ内半分、或ハ三分一、三分二取上候者

持高三分二、可取上分

過料一反歩ニ付 五貫文

同 半分、可取上分

同 上 三貫文

同 三分一、可取上分

同 上 二貫文

此の外本罪、遠嶋と爲すへき以下に於て一等重く、處刑すへき定めあるも畧す。

第七節 教育

神儒佛の三
道
學問館
講道館
正明館
寺子屋
手習師匠

徳川氏は初め家康が、戦國時代に散逸せし古書の収集、保存に努めしより、世々文教に力を用ひ、又神儒佛の三道を以て、國民道德の基本たらしむるの方針を採り、學問所を置き、學者を舉用する等、教育の振作に竭したれば、諸藩も之に倣ひて學館を起し、儒臣を擧げて教育に勉めたり。高松藩は元祿年中既に儒臣を聘用して講堂を開き、後更に大なる講道館を造り、教科を増進す。鴻儒後藤芝山が督學たり、丸龜藩に在りても、又既に學事を獎勵し、藩學正明館を擴張し、或は藩侯自ら學生の業を試みる等、甚だ盛大なりき。然れども是等多くは藩士の學ぶ所にして、未だ庶民に對する教育の令制備はらされは、一般人の教育は、只僅に手習師匠と稱する、一部人士の手に委ねられたり。當時到る所の町村に、寺子屋と稱するあり。二三十人乃至五六十人の子弟を集めて、不規則なる教授を施せり。寺子屋は鎌倉時代に於て、佛徒の手に由り、學問すること始まりしより、其の名あり。而して手習師匠は多く僧侶、醫師等にして、教授は習字を主と爲し、先づ假名字より始め、人名、村名、國盡、庭訓往來、實語教、商賣往來、日用文章の如きもの計數に至りては、八算、見一等にして、是等を授くるを以て普

通とす。女子には特に女大學を教へて、婦徳の涵養に力めたり。されは武人以外の者に在りては、役人、神職、僧侶、醫師、其の他、長百姓の如き、資産家等にあらざれば、經書を讀み、詩文を作るもの稀にして、百姓の如きは、自己の名を書き得ざりしもの多く、殊に婦女子は殆ど目に一丁字なかりき。

第二十章 國難と志士

第一節 國學と勤王

徳川氏の季世に於て、幕府が朝廷に對するは勿論、一般國事の舉措に就ては、最も嚴密にして周到なる所ありしも、國家變動の機運に到らば、如何に幕府の威權を以てするも、天下の民心を制御する能はざりしは、天理の自ら然らしめたるものなりと雖も、國學の勃興、實に其の主因となり、久しく尊王の心を養ひたりしに、偶々外交の事起りて大に民心を刺戟し、奉公の至誠亦動かすへからざりしに由るなり。先に家康學事を以て治平の要道と爲ししかば、奕世學問を奨勵し、諸侯亦大に勸學に力を竭せし結果、内外の治亂、興廢の歴史に通して、我國體の尊嚴を究むるに至り、益々國史を講し、大義名分を明にする觀念は、實に國學を勃興せしめたり。

國學の勃興

水戸

太日本史

古傳

國學者
一大勢力

竹内式部
山縣大貳
寛政の三奇人

日本外史

國學は始め水戸に起り、延て江戸、京都に及ひ更に地方に起るや、天下の人心をして、皇室の尊嚴を知らしめ、同時に幕府の專横は、君臣の大義に悖ることを思はしめたり。乃ち水戸光圀は大日本史を編纂して、本邦の古傳を公にし、次て新井君美、伊藤仁齋父子、貝原益軒の如き、古傳に力を瀉く學者を呼び起し、下河邊長流、僧契仲等出て古學を唱道し、國學の振興を計りたれば、荷田春滿、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤等の如き國學の大家續出し、盛に君臣の大義、上下の名分を説き、社會に一大勢力を扶植し、遂に王政復古を促進せしめたり。彼の寶曆、明和の頃、京都及び江戸に在りて、勤王の義を唱へ、兵學を講して罪せられたる、竹内式部、山縣大貳の如き、又寛政の三奇人として著名なる、林子平、高山正之、蒲生君平の如き、皆國學興隆の産物にして、頼山陽亦文筆を以て勤王の氣勢を助けたり。就中日本外史、日本政記の著は、容易く世人に往事を知る事を得せしめ、大に天下の士氣を振はしめたり。

第二節 外交談判と河田興

文化以後、外國船艦屢々來舶して、通商貿易を求めしより、物議囂々として、勤王の志士四方に起り、天下騷擾たりしかば、幕府は諸藩に令して四方を警戒す。京極朗徹亦

京極朗徹

米 艦

松平頼胤

林大學頭

神奈川條約

河田興

命を受け、兵を率ゐて江戸に到り三田邸に屯す。安政元年、米艦再ひ浦賀に泊し、米兵、將に江戸に入らむとし、事甚た急を告ぐるや、幕府益々沿海の防備を嚴にす。此の時高松藩は、濱殿の海岸防禦の命あり、頼胤、兵を率ゐて到り、能く其の任務を盡せり。此の時米國使節の、通商條約を求むること彌々切なりしかは、幕府は林大學頭を遣して談判する所あり、終に修交條約を定む。之を神奈川條約と云ふ。此の時本郡出身河田興(迪齋)は、幕府の儒員として甚た名聲ありしか、命に依りて林使に隨ひ、外交談判書記の任に當り、専ら譯文の事に従事す。當時朝野激しく攘夷論を主張し、都下鼎の沸くか如く、國家治亂の岐る所、實に瞬間に迫りたれば、興は熱誠事に當り、十數日間、殆ど寢食を廢して所辨し、通商互市の事、遂に穩便なる解決を見るを得たるは、興の努力其の最も多きに居る。されど當時天下の物情益々不穩なるものありしかは、興は屢々當路に上書し、鎖國を守るの非なるを痛論して、大に開國進歩を促したり。

第三節 攘夷論と本郡志士の奮起

幕府は國論を排して、既に米國と修交を約し、尋て英、佛、蘭、魯の四國と同しく條約を結ひしかは、憂國の志士四方に起り、内は勤王を説き、外は攘夷を唱へて、是非の時論

勤王 攘夷

讃岐の勤王

月 照 信 海

日 柳 耕 吉 美 馬 援 造

奈 長 野 郡 井 上 野 澤 廣 助 長 谷 川 佐 太 郎 長 谷 川 廣 乘

清 水 寺

内 勅

月 照、西 郷

彌々沸騰し、天下騒然として、徳川氏二百五十年の太平は終に破壊したり。

此の時に當り、我讃岐に於て幾多勤王の士を出せり。乃ち松平左近、同大膳、長谷川宗右衛門、松崎澁右衛門、小橋安藏、同友之輔、土居大作、同七助等皆身命を捧げ、國事に盡瘁して大功あり。また本郡に於ては、彼の名高き勤王僧、月照、信海か、郡内吉原村に出生るあり。板井村に日柳耕吉、琴平村に美馬援造あり。何れも勤王の偉人、傑士にして、國體の大義を唱へて、皇政維新に盡したる其の功績、歴然たるものあり。

此の外、奈良、廣葉、長谷川、佐太郎等の慷慨氣節を尙へる士あり。また是等の志士と親交ありて、身を本郡に置きたる、井上文郁、野澤廣助あり。或は時難を避けて身を寄せ、共に國事を論議し、後圖を劃策したる英雄傑士の輩に至りては甚た多し。以下次を逐ふて、述ふる所あるへし。

月照、信海は幼より佛門に歸し、京都清水寺にありしか、夙に尊王の志深く、大に時勢を洞察し、斷然意を決して寺務を廢し、梅田雲濱、頼三樹三郎、西郷吉之助等憂國の士と往來し、屢々論談して大に劃策する所あり。また内勅を奉して高野山に登り、邦家の安泰を祈ること一再ならざる等、一意専心國事に盡瘁す。之か爲め甚た幕吏の嫌忌を求め、其の追跡日々に急なりしかは、月照は西郷と共に、姑く難を鹿島に避け、

信海 島津家に頼らむとして果さず。薩海に投して其の身を終へたり。弟信海も亦捕吏の手に落ち、江戸の獄舎に死せり。

第四節 幕末の海軍と鹽飽島

幕府は海防の必要より、安政二年海軍所を設置して水軍を編成す。當時軍艦の數、少くなく従て堅艦稀なりしかは、觀光丸、咸臨丸等は其の最も名高き軍艦なりき。是等の乗組員としては、本郡鹽飽島より多くの水夫を出したれば、其の中士官、小頭等を勤めたるもの、亦尠からざりしと云ふ。されは萬延元年、新見豊前守等を使節として外國に派遣する時、一行は軍艦咸臨丸に塔乗し、始めて大洋を渡航したる時の如きも、鹽飽島の船方より撰擇せし二十六人の水夫、其の軍艦に乘組み、艦長勝安房守に従ふて、歐洲航路の海務に従事したり。

海軍の最も必要なるは石炭にして、従來之を肥前唐津の御領山に採り、鹽飽島民に於て其の運送を掌りしか、往々不便を感ずるを以て、慶應元年軍艦奉行より、石炭貯藏所を鹽飽島に設置の命あり。直に其の倉庫を本島泊浦に造り、常に百萬斤の石炭を貯藏して、非常の用に充てたる等、海軍と鹽飽島の關係大なるものありしか、此の

鹽飽島石炭貯藏所 百萬斤

外國派遣 勝安房

海軍所 觀光丸 咸臨丸 鹽飽島人

石炭庫は暫くにして、維新後に廢止せられ、又兵制も革りて其の後を絶てり。

第五節 國論沸騰と本郡志士の劃策

萬延元年、外交の事より、井伊大老は櫻田門外に躓され、文久二年、安藤閣老亦坂下門に刺さるるなど、勤王、佐幕の兩黨相軋り、國論益々沸騰して、天下の騷擾彌々激烈となれり。是より先き、日柳耕吉(燕石)等憂國の志士は、竊に時勢を洞察し、四方の同士と交る所あり。乃ち文士にありては、齊藤拙堂、野田笛浦、篠原小竹、國士にありては、吉田寅次郎、高杉晋作、桂小五郎、西郷吉之助、後藤象二郎、賴三樹三郎、谷潜藏、日下部伊三次、伊藤俊輔、井上聞多、大久保市藏、小松帶刀、長谷川鐵之助、本間精一郎、松本謙三郎、松村漸之進等、皆最も深交ありて、常に氣脈を通したり。

爰に於て耕吉等は、東嶺の志士小橋安藏、其の子友之輔、藤川三溪等と共に、時事を痛論して、勤王の大義を唱へ、時々海陸を踏査して、攻守の方途を講究し、また竊に火器、刀劍を蓄へ、常に數百人の健兒を養ふて、益々士氣を鼓舞する等、大に爲すあらむとす。當時美馬援造(君田)井上文郁、植田有年等、勤王の志士既に琴平に來住するを以て、互に往來して國事を論議し、皆斷金の交あり。偶々小林彌助(實は掠木八太郎、坂下門

勤王、佐幕 憂國の士 文士 七士

東嶺の志士

小林彌助

野城廣助

外、兇行の徒危急を脱して琴平に逃る、耕吉之を文郁の宅に潜匿し、具さに幕府の近
状を聞くや、同士の憤慨措く能はず、更に密議を凝らして後事を圖れり。
上總の勤王家、野城廣助京都に在りしか、同士の既に捕はるるものありて、其の意を
得ず、越後の志士長谷川鐵之進、本間精一郎等、既に日柳耕吉と交りあり。爰を以て廣
助は、鐵之進と共に琴平に來れり、耕吉等竊に劃策する所あるを以て、先づ讃岐に事
を挙げむとし、之を謀りたるに、鉄之進等、國家の大事を過らむことを慮り、堅く其の
輕舉を戒めしかば、徐ろに時機を俟ちたり。是に由り廣助、鉄之進は東讃の志士小橋
友之輔と議り、共に阿讃國に到り、祖谷の土豪を説きて、事を成さむとしたるも果さ
ず、空しく當國に歸りしか、謙三郎は去つて京師に赴けり。

第六節 本郡志士の活動

討幕

松平頼聰
家茂入朝
松平春嶽

攘夷論は進むて討幕の意を加味し、薩長士藩は京都にありて、隱然幕府を壓するに
至れり。爰に於て長州の激論家は、大に其の勢を得、亦在京浪士の勢も甚た熾なりし
か、文久三年將軍入洛せむとするや、松平頼聰は二條城の守衛を命せられ、其の任に
就く、既にして家茂入朝す、政治總裁松平春嶽之に従ひたりしか、攘夷の事より、春嶽

御親兵

本郡勤王家

其の職を辭し、物益益々騒然として、洛中鼎沸の如し。

されは、朝廷諸藩に命して兵を募る、乃ち高一萬石に壯士一人とす。當時之を御親
兵と稱し、輦下護衛の任に充つ。當國各藩に於ても此の兵を出せり。

事態既に斯の如くなれば、天下の志士陸續として上京せり。本郡勤王の志士にあり
ても、將に機を見て起たむとし、勇氣勃然として、家居に安むせざるものありければ、
同士の情報を待つ能はずして、日柳耕吉、美馬援造、井上文郁等、相携へて京師に上り、
同志松本謙三郎の家に投し、荐りに天下勤王の士と往來して事を圖れり。

同士の急報

好機逸す可
らす

廟議一變
落膽

同年八月大和行幸、外夷御親征の軍議を開かるへき大詔あり。在京の同士の急使
を下して當國の志士に傳へしかば、小橋友之輔、野城廣助等大に喜び、男子の國家に
盡すは此の時にあり、好機逸すへからすとなし、長谷川鐵之進等と共に丸龜に會し、
豫て秘藏し置きたる軍器類を携へ、直に輕舟に乗して大坂に到れり。然るに此の時
既に廟議一變して、大和行幸は中止せられたりしかば、同士の志と違ひたるを以
つて大に落膽し、廣助等直に走りて京に入り、漸く其の事情を詳にするを得たり。

第七節 本郡志士の勤王家庇護

公武合體論

七郷落

廣助重忠

當時京都は、會津と薩摩との公武合體論遂に勝を占めしかは、長藩は禁闕の護衛を免せられたり。されは長州に結ひし、三條東久世等の七郷は、袂を連ねて西下す。廣助等之を聞きて大坂に歸り、轉して同士と共に長門に航せむとして船を發せしか、幾もなくして、廣助重忠に罹りし爲め、一行か其の志を果す能はさりしは、又止むを得ざるなり。此の時急激派の人等は、京を去りて長門に歸るもの多し。爰を以つて耕吉等暫く居村に退きて、長人を庇護するに努めたり。

幾もなく大和五條に事あり。乃ち松本奎堂、謙三郎、吉田寅太郎、藤本鋳石等相謀り、速に幕政を革めむとし、浪士を集めて義旗を此の地に擧げたるなり。奎堂は先に當國にありし時、本郡の志士と既に約する所ありしかは、日柳耕吉等之を聞き、直に軍資を調へ、往いて松本を援助し、共に爲すあらむとせしか、事遂に破れて果す能はさりき。

長州征伐

元治元年、長藩の家老等、勅勘恩免の許されざるを憤りて京師を犯す。是に於て長州征伐の軍あり。長藩は恭順、主戰の二黨を以て騷亂甚しく、遂に服せさりき。當時天下

天下の志士
來郡す

の名士か姿を變し、氏名を僞稱し、陸續として來郡するものあり。乃ち紅屋惣兵衛、高杉晋作、鯉沼伊織、香川敬三等の潜匿するあり。此の外、谷潜造、桂小五郎、品川彌次郎等、其の藩の容れざる所となり、來りて耕吉に倚るあり。又、尊攘の志士か東奔、西走の途次、屢々當郡に來りしか、耕吉等毎に之を款待し、美馬、井上等と共に國事を談し、密に沈謀潜略する所ありたり。

第八節 本郡志士の入獄

密偵類に來

日柳耕吉捕
へらる

高杉晋作

美馬援造捕
へらる

耕吉書中の
一節

板井村は、由來幕領たりしか、元治元年、高松藩の管轄に移されたり。是により密偵類りに來りて、志士を搜索すること甚だ嚴なりしかは、文郁は其の禍の妻子に及はむことを慮りて、既に逃走するや、果せる哉、慶應元年五月、耕吉遂に縛せらる。時に高杉晋作、琴平に在りしかは、耕吉家人をして之を告げしむ。晋作大に驚き、僅に身を以て逃るを得たるも、美馬援造次て捕へらる。既にして二人共に高松の獄に投せられ、糺問甚だ嚴なりしも、志士は毫も、心事を吐かさりき。松崎澁右衛門、藤川三溪、小橋安藏等の志士亦同獄に在り。常に憂國の詩文を以て、國體の尊嚴を述べ、大に時弊を痛論して、益々志操を堅くす。或時耕吉重病に罹り、書を家人に送りたるか、其一節に「我若

し不幸にして死せば、僧を請する勿れ、佛を念する勿れ、唯尊王攘夷の四字を以つて我を祭れとあり。如何に其の志の篤きかを知るに足らむ。

第九節 寅年の洪水

八月七日

慶應二丙寅年、大雨洪水ありて、郡内夥しき損害を被れり。今も寅年の洪水とて、古老か其の状景を語る所に依れば、八月七日雨降り始め、翌日に至り更に烈しき大雨となり、諸山の濁水飛瀑の如く、激流蕩々として山麓に漲る、殊に南方阿讃山脈の谿水、奔馬の如く溢れ來り、岸上、五條以下に至りては、更に西方諸山より出る雨水の増加するありて、水勢彌々強く、河川悉く氾濫し、琴平市中の如きは、出水床上に於て尙ほ膝を没するに至りしかば、名高き金毘羅宮の鞘橋も、忽ち激流に押流され、金倉川筋一帶の地は、宛然海の如くなり、附近の建物を流亡して殆ど残す所なく、兩岸の樹木も多く傾倒せらるる等、大水三日に及ひしかば、田畑は土砂を以つて埋没せられしもの夥しく、農作物皆根を洗ふて伏し、其の損害算ふへからず。而して此の災害に於ける人畜の死傷幾許なりしや明ならされども、當時の慘状を目撃したる者の談に依れば、妙齡の婦女か鞆箭の鏝に絶りて河腹に死せるあり。或は深夜大水に洗

出水床上に於て膝を没す
海の如し
田畑埋没
慘状

はれ、家屋既に數丁間を流されて、急遽老幼を亡ひ、壯者も難を避くる能はずして、梁上より屋根を穿ちて棟に登り、悲鳴を擧げて救を求めしも助くるの術なかりしか、漸く減水に至りて命を全ふせりと云ふ。是等は僅に其一班を語るに過ぎされば、死傷亦尠からざりしならむ。蓋し近代に於ける大水と云ふへし。

第十節 大政奉還

一橋慶喜
天皇崩御

將軍家茂既に薨し、一橋慶喜其の職を嗣ぐや、慶應二年十二月二十九日、孝明天皇崩御あらせらる。此に於て長州征伐の軍を收む。此の一舉にて幕府の威勢頓に挫け、剩さへ薩長か攘夷の勇氣と殺氣とは、轉して討幕の密議となり、公卿をして廷議を動かし、討幕の密勅を薩長に下さむとするに至る。土州藩侯之を聞き、將軍に建白するに、天下の擾亂を鎮め、萬民同慶の治に頼らむとせば、時勢を達觀して將軍職を辭し、大政を奉還すへきを以てし、藩士をして荐に之を勧めしかば、慶喜大に悟り、列藩諸侯に諮りたるに、譜第の將士等甚た遲疑す、薩土藩士懲慝する所あり。慶喜意を決し、上書して政權返上の奏聞を爲せり。

臣慶喜謹而 皇國時運ノ沿革ヲ考候ニ昔 王綱紐ヲ解キ、相家權ヲ執リ、保平ノ亂

大政奉還の上表

討幕の密議
土州侯の建白

政權武門ニ移テヨリ、祖宗ニ至リ更ニ寵眷ヲ蒙リ、二百有餘年子孫相承、臣其職ヲ奉スト雖モ、政刑當ヲ失フコト不少、今日ノ形勢ニ至候モ、畢竟薄德ノ所致、不堪慙懼候、況ヤ當今外國ノ交際日ニ盛ナルヨリ、愈々朝權一途ニ出テ不申候而ハ、綱紀難立候間、從來ノ舊習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉歸、廣ク天下ノ公議ヲ盡シ、聖斷ヲ仰キ、同心協力共ニ皇國ヲ保護仕候得ハ、必ス海外萬國ト竝立候、臣慶喜國家ニ所盡是ニ不過ト奉存候、乍去猶見込ノ儀モ有之候得ハ、可申聞旨諸候へ相達置候、依之此段謹テ奏聞仕候以上

十月十四日

慶喜

翌十五日 朝廷其の奏聞を許可し給ふ、徳川氏二百五十年の太平は、能く尊王愛國の志士を養ひ、其の政衰ふるや、亦能く是等の志士を憤激せしめて、七百年間既に絶えたりし皇政を復興したり。

勤王僧
本郡勤王家

本部より出てたる彼の勤王僧、月照兄弟等、其の志遂に成らずして、恨を泉下に吞みしと雖も、維新の大豪傑、西郷隆盛か半世の功を輔けしや明なり。また日柳耕吉、美馬援造等の久しく囹圄に苦しむ、野城廣助の鴻圖、未だ半にして病魔に殞されたるか如きは、轉た同情に禁へざるものあり。されど天下尊攘の義士か、克く皇政復古の

大業を贊襄し奉り、明治盛大の文明を見るに至らしめたるは、實に是等幾多の勤王、傑士の力、與つて大なりと云ふへし。

第六期 今 代

第廿一章 明治中興

第一節 王政復古

攝關幕府

三 職

王政復古

明治天皇の御代の始めに於て、征夷大將軍徳川慶喜、大政を返上し奉り、既に其の職を辭退したれば、慶應三年十二月、攝關幕府を廢し、議奏、武家傳奏、守護所司代等の門流を罷めて、岩倉具視の贅居を免し、幕敵長州の前過を赦し、三條實美等の官位を復して並に入京せしめ、薩、土、藝、尾、越五藩兵を召して、宮闕を衛らしめ、又假に總裁、議定、參與の三職を置きて、政を執らしむ。凡そ國政は、神武天皇創業の始めに原つきて、王政に復古し、朝廷天下の公議を採り、萬機を親裁あらせ給ふ。此を以て極言高論して、救繩補正に盡し、勤王の實効を顯はし、皇國をして一地球中に冠絶せしむる様碎勵すへき旨、御沙汰あらせされたり。嘉永以來の國難爰に治まり、また鎌倉以降七百年來の幕府既に倒れ、一千餘年來の攝關職廢たれて、大政 朝廷に復し、

王政復古の詔

明治維新

癸丑以來國家多事 先帝宸襟を惱す衆庶の知る所なり今や 王政に復し國威を挽回し大小の政令一に公議に決し天下と更始せむ四方其れ之を體せよ
と 王政復古の 詔を拜せり。開國の進運堂々として隆盛し、明治の、聖代を謳歌す。之れ實に 王政復古と云ひ、明治維新と稱する所以なり。

第二節 戊辰役の京極と松平

薩討表
高松藩
多度津藩

徳川慶喜大政を返上し奉りて其職を辭し、既に 王政に復古せられたり。されど會津、桑名其の他佐幕黨の諸藩は、政權奉還を喜はず、慶喜に従ふて大坂に在りしか。朝廷之を怪み、慶喜を召すや、明治元年正月、慶喜薩討の表を奉り、會桑等の兵三万人を率ゐて京師に向ふ、薩、長、土軍之を鳥羽、伏見に防く。當時高松藩兵大阪に在りしより、慶喜に従ふて京橋口に戦ふ、此の時四條侍従 勅命を奉して城州山崎に、藤堂和泉守の軍を監するや、多度津藩主京極高典、其の命に依り、手兵を分ちて監軍警備の任務を果せり。

此の戦役は突發的にして、高松藩か其の行動を誤りしも亦偶然の出來事にて、素より藩主の意にあらずと雖も、錦旗に抗したるの故を以て、賴聰は官位を褫奪せられ、

朝敵

遂に 朝敵の汚名を被るに至れり。

丸龜藩候

當時京極朗徹京師にあり、高松藩討代の命を受くるや、西國鎮撫總督播磨に居て之を召す。家老、本庄主水、代り往つて、軍議に參與したり。

過誤に出つ

賴聰、官軍來討の舉ありと聞き、蜂須賀及京極兩侯に密使を遣し、伏見の事全く過誤に出つ、賴聰病により封地に在りて、其事情を知らずと雖も、藩士の旨動固より其の責を免れされは、寛容の典を賜はる可く進奏を請ひ、一方封内に令して謹慎閉居を

謹慎閉居

嚴守せしめ、また不敬の家老を罪し、首を西國鎮撫使に呈し、且つ賴聰、城を出て菩提寺に閉居して、謹慎の意を表せり。

京極朗徹

高松藩か伏見役の舉措、素より賴聰の意にあらざること明なれば、京極朗徹は其の家臣原總右衛門を遣し、本庄家老等と議し、共に鎮撫使の營に到り、特に寛典を賜は

高松征伐

らむことを請はしめたり。同月十九日土州藩、高松征伐の命を以て、深尾丹波、板垣退助等兵を督し、伊豫に來り、使を以て丸龜藩と進軍を謀る、輕装せる土藩の兵士か、大

丸龜多度津藩出兵

小を帶し勇氣凜々とし郡内を濶歩するもの多く、民心騷擾たり。翌二十日丸龜藩は

兵三百人、砲二門を以て軍を組織し、岡正記之を督し、多度津藩の大目附、服部喜之助、先進隊の兵士五十人を率ゐ、共に高松城に向ふ。賴聰既に城を出て誠意を表せしか

土州軍高松城を守る
頼總免さる

勤王家出獄

軍役夫

は、土軍留りて高松城を守り、丸龜藩は翌日其の兵を旋せり。而して後間もなく、勅命に依り、頼聰の歎訴を聴許ありて其の罪を免し、優渥なる聖旨を傳へられ、城地人民を還し賜ひ、次て官位を復せられたり。
此の時官軍の高松城を開くや、久しく幽囚の苦境に沈淪したりし、讃岐勤王の志士等、始めて出獄するを得、天日を拜して、皇恩の渥きに感泣し、益々國事に奔走せり。高松征伐に當り、丸龜、多度津藩に於ては、領内の大、小庄屋に命じて、軍役夫を募る、各村皆數名の壯夫を出す、乙丑、戊辰等の役より、人心恟々たる折柄、郡民の其の選に當れるものは、妻子、親族と永別の辭を交はし、村民亦家族の庇護を誓ふて、其の行を壯ならしめたるか、皆無事に歸るを得たれば、是等の事は、今尙一の珍談、話柄として、古老の傳ふるに過ぎざるのみ。

第三節 職制改革と五事の御誓文

太政官八局

王政復古して大改革を行ひ、新政府を組織す。明治元年正月、太政官を置き、八局を設けて政務を分掌せしむ。乃ち太政官中に神祇、内國、外國、軍防、(陸海軍)會計、刑法制度の七事務局を設け、別に總裁局を置き、立法、行政、司法の三權を分掌せしむ。而して總

總裁議定
參 與
貢 士

施政の大方
針
五條の誓文

裁には、有栖川宮熾仁親王、議定には、皇族及中山、三條等の廷臣、竝に薩州等の五藩主、參與には、岩倉、大原等の廷臣、及西郷、大久保等の五藩士、之に任せられ、世襲、世職の弊を改新して、人材を拔擢し、徴士と稱して列藩の俊良を徴し、貢士の制を定めて諸藩の士を擧ぐ、既にして其の稱を廢し、直に藩士以下庶民に至るまで、材器に應じて顯要に擢用せらるに至り、門閥の弊改まれり。斯くの如く新政府の組織成りたれば、施政の大方針を天下に示して、衆庶の嚮ふ所を明にせざるへからず。三月十四日、天皇紫宸殿に御し、公卿、諸侯等を率ゐて、天神地祇を祭り、五條の御誓文を神明に立て給ふ。

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スヘシ
- 「我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ 朕、躬ヲ以テ衆ニ先ンシ 天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ラントス。衆亦此ノ旨趣ニ基キ協心努力セヨ」

と宜らせ給ひ同時に又 御宸翰を下して、億兆を安撫し、國威を宣布し給ふ 叡慮を垂示し給へり。其の文に曰く、

億兆綏撫の
宸翰

朕幼弱ヲ以テ粹ニ 大統ヲ紹キ、爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ、列祖ニ事ヘ奉ランヤト、朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ、竊ニ考フルニ、中葉 朝政衰テヨリ、武家權ヲ專ラニシ、表ハ 朝廷ヲ推尊シテ、實ハ敬シテ是ヲ遠ク、億兆ノ父母トシテ、絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハサル様計リナシ、遂ニ億兆ノ 君タルモ唯名ノミニ成リ果テ、其カ爲ニ今日 朝廷ノ尊重ハ、古ニ倍セシカ如クニテ、朝威ハ倍々衰ヘ、上下相離ルルコト霄壤ノ如シ、カカル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ 君臨センヤ。今般 朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ、皆 朕カ罪ナレハ、今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立古 祖列ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ、始メテ 天職ヲ奉シテ、億兆ノ 君タル所ニ背カサルヘシ。往昔 列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノモノアレハ、自ラ將トシテコレヲ征シ給ヒ、朝廷ノ政總テ簡易ニシテ、如此尊重ナラサルユヘ、君臣相親ミテ上下相愛シ、德澤天下ニ洽ク、國威海外ニ輝キシナリ。然ルニ近來宇内大ニ開ケ、各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ、獨リ我ノミ世界ノ形勢ニ疎ク、舊習ヲ固守シ、一新ノ效ヲ計ラス、朕徒ラニ九重ノ中ニ安居シ、

一日ノ安キヲ偷ミ、百年ノ憂ヲ忘ルトキハ、遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ 列聖ヲ辱シメ奉リ、下ハ億兆ヲ苦メンコトヲ恐ル。故ニ 朕ココニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ、列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス、親ラ四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富岳ノ安キニ置カント欲ス。汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ、尊重ノミヲ 朝廷ノ事ト爲シ、神州ノ危急ヲ知ラス 朕一タヒ足ヲ舉レハ、非常ニ驚キ種々ノ疑惑ヲ生シ、萬口紛紜トシテ 朕カ志ヲナササラシムル時ハ、是朕ヲシテ 君タル道ヲ失ハシムルノミナラス、從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ。汝億兆能々 朕カ志ヲ體認シ、相率テ私見ヲ去リ、公議ヲ採リ 朕カ業ヲ助ケテ 神州ヲ保全シ 列祖ノ 神靈ヲ慰シ奉ラシメハ、生前ノ幸甚ナラン。

施政の大方針 御誓文によりて確立し、立憲政體の基礎實に茲に胚胎せり。國民たる者 聖旨を奉體して、國家に貢獻せざるへからず。

第四節 即位式と改元

聖算十七才

明治元年 天皇聖算十七歳に成らせ給ふ、乃ち正月十五日を以て元服を加へられ、

詔して大赦令を下し賜ふ。既にして官軍江戸を收め、關東平定に歸せしかば、八月二十七日をトシ、即位式を紫宸殿に行はせ給へり。

衣冠束帶
純日本式

即位式は總て古禮に基き、大政の規模相立候様に、仰出されしかば、中古より用ひられし、唐制の袞龍の御衣、冕冠を、黃櫨梁の御袍、御冠に改め、束帶に御草鞋を召され給ひしを始め、焚香、告天の禮とて、香を焚き、登極を天に告げ給ふことを廢し、また殿庭の幃を幣に改むる等、純日本式となし、先づ、神宮、神武天皇及、前帝

幣 旗

山陵に、勅使を遣して、奉告せしめ給ひ、當日紫宸殿、中階正面の庭上には、大幣旗を立て、日月幣旗、御前幣旗等、從來の幃幃、殆ど幣に改めて之を樹て、正面に水戸藩よ

坤 天 儀

り上りし、大なる坤天儀を置かれ、王卿以下文武百官、位次に就き、外國使臣亦參列し、

壽 宜
詞 命

天皇清涼殿より、出御、高御座に即かせ給ひ、御帳を褰けさせ給へは、群臣齊しく宸儀を拜す。次に御幣を案上に奉して、宣命使宣命を読み、續て壽詞を上り、伶官樂を奏す。畢りて、入御あらせらるる等、上古の制に依り、最も壯嚴なる式を擧げて、大禮を終らせ給へり。

即位式に、坤天儀を置かれしは、古式になき新例なるか、當時、天皇新しく左右の御足を擧げて、其の面を交るゝ、踏ませられ、以て帝國に君臨し給へることを示させ

徳川齊昭

地理上の智識

直經九尺

金色燦爛

られたりと云ふ。此の坤天儀は曾て水戸藩主、徳川齊昭蟄居の時一意、皇室の御有様を慨嘆し、將來を慮りて、先づ、王政復古せば世界萬國との交通上、第一に地理上の智識を啓發し奉る必要ありとし、和蘭人より得たる地球儀に倣ひて、直經九尺餘の大なる坤天儀を造らしめ、自ら洲洋を描き、特に日本の部分を金色燦々として塗り上げ、密かに献上したるに、天皇之を御嘉納、御満足あらせられ、常に、御座所に飾りありしを、明治天皇、即位式に用ひられしものなりと云ふ。

大 赦

此の日、詔して大赦令を發し、以前の罪囚、大逆、故殺等、犯情赦し難きものの外は、總て其の罪を減し給へり。九月八日、改元の詔あり、慶應四年を以て、明治元年と改め、自今一世一元となし給ふべき旨、宣らせ給へり。

改元の詔

詔體、太乙而登位、膺景命以改元、洵、聖代之典型而萬世之標準也、朕雖否德、幸賴祖宗之靈、祇承鴻緒、躬親萬機之政、乃改元、欲與海內億兆更始一新、其改慶應四年爲明治元年、自今以後、革易舊制、一世一元、次爲永式、主者施行

天長節

九月二十日は、天皇の降誕日なるを以て、天長節と稱し、宮中に酺宴を張りて、群臣に賜ひ、舞樂を奏せしめて歡を偕にし給ふ。また之を海内に公布して、毎年此の佳辰を祝せしむ。是れ、光仁天皇の舊制を復し給へるなり。天長節は明治六年、太陽

東 京
江 戸 城

曆を以て、十一月三日に改めらる。先に 詔して、江戸を東京と改め、都を此の地に定め給ひしか、十月 天皇東京に遷幸あり。江戸城を以て 皇宮とす。是より東京城と改めたり。

錢 價
關門番所廢止

此の歳閏四月、古今通用の金銀銅錢等貨幣の價を定む。即ち金一兩に付永樂錢一貫文、銀六十匁換の算當とし、翌月新に金札を發行せり。五月諸國街道筋の關門、番所等を廢止し、庶民の行通、始めて自由なるを得たり。

第五節 神佛混淆の禁と祭政一致

神意奉躰
公オホミ民タカラ
惟 神 道
大 義 名 分

敬神崇祖の道は、日本道德の源泉にして、我國家は實に之に依りて成立し、之を以て生命とす。其の元始遠く 神代に起り、歴代の 天皇 祖宗の 神意を奉體し、親ら 神祇を禮祭して、孝敬を申へ、大御寶と稱して、人民を愛護し、幸福を圖らせ給ふ。乃ち之を 惟神の道と稱す。而して 王政復古は國學勃興して、皇道を明にし、盛に大義名分を呼號して、其の原動力を作りたるものなれば、維新の大業成ると共に、益々 皇道の振興を圖り、明治元年太政官に、神祇局を置かれ、當時施政の大方針を定めらるるに至りても、先づ 天神地祇を祭り、五事の 御誓文を以て、天下に公

神佛混淆の禁
別當、社僧
國家の宗祀

祭政一致

親祭の詔

示し給ふ等、天皇深く 皇祖、皇宗の懿訓を體し、皇道に遵ふて祭祀を重むし給ひ、又諸國大小神社の神佛混淆を廢止せられたり。乃ち本郡に於ても、金刀比羅宮を始め、郷村の産土神社に至るまで、從來權現、明神などと稱せし社號を改め、別當社僧を廢して、純然たる我國固有の祭典を行ひ、國家の宗祀たる神社と、宗教との區別を明瞭ならしめたり。往昔佛敎渡來し、本地垂跡の説行はれしより、凡一千百餘年間、神社は概ね、僧徒の兼攝する所なりしも、神佛の混同は、素より我國體に反するを以て、之を禁したり。乃ち祭政一致の政體に復したる當然の結果と云ふべし。

明治元年十月、氷川神社 親祭の 詔中に

崇神祇重祭祀、皇國大典政教基本、然中世以降政道漸衰、祀典不舉、遂馴致綱紀不振、朕深慨之、方今更始之秋、新置東京親臨視政、將先興祀典、張綱紀、以復祭政一致之道也。斯の如くして、氷川神社を武藏國の鎮守とし、行幸あらせられて、親ら厚く敬祭し給へり。

神祇官に行幸
國是奉告

翌年に至りては、教導局を設け、宣教師を置き、神祇官を置かれ、五月始めて太政官上局會議を開くに當り、先づ 皇道興隆の事を以て諮詢せられ、其結果として、大寶の制に倣ひて、神祇官を各官廳の首班とし、天皇神祇官に行幸し、天神地祇及 列

神靈鎮祭詔

祖の神靈を祭りて、國是の一定を告げ給へり。又 神靈鎮祭の詔に
朕恭惟、大祖創業崇敬 神明愛撫蒼生祭政一致所由來遠矣朕以寡弱夙承 聖緒
日夜怵惕懼天職之或虧乃祇鎮祭 天神地祇八神暨 列皇神靈于神祇官以申孝敬
庶幾使億兆有所矜式

孝 敬

これ 神祇を鎮祭し給ふ。御主旨を公示し給ひ、神明の崇敬と蒼生の愛撫とを
併ひ稱し、且つ特に孝敬を申へ給へるは、國家彝倫の典據を明にして、國民の嚮ふ所
を示され給へり。此の日大教宣布につきては

大教宣布詔

朕恭惟、天神、天祖、立極垂統、列皇相承繼之述之、祭政一致億兆同心治教明于上、
風俗美于下、而中世以降、時有汚隆、道有顯晦矣、今也天運循環、百度維新、宣明治教、以宣
揚惟神之大道也、因新命宣教師、布教天下、汝群臣衆庶其體斯旨

三條教憲

此の 詔を以て三條の教憲を發布し給へり。
一、教神愛國の旨を體すへき事
二、天理人道を明にすへき事
三、皇上を奉體し聖旨を遵守すへき事
斯の如く 天皇萬機の政を親裁し給ふに、一に 祖宗の偉業を紹述せられ、内は億

忠孝一本

兆を撫安し、外は國威を振張し、以て神州を保全するを念とし給ひ、亦國民も 皇室
及上長に對しては、正に 神に對すると毫も異ならず。忠孝一本の真心、即ち 敬神
愛國の固き信念を以てす、之れ我國體の精華なる以所なり。

第六節 國民の歡喜と狂舞

エシヤナイ
カ

我國未曾有の一大變革に際しては、亦前代未聞の滑稽を演したる珍談あり。今其の
概況を摘録して後世の話柄とせむ。時は慶應三年十二月下旬なりき「エシヤナイカ」
の一語か、天空より傳ふる如く、何處に誰云ふとなく世人の耳朵に響き、上方地方人
か狂舞を演するの風聞ありしか、茲に本郡 金刀比羅宮は、神徳海内に洽く、毎年大
晦日より元朝にかけて、四方より參詣するもの多し、之を年越參りと稱す。此の時年
越の參者、諸國より渡來する内、殊に京阪地方の人最も多數にして、往來の途次、人毎
に「エシヤナイカ」を唱へさるものなかりしか、國民は伏見の戦争、高松征伐等を見聞
し、元龜天正時代に於ける天下の擾亂を想起し、民心恟々たる折柄、世間の物情に暗
き多數民は、此の上方人の狂態を見て、前後を思慮するの違なく、忽ち心機一轉、上方
人に就て「エシヤナイカ」を唱和するに至り、誰彼の別なく、見る人、會ふ人、我先きにと

年越參り

上方人の狂
態

狂舞

宮人、關取

食ふてもエ
シヤナイカ

雜鬧混亂

原因

民心一變

「エシヤナイカ」と叫ひて、手を舉げ、足を踏みて狂亂し、大節季なるも取引するものなく、新年を迎へて禮を正ふする人なきのみならず、烏帽子、千早にて宮人に扮し、或は夜具を着て、關取を真似るあり。舅か嫁の振袖を纏ひ、裾引摺り歩むあり。老幼、男女、苟も歩行し得るものは、晏如として家に在るものなく、又何所と定まれる場所もなく、唯晝夜、所々を狂ひ廻りしか、多くは郷村の氏神、金毘羅宮に參し、自ら喝を覺へて飲み、飢を感して食ふに、其の嗜好するものを覺めて「食ふてもエシヤナイカ」飲むてもエシヤナイカ」取つてもエシヤナイカ」と云ふ有様にて、到る所雜鬧甚しく、道途の混亂湧くか如し。時に神贖、佛像の天降り、或は金銀貨幣の雨下する等の流言ありては、之を奇瑞、吉兆として益々狂亂したり。而して晝夜斯くすること、臘月二十七、八日頃より始まり、翌明治元年正月十五日頃に亘りしか、官頻りに之を制止して、漸く息みたり。今是等の原因、事由の何れにありしや、未だ明ならずと雖も、案するに太平の夢、攘夷論に破られしより、忽ち勤王の聲は天下に響き、誠忠の志士は到る所に、頑迷、周陋の儕輩を震懼し、迷夢覺めて、國民の真心爰に凝固し、明治天皇即位の初めに於て、二百五十年の泰平を保ちし、徳川幕府も既に倒れて、皇政に復古し、政令一に大權の下に出で、齊しく、神祖の惠澤に浴する至り、民心又一變し、陰雲久しく周

卑俗の奉祝辭

小坂騷動

人
名
毛人

圍を立單めたる闇黒裡を脱して、一天雲なき元旦の旭に向ふか如き、清爽の氣に打たれたる國民は、恰も夢路に游ふか如く、幾度か快哉を叫はむとするも、道は多年の恩顧を受けたる徳川氏に對し、躊躇する處ありしか、大政復古の聖代を迎へたる歡喜の抑へ難く、今日ならば、御代萬々歳と稱すへき國民の真心か、自ら迸り出でたるものにて「エシヤナイカ」は乃ち卑俗なる一の奉祝辭と云ふへし。

第七節 鹽飽本島の小坂騷動

明治元年、鹽飽本島に一揆あり。之を小坂騷動と稱す。今其の概要を記さむ。慶應二年幕府長州征伐の軍を起すや、鹽飽島は先規に依りて、船及水夫を出すの命あり。然るに久しく太平に狎れたる人名(豊臣公より與へられたる一種の領地權を繼承せる名稱等、其の出役を厭ふもの多く、遂に毛人と稱する、小坂浦の漁夫を以つて、代つて其の任務を果せり。由來人名、毛人は鹽飽島民の階級にして、素より區別ありと雖も、毛人は常に其の下位に立つを遺憾とせしか、而も此の役に當りては、正に人名の勤務を爲したれば、此の機に於て人名に加はらむことを切望し、頻りに之を求めたり。されど人名等は、金錢を出して代勤せしめたるの故を以て、斷然要求を卻け、遂に容れ

年來の望

年寄

さりしかは、小坂浦人等は其の希望を達する能はず、甚た憤懣に堪へざりしか、時恰も戊辰の役あり、偶々此の戦を目撃したる小坂浦人の、歸りて部落民に傳ふるものありしかは、幕府既に亡び、天下の事將に革新せむ、然らば吾等か年來の望を果すは此の時にありと思惟し、密に凝議し、正月十八日一揆を起し、凶器を提げ、大擧して勤番所に押寄せ暴行甚しきものあり、當時の年寄、高島惣兵衛其の他の者、大に鎮撫に努めたるも、其の勢益々激烈となり、容易に治まらざりしかは、人名等策を案して、翌日未明小坂浦の空虛を襲ひ、薪を焚き或は之を船に投する等、熾に猛火を擧げたれば、黒煙天に漲り、火焰水に映して、一時凄愴たるものありしかは、暴民は急遽海に投して逃れむとし、走りて山中に隠れむとする等、一大騒動を現し、或は溺れ或は闘ひ、多くの死傷者を出せり。此の時土州軍、高松よりの歸途、丸龜に泊するあり、遙に本島の擾亂を見るや、直に八木彦三郎、長岡謙吉等數十人を遣したり。而して土軍將に泊り浦に着せむとするや、人名等之を小坂浦人の援軍と思ひ、上陸を妨げむとして熾に騷擾したるも、土軍遂に上陸して寶生寺に入る。是により年寄等は、急に人を丸龜に遣して、其の實否を確め、漸く其の指揮に従ひたり。爰に於て土軍暴動を鎮定し、首魁者、助成者を索めて勤番所の牢獄に投し、後其の罪を所斷して全く平穩に復するを得たり。此の時八木彦三郎は、留りて島の安寧を保持したれば、本島暫く土州藩の管治に屬せり。

八木彦三郎

土軍上陸

第八節 版籍奉還と藩知事

王政復古し、政體既に定まるや、各藩を大、中、小の三に分ち、仍ほ藩政を行はしめたるか、薩、長、土、肥、の四藩、先づ封土人民を奉還し、政令一途に出てむことを請ひしか、明治二年二月高松藩は、上表して封土を奉還せむことを請ひしに、朝諭あり。簿書を考査して上れり、而して丸龜、多度津の兩藩も、共に版籍を奉還せむことを請ひたり。然るに三月五日、朝廷高松藩の重臣を召して「大政一新の際、頼聰京師にありしか、留守諸臣施政齊しからざるものあり、是れ教導當を失するに由る、宜く速に、藩政を更張し、處置公平藩屏の任を盡すへし」と諭達せられたれば、支族松平哲松を以て政務を總裁せしめ、頼聰歸りて藩治職制を定め、藩政の一新を期せり。

封土奉還

高松藩上表

丸龜、多度津藩

松平哲松

藩治職制大意

- 一、本 皇朝更始之政體、立藩治沿革之職制、大小陪貳分合維持、其要在於同心戮力
- 一、沈舊習、使闔藩人民各得其所

一、議政施政兩堂、輔車相依、共佐藩主、同攬權綱、以提督諸局、小事執政自決之、大事必取決於議政堂、而後施行

一、議政日、施政日、藩主必臨之、親裁庶事

一、官分九等、所以序尊卑也、有黜陟之典、所以辨臧否也、故雖無等官、其有功勞者、則得加等、及庶人之有才學者、亦不得不登庸焉

一、官事有攝者、如施政堂攝祠部、如監工官、倉監、平時屬會計局、有事則攝陣營官、運糧而屬軍務局是也

一、諸官員、宜以廉直公正立心、明敏果斷處事、無偏黨、無阿諛、無受賄賂請謁

一、諸官有闕員者、用探闕公選之法、亦取決於議政堂

二百三十八
藩知事
六月版籍奉還を請ふもの、既に二百三十八藩に及ひしかば、乃ち之を聽すと共に、全國二百七十六藩、悉く藩制を改めて知事を置きたり。此の時當國の三藩主、乃ち松平頼聰、京極朗徹、京極高典等、皆其藩知事に任せられたり。九月藩制に依りて、丸龜藩治職制を定めて五局を置き、各執政、參政之を總括し、行事書記をして事務を執らしめたり。五局の分掌左の如し

丸龜藩五局
議政局 社寺郡治市治一切ノ行政ヲ掌ル

軍防局 陸兵、水兵、軍器、軍馬等一切ノ兵事ヲ掌ル

會計局 租稅ノ收入、金穀ノ出納、銀鈔ノ交換ヲ掌ル

刑政局 聽訟、斷獄等ノ事ヲ掌ル

監察局 士民ノ非違ヲ糾彈シ、巡警捕亡ノ事ヲ掌ル

大參事
權大參事
高松藩職員
當時藩士中、本庄中央、大塚夢鶴、齊を丸龜藩大參事に、加藤修造、大塚一格、土肥實光を全權大參事に任し、公麻を城内に設置したり。十月高松藩職員の任命あり、乃ち大久保協は大參事に、蘆澤伊平、岩島文吾、角田稼平、鈴木勇、下津權内の五人は權大參事に、佐久間熊象、杉山直記の二人は少參事と爲れり。而して公麻を高松城内に置きて事務を執れり。多度津藩亦藩治職制を立て、藩士中、林辰、長野甚右衛門、畑平學の三人、前後大參事に、河口淳、岡田直次等權大參事に任せられ、共に治務を整理せり。後府縣職制に依り各藩、更に屬史主を置きたり。

華士族
秩錄
各藩の知事は、祿制に依りて其の實收高十分一の家祿を受けたり。又公卿諸侯の稱を廢して華族と云ひ、東京府に貫し、士大夫を士族と改め、其の以下を卒(卒は間もななく廢す)と云ひて地方に隸し、悉く采地を收め、廩米を以て秩祿とする等、制度の改革ありて、藩の治務稍く其の緒に就きたり。華士族の稱出てしより、爾餘の國民は悉く

平民

之を平民と稱せり。

四州會

是歳高知藩の首唱を以て、四國列藩の士を琴平に會同して、國家の有事に際せば各藩團結して其の方向を一にし、以て公議を盡し、平時に在りては互に文武の學生を巡遊せしめ、専ら親睦を圖らむとして、之を四州會と稱し、多大の希望を以て其の第一回を開催したるか、翌年に至りて此の會遂に廢せり。

小學校

また各府縣一般に小學校の設置を令して、庶民に洽く教育を奨勵す。是より國民教育の道、開くるを得たり。從來の藩學は皆藩士を薰陶するに在りて、未だ庶民に及はざりしか、多度津藩は明治四年正月多度津其の他一村に、始めて郷學を開設し、廣く教育を施せり。是れ當國に於ける平民教育機關の濫觴なり。

郷學

第九節 滿濃池の大修築

長谷川喜平次

滿濃池の安政元年破壊以後、郡民常に用水の窮乏を訴へ、其困難甚しきものあり。榎井村庄屋長谷川喜平次は、農民の爲め粉骨碎身して之か修築を計れりと雖も、池水の灌漑する處、幕領及高松丸龜、多度津等の藩領に跨り、且つ國內騷擾の幕末に際しては、遂に之か實行を見るに至らず、慨嘆に堪へざりしか。大政一新明治の 昭代

長谷川佐太郎

倉敷縣 多度津藩分水の要なしとて、辭す。松崎澁右衛門 巖石鑿穿

に當り、榎井村の志士長谷川佐太郎、深く之を憂へ、上京して太政官に到り、具さに歎訴せしかば、官に於ては倉敷縣に命し、更に高松藩に達する所ありしより、佐太郎は日夜東奔西走して、大に各藩の間に斡旋す。然るに、多度津藩は分水の要なしとて、遂に辭せり。既に合議成り、高松藩の執政、松崎澁右衛門來り、池所を實査したる結果、爰に永世不朽の計を案出す。乃ち巖石を穿ちて、放水道を貫通せば、破壊の憂を脱し、後世の勞費を省き、官民の利益すること多大なるへしと、實に妙案と云ふへし。

新原昌藏

工事竣成 石穴 役夫數

爰に於て高松藩主として修築の任に當り、明治二年九月其の工を起す。寒川郡富田村庄屋新原昌藏、石穴を擔當し、内外より鑄穿せしめたるか、中心過たすして翌三年三月、全く孔穴を完成せり。未だ測量術の開けざりし當時に於ては、官民共に其の技術に感し、又大に之を喜ひたり。而して係官は頻りに郡民を督勵して、堤防を造築し、同年六月に至り、工事竣成を告げたり。乃ち石穴、堅三尺五寸、横三尺、長三十間、五尺餘にして、堤防、直立十三間、長四十五間半、天巾八間、敷巾六十五間とす。此の役夫、十四萬四千九百九十六人を要せり。爰に至りて、讃岐の名池は萬世不易となり、蓄水湛々とて、恰も蒼海の如く、雲霞遙に柵引き、春櫻秋楓、池水に映する等、風光甚た愛すべく、亦幾多の産物あり。就中、^{ミコリナハ}草は十市の池名と共、に名高し。松崎、長谷川等の功德、蓋し大

一般苗字を許さる

なりと云ふへし。九月十九日、廣く國民一般に苗字を許されしかば、庶民皆姓氏を稱するに至れり。

第廿二章 革新時代

第一節 多度津、丸龜藩の建白と廢藩置縣

京極高典

建白書

多度津藩知事京極高典、既に藩政を改革する所ありしか、竊に時勢の推移する所を達觀し、明治四年正月、他藩に先ち、左の如く解藩の議を、辨官に建白せり。
臣高典頓首再拜奉懇願候、去歲封土奉還ノ後、更ニ藩知事ノ命ヲ蒙リ感泣ノ至ニ堪ヘス、唯不逮ノ身ヲ以テ大政御一新ノ際ニ當リ、名實相反シ、負荷ニ堪ヘス、慚愧之餘、賢路ヲ避度奉存候得共、追々御沙汰ニ相成候藩制改革事件、未タ復命仕ラサル内、一身ノ進退ヲ先ニ謀リ候義、恐縮ノ至ニ付、遷延罷在候處、漸ク改革ノ方畧、其日途相立候ニ依リ、去臘奏聞仕置候、乍去兼テ被仰出候適宜ノ御趣意ニ相協候義如何ト痛心仕候、且此度人選ノ官員ハ、元來小藩人材ニ乏シク、名實難相適候間、此上ハ朝廷相應ノ人選被成下、微臣義ハ素願ノ通職掌奉還仕度、是唯安逸ヲ求ムルニアラス、伏テ愚考仕候ニ、曩ニ藩制改革ノ命下リ、列藩奉命盡力、此節

畧一致ノ姿相見ヘ候得共、各藩尙從來ノ治風全ク去リ難ク、故藩制職員瑣末ノ事件同軌ニシテ、政教風化ニ至リテハ、每藩或ハ轍ヲ異ニシ、三治一致ノ御趣意未タ全ク貫徹トハ言フヘカラス、今ヤ如是支離分裂ノ御國ニテハ、恐ラク外國ノ凌辱ヲ拒キ、宇内獨立ノ聖意何レノ時カ貫徹セムヤト、日夜竊ニ苦心焦慮罷在候、因テ臣カ知事職ヲ被免、藩ハ盛岡、狭山ノ例ニ倣ヒ、一小藩ニテモ親シク聖朝ノ恩波ニ浴シ候様被仰付候得ハ聊聖慮ノ萬一ニモ相副可申哉ト奉存候、仰願クハ微臣ノ愚衷御亮鑑、右志願速ニ御採用奉願候、此段宜御執奏奉願候、臣高典頓首再拜。

多度津藩知事京極高典

多度津藩を廢し倉敷縣に屬す

京極期徹

此の建白に於て、高典か至誠の情を嘉納せられ、二月七日終に多度津藩を廢して、倉敷縣に屬すると同時に、依頼多度津藩知事を免せられたり。
丸龜藩知事京極期徹、銳意藩政の釐革に努め、民心の開發に盡したりと雖も、多年の慣習容易に洗除し難きものあるを嘆息し、國政の革新に方り、或は其の施政を誤らむことを怖れ、其の任務を完ふする能はざるを慮り、一藩の意見を定むる所ありしか、明治四年三月六日遂に廢藩置縣の議を建白せり。

臣朗徹謹テ奉建言候、先年土地人民奉還仕候處、豈料ラムヤ更ニ當職被仰付深感戴仕候、乍去臣資性庸劣、加之一身多病ニシテ、重任素ヨリ難堪速ニ辭職仕度奉存候得共、僻地ノ人心弊習固結罷在候ニ付、此儘辭職仕候モ奉恐入候間、乍不及兼テ被仰出候藩制一通リ改革仕度ト日夜勉勵仕候、然ルニ從前ノ弊習、今ニ洗除シ難ク臣ノ素志何レノ日カ達セント嘆息ニ不堪候、因茲ニ大參事等ト相謀リ宿弊ノ除キ難キ所由ヲ視察シ、愚陋ヲ不顧一二ノ管見別紙ニ奉建言候間、萬一御採用モ被爲下候得者、今一層奮發盡力仕度志願ニ御座候、宜執奏伏テ奉懇願候誠恐謹言

從五位守丸龜藩知事京極朗徹

(別紙)

- 一、固陋ノ士民、藩名ニ拘泥シ封建ノ舊習ヲ脱セサルカ爲メニ藩ヲ縣ト稱シ、官員並金穀會計等總テ縣ノ御規則ニ準シ申度事
- 一、戶籍ヲ釐正シ人材ヲ教育セン爲メ、藩下ニ聚居候士族ノ給祿一段節減シ、文武ノ常職ヲ止メ、戶籍ヲ管轄中ノ村々へ配賦シ、各所ニ郷校ヲ設ケ、四民同學セシメ、而後官員ハ士族、卒、平民中ヨリ拔擢仕度候事

意見

丸龜縣を置く

二百六十三藩

高松縣を置く

舊幕領地

鹽飽島

但戶籍ヲ釐正スル上ハ居住可爲勝手、給祿渡方等ノ義ハ追テ相伺可申事

- 一、武門ノ遺風ヲ脱セサル故ニ、本務ノ民政ハ兼務ノ兵事ニ妨ケラレ候ヲ以テ、常備ノ兵隊ヲ解キ、銃砲ハ悉ク兵部省へ還納仕度候事

但兵員御徴ノ節ハ、四民中ヨリ軀幹強壯ノ者ヲ撰ヒ差出可申事

右當藩施政上ニテ管見ノ儘奉伺候間、宜 御沙汰被 仰付度奉仰願候

此の建白は即ち官の容るゝ所となりて、四月十日、丸龜藩を廢し更に丸龜縣を置かれたるか、朗徹は其の縣知事に任せられ、高知藩士林茂平を大參事に任したり。同年七月十四日、詔して藩を廢して悉く縣と爲す、此の時全國に二百六十三藩あり、乃ち各藩知事を召し 親諭して其の職を罷め、舊藩大參事以下に命して權に事務を管理せしめたり。是に於て高松藩は高松縣と改めたり。

讃岐國の舊幕領中、那珂郡五條、榎井、苗田、七ヶの諸村は先きに高松藩の管治に屬せしか、維新の大業成るに當り、故ありて土州藩の高松城を管するに至りしより、是等の幕領及金毘羅社領鹽飽島をも、一時高知藩の管治せしことあり。後鹽飽島は一旦倉敷縣の管轄に移されたりしか、丸龜縣は丸龜、多度津兩藩の地、及榎井、苗田、鹽飽島并に伊豫川ノ江村及其の近村をも管轄したり。

第二節 高松、丸龜縣時代

藩札禁止

廢藩の結果として從來各藩に於て發行せし銀鈔(紙幣)の通用を禁止し、七月十四日の相場を以て引換へたり。古來各藩に於て發行せし紙幣は、世に之を藩札と稱へ、其の藩治下を限りしか故に、他藩領域内に至りては素より通用せざりしと雖も、隣藩間は相互の信用上便宜之を通用せしなり。然れ共阿波札は當國に於て常に低位にあり。また伊豫札の如きは曾て當國に用ひられしことなし。丸龜、高松領下に於ては兩藩札共に通用して、其の間毫も價値の相違なかりき。

當時通用の銀鈔は、高松藩の百匁、十匁、一匁、三分、二分、丸龜藩の十匁、一匁、三分、二分等にして、總て五種九類あり。之を新貨幣に對比せは左表の如し。但し多度津藩は銀鈔の發行なかりき。

藩札種類

藩札	百匁	十匁	一匁	三分	二分
新貨幣	壹圓參拾八錢八厘八毛八糸八忽(不盡)	拾參錢八厘八毛八糸八忽(不盡)	壹錢參厘八毛八糸八忽(不盡)	四厘壹毛六糸六忽(不盡)	貳厘七毛七糸七忽(不盡)

藩札の百匁、十匁は之を書換へと稱し、使用上最も便利なりき。

匁

舊貨幣と藩札

匁は元、泉の草字、即ち錢にて(文)の草字みこ片假名メの合字とするは非なり。一匁の十分一の量か錢十文に當る、故に一匁は錢百文とす。但し多くは鑄錢を用ひたり。また舊貨幣と藩札との價値を對照せは次の如し。

舊貨幣	金 一兩	金 二分	銀 一分	金 二分	銖 銀 一銖
藩札	七十二匁	三十六匁	十八匁	九匁	四匁五分

新舊貨幣對比

舊貨幣の兩は、斤の十六分一にて、一分は兩の四分の一なり。また銖は一分の四分の一とす。而して銖は元、黍一粒の重量を單位とし、十黍を粟とし、十粟を銖と稱せしより起り、其の重量四分一厘六毛六糸六忽、不盡なれば斤は銖の三百八十四倍、乃ち一百六十目なり。

次に新舊貨幣價を對比すれば左の如し

新貨	舊貨	天保元		青波元		文久元		耳白元	
		八厘	九十六文	二厘	二十四文	壹厘半	十六文	一厘	十二文
一圓	一兩	百二十五枚	五百枚	六百六十六枚一厘	千枚				
五十錢	二分	六十二枚四厘	二百五十枚	三百三十三枚〇五毛	五百枚				
二十五錢	一分	三十一枚二厘	百二十五枚	百六十六枚一厘	二百五十枚				
十錢	一分三厘	一錢二厘五毛	二十五枚	百	百三十三枚〇五毛	二百			

十二錢五厘	二	朱	十五枚四厘	六十二枚一厘	八十三枚〇五毛	百二十五枚
十錢	三一	朱	拾二枚四厘	五十枚	六十六枚一厘	百枚
六錢二厘五毛	一	朱	七枚六厘五毛	三十一枚〇五毛	四十一枚一厘	六十二枚五毛
五錢			六枚二厘	二十五枚	三十三枚〇五毛	五十枚
一錢			一枚二厘五	五枚	六枚一厘	十枚
八厘			八厘	四枚	五枚〇五毛	八枚
五厘			二枚一厘	三枚〇五毛	五毛	五枚
二厘			貳厘	一厘	一枚〇五毛	二枚
一厘半					一厘半	一枚五毛
一厘						一厘

天保錢以下は舊補助貨とす。而して元何文と記せるは、當時一般に行はれたりし、鑄錢價に對するものなるへし。

此の歳一般に戸籍の編制を令達せり。凡そ國勢の調査は戸口を第一とするを以て、此の法を定め、申年二月一日を其の施行期限と爲し、此の歳六月二十九日より、送、入籍、旅行、寄留者等に鑑札を交付して、調査上遺漏なからむことを期したり。而して是等事務の處理上行政區劃を定め、區を置き每區に戸長并に副を置きて、戸數、人員、生死、出入等を明ならしめむことを達せり。七月郷社取調定則及神社氏子取調規則

戸籍編制

區

社格

の發布あり。是より官國幣社以下の神社の社格及氏子の區域等確定するに至れり。是れ他日神官か戸口に關する一部の事務を掌る一の準備りしか、後氏子札を發し、これに國、郡、村、番地、族稱、身分、氏名、生年月日を明記し、戸口調査の便を計りしか、此の法は永く實施せすして廢されたり。八月五日、穢多非人の稱を廢して、平民同様となす。九月十五日、高松領内に暴徒起り、熾に各所に放火し、本郡内に於ても、其毒手に侵されたるもの勘からさりき。而して其の原因、未だ明ならずと雖も、古老の傳ふる所に依れば、此の歳七月、廢藩置縣により、舊藩知事は其職を罷められ、爾後東京に住居すへき事に定められ、近々上京すへき風聞あるや、多年高恩を受けたる領民等は、慈愛深き御殿様の、舊土を去らるるに忍ひす、何とかして當國に留めむ事もかなど、切に離別を惜むの情抑へ難く、四方の領民、期せずして高松に來集し、松平邸に押寄せて、其の衷情を哀訴し、衆を待みて乗船を拒まむとするの勢あり。近侍の者共交も出て、百方諭示するも聞かさりければ、舊藩主松平侯、自ら出て衆民に對し、王政復古、制度更革して、今日の事あるは、我國體上、必然の結果にして、國運の進歩發達を圖るは、朝廷に對し奉る、重き義務なれば、事理を辨へず、無謀の舉に出てむは、不忠も亦甚しき者と謂はさるへからず、宜しく、朝旨を遵守して、各其の業務を勵むへし

この意味を繰返し、懇篤説諭する所ありしかは、之を承服して、三々五々退散するものありと雖も、亦更に來集する者、晝夜間斷なく、民情稍々不穩の形勢なかりしかは、松平侯は、一般人民に對し、御直書を發して、其の誤解、暴舉なからむ事を、戒諭せられたり。

御直書

寡人先般知事職を被免、御用有之歸京可致との、依 朝命、一昨八日出發の積に候所、豈計らむや、當縣人民、舊恩を慕ひ、多人數邸前に郡集、離別の哀情によりて乗船を拒み、歎願等申立候に付、寡人自ら對面、百方及説諭候所、事情辨解退散の輩も有之候得共、其餘、追々倍增同様の義申立、終に今日の形勢に立至り候段、奉對 朝廷、深奉恐縮候、素より他縣の聞へも、如何など心痛の至りに候、當縣因襲の久しき、二百年來の小義を主張し、幾万年の大義を失し候輩、抔有之候ては、寡人常に教化の不行届、不念不容易事に付、此程直書を以て懇々相示し候へ共、事情了解致兼候か、其功績も更に無之、益々恥辱相極、斯る事情に成行候は、全く寡人の不徳にして、國安を害し候其の罪不輕次第 此の上歸京遅延候ては、如何の 御勸氣可奉蒙程も難計、進退至極の事に候、彝倫の序と云ふは、皇室ありて國司あり、國司も

皇室の臣なり、臣民の忠節とは、其の主をして、不義たらしめざるを大義と云ふ、此の大義を破れば、人臣の列にあらず、只管舊恩を慕ひ、吾邸に來ると雖も、不忠不義の罪難遁候、況や方今、封土人民返上の上は、素より 皇上の御民に候へは、一途に 朝令を遵奉し、皇化の御興隆を仰望し、互に各戸産業を勉強候義、勤王たるへきは勿論、寡人か不肖も、俱に覆ひ吳候てこそ、忠節に候條、返す返すも、此の條理辨解可給候、斯く懇々切々申聞候上、一同家居退散於無之は、寡人か罪科も不輕事に付、不愆至當の義、奉乞 朝裁の外、致方無之候間、此旨偏に頼入候もの也

辛未九月

頼聰

是と同時に縣廳よりも、訓令を發して大に諭示する所ありと雖も、衆民中には、素より世間の事情に暗き者多數を占め、彼是と揣摩説盛に行はれしか、突然坂出地方より暴徒起りて、里正其の他役人の舍宅を焼き、忽ち近村に涉り、次第に擴大して、九月十五日終に那珂郡に入り、垂水、高篠、琴平其他舊高松領内の各所に放火す、其の慘狀見るに忍ひざるものあり、而して此の變報、縣廳に達するや、直に兇行者の捕縛に盡すと同時に、

管内農民共、舊知事の歸京を拒み、過日以來、多人數徒黨打寄候に付、懇篤及説諭候

へ共、更に承服無之、剩へ得物を携へ、市中横行、加之郷家へ放火し、良民を脅し候始末、朝命に悖り、縣令に背き、其罪難捨置候に付、追討申付候間、其旨相心得可申候、尤、朝命を遵奉し、謹慎罷在候良民へは、近郷地士の面々申合、懇々申聞せ、自然奸賊の徒煽動致者於有之は、速に捕縛可致候、尤も時機により、良民共引纏め追討不苦候也

辛未九月

縣廳

府縣廢合
三府七十二縣
讃岐一縣

斯の如く、急飛脚を以て管下の地士(郷士)大里正、里正等へ通達し、追討を嚴令し、大に警戒する所ありしかば、暴徒は終に鎮靜に歸したり、或は云ふ、此の暴舉は、舊藩士中、制度の革新に不平を懷き、舊藩主の東京に移住せらるるを遺憾とし、陰に愚民を煽動して、遂に此の慘狀を演出せしめたりと、されは慈愛深き松平侯は、罹災者に對し、一戸に付金八拾圓宛を與へて、其の不幸を憐みたり。十一月十五日、從來の府縣を廢合す。今年七月、廢藩置縣の時、北海道を除き三府三百二縣なりしか、廢合の結果三府七十二縣となれり、爰に於て縣治職制を頒ち、縣令、參事、典事以下官職を置き、治務の綱領定まるに至れり、當國も丸龜、高松の二縣を廢して、一縣と爲したり。

第三節 香川縣時代

香川縣
紙幣十一種

明治四年十二月始めて、香川縣を置き、讃岐國一圓を管轄し、縣廳を高松内町に開設して、出張所を丸龜に置きたり。二十七日、新に百圓、五拾圓、貳拾圓、拾圓、五圓、貳圓、壹圓、五拾錢、貳拾錢、拾錢、五錢等の紙幣十一種の制を定めたり。

地所賣買所持
戶長副戶長
八十八區

明治五年二月十五日、地所永代賣買所持を許されたり。四月九日、從來庄屋、名主、年寄と稱し、村治、島治に關する事務を掌りし職名を改め、戶長、副戶長と稱し、其の事務を取扱はしめたるか、郡の行政事務を執りたる大庄屋は終に廢止せり、此の時行政區劃を改正して、縣下を八十八區に分ちたり、されど本郡内に於ける管區村等、今明瞭ならず、唯た各種の記録を綜合するとき、郡内を十三區とし、第五十七區か那珂郡東南部の數村に起り、第六十九區を以て、多度郡西北部の數村に終りしか如し、其の各區の所屬村を表示すれば左の如し。

郡名	區名	所屬村名
那	第五十七區	埴入村、七箇村、(五毛の一部及池下を以て如此稱せしこゝあり)眞野村、岸上村、吉野上村、吉野下村
	第五十八區	四條村、東高篠村、西高篠村、苗田村、公文村、上柳梨村、下柳梨村

郡 度 多			郡 珂							
第 六 十 九 區	第 六 十 八 區	第 六 十 七 區	第 六 十 五 區	第 六 十 四 區	第 六 十 三 區	第 六 十 二 區	第 六 十 一 區	第 六 十 區	第 五 十 九 區	
山階村、三井村、庄村、青木村、道福寺、東白方村、西白方村、奥白方村	善通寺村、中村、弘田村、吉原村、碑殿村	多度津村、新町村、堀江村	大庭村、生野村、上吉田村、下吉田村、稻木村、葛原村、南鴨村、北鴨村	壠飽島諸島	東七箇村、西七箇村、佐文村、五條村、榎井村	琴平村	丸龜町、地方村	田村、山北村、中府村、津森村、今津村、新田村、鹽屋村、上金倉村、下金倉村	木徳村、三條村、金藏寺村、原田村、柞原村	垂水村、奥北村、那家村

十二月、大阪鎮臺第二分營を高松城内に設け、壯兵二小隊を置く。之を本縣に軍隊を置かれたる嚆矢とす。

此の歳 天皇陛下は中國及西國地方御巡幸の際、七月四日畏くも本郡丸龜へ 行幸あらせられ、城廓内の 行在所に 御駐輦。親しく地方の状況を 御視察遊はさ

高松分營

明治 天皇 行幸

學區取締

自普請

水掛り負擔

太陽曆

紀元

平年、潤年

大 小

二 月

れ、六日丸龜 御發輦 御還幸の途に登らせられたり。九月前に學制の頒布ありしか、爰に學費賦課の方法を定め、學區取締を置きて、各郡村に派遣し、諄々勸誘する所ありしかは、逐次學校の設立ありて、文明の瑞氣僻陬の地に普及し、以て今日の盛況を見るに至れり。十一月、土工法を改正して、從來官納の四歩米を廢し、一切村方の自普請とし、之を國役區役に別つ、即ち大川、往還、橋梁を國役とし、爾餘は區役として戸長之を管掌し、入費は水掛りの負擔とせり。十一月九日、始めて太陽曆を頒布し、永世之を遵行すべきものとす。乃ち此の年十二月三日を以て、明治六年一月一日とす。また 神武天皇即位の年を以て、紀元元年と定められたは、明治六年は紀元二千五百三十三年に當れり。太陽曆は一年三百六十五日を以て平年とし、閏年には一日を加ふ。而して毎年一、三、五、七、八、十、十二の七ヶ月を大、三十一日とし、四、六、九、十一の四ヶ月を小、三十日として、二月は平年二十八日とするも、閏年のときは二十九日とす。斯の如く新曆は太陽の躡度に從ふて、月を立て、日子多少の差異なきにあらざれども、季候早晚の變少なく、毎四年僅に一日の閏を置くに過ぎず。之を舊曆の三、四年間に閏月ありて、其の前後季節推歩の差甚しきに比すれば、精密便利なること、論を俟すして明なりと雖も、因習の久しき容易に行はれず。今尙民間、陰曆に據るものあ

微兵令	海軍	陸軍	鍋島燈臺	郵便箱、切手	郵便役所	多度津	五節句	紀元節
-----	----	----	------	--------	------	-----	-----	-----

るは、眞に謂れなきにあらずや。十一月二十八日、去年、四鎮臺を置き、歩騎砲の三兵ありしも、海陸軍の事、共に兵部省の管する所たりしか、爰に獨立して各一省となす。詔して徵兵の制を定め、本邦古昔の制に基き、國民皆兵の主義を執り、士庶貴賤を問はず、滿二十年を丁とし、合格者を徵募す。海軍は先づ志願兵を採り、次て徵兵を用ふるも、陸軍は多く徵兵にして歩騎砲工輜重の五兵とす。海陸軍人は共に常後備役とし、爾餘を國民兵として皆軍事に服せしむ。而して、大燾の下に、參謀監軍あり、團隊に將、佐、尉官等ありて部下を統率し、常に教練を積みて國家の保護に任す。同月、撫飽與島鍋島に、燈明臺の設置あり。石造圓筒形にして高さ八十五尺、燈光克く十五里に達すへし。多島海表の航路是より安全なるを得たり。去る明治三年十二月、官營事業として、信書郵便箱を設置し、切手類の賣捌ありて、通信の便開けたりしも、未だ普く及はざりしか、爰に始めて丸龜、高松に郵便役所を置き、其他樞要の地に、郵便取扱所を設く。此の時多度郡多度津村及那珂郡琴平村の二ヶ所に、其の取扱所を設置せり。是を本郡に通信事務を取扱ふ始めとす。

明治六年一月四日、前年既に五節句の參賀を廢したりしか、改曆に付更に從來の、人日、上巳、端午、七夕、重陽等の祝日を廢し、紀元節、天長節を以て祝日とす。(此の祝

國祭日	御一
日曜日	用六
曜日	日日

日は當時陰曆に依りて、紀元節を一月二十九日、天長節を十一月十一日としたるも、後太陽曆に由り、遡りて、紀元節を二月十一日、天長節を十一月三日と定め、翌七年より新曆の日を以て曆に登載せり。又國祭日を設け、日曜日を置きて休日と爲す。爰に於て從來一、六の日を以て休暇するの古制廢れ、また地方の役人等か、御用日と稱して、一定の日のみに事務を取扱ひたりし、慣習も終に改まり、休日の外は上下日勤執務するに至れり。

第四節 名東縣時代

名東縣	地租條例	百分ノ三	用水窮乏
-----	------	------	------

明治六年二月二十日、香川縣を廢して名東縣(阿波國)に合併し、更に其の支廳を、香川縣廳の處に置き、讚岐一圓を管せり。七月二十八日、詔して地租條例を發布し、舊來に於ける貢租の法を廢し、地券に依り、土地の代價に従ふて、其の百分の三を地租と定め、以て公平畫一を圖り、賦租に寛苛輕重の弊なく、勞逸の偏なからしむるに至れり。此年春來雨少なくて、田植に際し、早くも用水の窮乏を告げたれば、農民は晝夜勞苦して、漸く幾分の稲苗を移植したるも、既に插秧の季節を過ぎ、尙ほ未だ雨降らず。水利不便の地方に於ては、最早施すの術なく、只管天を仰きて嘆息し、空し

暴徒蜂起

く降雨を待つのみ。斯の如く庶民憂慮措く能はざる時に方り、不幸にも西郡に暴徒蜂起し、本郡も其の毒手の侵す所となりて、多大の損害を被りたり。其の原因果して何れにありしや、未だ明確ならずと雖も、今古老の傳ふる所を摘録すれば、概畧左の如し。去年徴兵令の發布あり。之か實施に際し、普く示達するに、國民か身命を捧けて軍事に盡すは、納税と等しく、國民の重大なる義務にして、徴兵は國民皆兵たる、上世の制度に復ししものなれば、忠良なる臣民中、其の選に當り、軍人たるものは、畏くも大元帥陛下御統率の下に務め、國家の干城たる名譽を擔ふものなりと。村吏等諄々其の主旨を諭達し、周知徹底に努むる所ありしか、兵役に服するは納税と同しく、身を以て國に報ゆる、即ち一種の血税なりと説くものありしより、其の意を解せざる愚昧の輩は、荐りに謬説を流布し、徴兵は血を探り膏を絞るものなり等、種々なる道聽途説に惑はざるもの多く、老幼婦女は戦々恟々たりしか、阿野郡國分近在の某婦人、其の愛兒か二人同時に溜池に溺死したる爲め發狂し、各所を徘徊中、或時三野郡下高野村某池の堤防に、恰も狂婦の子と同年らしき、二人の女兒の遊歩するを見、突然二子を抱くや、不意に驚きて悲鳴を擧ぐれば、其の祖父、矢野文治大に驚き、附近の者等馳せ集り、夫れ子取婆毆殺すへしと、多勢のもの周圍より敲き伏せ、拘引し

子取婆

狂婦

一種の血税

國家の干城

國民皆兵

雜言惡口

猛火

皆焼き拂へ

簀笠竹槍

雪崩の如し

暴威に恐る

暴行に委す

て、村役人に引渡し、其の處分を求めたるに、役人は曾て見覺へある狂婦なれば、村人に其の由を告げ、幸ひ子女に怪我もなければ、狂婦を赦して、放逐すへしと云ひければ、村民等大に怒り、役人の處置を不當として之を誥る、村吏等具さに其の罪すへからざるを陳辯する所ありしも、之れ反て彼等の激昂を招き、終には村吏の言に耳を仮さず、頻りに怒號して役人を罵倒し、雜言惡口至らざるなく、或は殺氣を生し騷擾として、暴行を爲さむとするの勢なりしかは、役人等は直に身を隠して難を避けたり。此の時既に家屋の一隅より火を發し、黒煙に裹まれたれば、忽ち猛火となり、一家將に焼燼せむとするも、皆壯快の感を以つて徒に傍觀したり。中にも平素、役人等に惡意なるものを目して、彼等も同類なり。皆焼き拂へと、連りに叫喚するものありしかは、當時流言風説に惑へる、愚民等忽ち簀笠竹槍の一團となり、順次近村に押寄せ、熾に各所に放火し、暴徒次第に其の勢を増し、雪崩の如く、四方に跋扈して暴行を逞しふす。斯の如く事咄嗟の間に起り、寸時にして擴大したれば、其の真相を知らず、只多勢の暴威に恐れ、到る所の村民一時に騒動す。此の時、觀音寺、和田濱の邏卒某等、暴徒の鎮壓に盡し、終に悲痛の最後を遂けたり。されど多くの役人は、之を制止して或は衆民の憤激を活ひ、反て慘禍の増大せむことを慮り、彼等か暴行に委して難を避

其意を運ぶ

六月廿七日

吉原村

十郷、七箇

村

役場、學校

討伐隊

古記録

抜刀隊

數萬人を縛

くるあり。或は放火を恐れて、竊に酒食を饗し、殊更其の意に迎合し、自家の安全を圖るものありしかは、無智の良民皆起て之に加はり、暴徒は彌々勢を得て、忽ち全郡に及ひしか、六月二十七日(陰曆六月三日)北部は鳥坂を越へて、多度郡吉原村に入り、南部は牛屋口より那珂郡十郷、七箇村に出て、各々松火を振翳し、村々を逐ふて、愈々其の暴戾を逞ふし、到る所の役場、學校等に放火し、戸長、組頭等從來村政に務めたるものの家屋を焼く、郡内の各村一時に猛火に裹まれ、黒煙天を蔽ふて、聞くと、郡民の擾亂實に名状すへからざるものあり。而して暴徒は漸く東進して、鶴足郡に入るや、此の時高松分營より、之か討伐隊を出すと聞き、未だ軍兵の到らざるに、早くも敵履を倒にし、間道を辿りて悉く四散し、幾許もなくして終に鎮靜に歸したり。當時本郡各村の役場、學校等に用ゐたる寺院、其の他の家屋は、此の暴徒の爲に、火災を被り、重要な地方の古記録等は、大抵煙滅に歸したり。されど多度津及丸龜に在りては、將に暴徒の襲來せむとするや、舊藩士中抜刀隊を組織し、郊外に出てて之を防ぐものあり、立所に數人を傷けしかは、素より烏合の農民の事とて、之に抗するものなく、皆進路を他に轉したれば、市中は幸に其の難を免るを得たり。此の騒動に於て、多數の警官出張し、四方を驅りて、捕縛したるもの數萬を以つて數ふるに到り、事實の取調に半

死刑と笞杖

はがき

銅貨四種

行政警察

大區

第二十一大區

第二十二大區

鹽飽島

九個小區

歳の長きを費して、十二月、漸く處刑したり。首魁者矢野文治及び共謀者六人は、死刑に處し、他は悉く笞杖の處分を爲したりと云ふ。十一月、通信の便漸く開くるに方り、郵便はかき(市内五厘、其の他一錢)及書狀囊等數種を發行し、十二月一日より實施し、音信の往復、更に至便となれり。

明治七年二月一日、前に銅貨幣の制定ありしか、更に二錢を加へ、一錢、半錢、壹厘の四種を發行したり。三月、始めて行政警察規則を定めらる。是により國民は晝夜、内外を問はず、保護の恩澤を蒙り、其の權利を保全するを得へし。蓋し武門政治の世に比すれば、其苦樂天地の懸隔ありと謂ふべし。二月十三日、讃岐國各郡及小豆島を、行政區劃の大區と定む。之れ名東縣に合併したる結果にして、當國を十二個の大區に分ち、東端の大内郡を第十三大區、第十二大區までは阿波國に在りとし、順次郡を逐ふて西し、豊田郡の第二十四大區を以て終れり。而して本郡は舊那珂郡を第二十一大區、多度郡を第二十二大區と稱せり。鹽飽島は古來獨立し、置縣後に於ても第六十五區として、未だ郡部に屬せざりしか、此の時鹽飽諸島を擧げて、第二十一大區、即ち那珂郡に編入したり。四月二十三日、前に大區を置きたる結果として、各大區に更に小區を設けたり。是により從來那珂、多度、兩郡の區劃十三なりしもの、減して九小

區となれり、今各小區に屬する村名を表示すれば左の如し。

大區名	郡名	小區名	事務所	所屬村名		
第二十二大區	那珂郡	一小區	丸龜通町	下金倉村、上金倉村、今津村、津森村、鹽屋村、丸龜市街、中府村、山ノ北村、地方村、田村、新田村、梓原村		
		二小區	本島泊	鹽飽島		
		三小區	原田村	金藏寺村、原田村、木徳村、三條村、郡家村		
		四小區	奥北村	奥北村、垂水村、公文村、東高篠村、西高篠村		
		五小區	琴平村	上柳梨村、下柳梨村、苗田村、榎井村、琴平村、五條村、佐文村、四七箇村		
		六小區	吉野上村	岸上村、眞野村、東七箇村、鹽入村、七箇村、吉野上村、吉野下村、四條村		
		一小區	下吉田村	大麻村、生野村、善通寺村、中村、上吉田村、下吉田村		
		二小區	奥白方村	吉原村、弘田村、三井村、山階村、神殿村、奥白方村、西白方村		
		三小區	多度津村	稻木村、葛原村、南鴨村、北鴨村、堀江村、新町村、道福寺村、庄村、多度津村、青木村、東白方村		
		二大區	郡	多度		

十郷村
丸龜營所

七月、那珂郡西七箇村(買田、生間、宮田、追上、山脇、新目、大口、後山、帆山)福良見飛地の一部の十箇村を合併して十郷村と稱せり。九月、第五軍營、廣島鎮臺に屬する、丸龜營所の新築落成し、高松の兵は悉く此に移轉し、逐次大隊を増設し、聯隊を編成して、歩兵第十二聯隊を置けり。

元老院

立憲政體
裁判所

東七箇村

東西十四村

九村

五村

明治八年四月十四日 明治天皇は立憲政體に關する 大詔を發せられ、御即位の初め五事を以て 神明に誓ひ、國是を定め、萬民保全の道を立てられし趣旨に基き、公議輿論に依り、萬機の政は振作更張すべきもの少しとせすして、御誓文の意を擴充し、新に元老院を設けて、立法の源を廣め、大審院を置きて、審判の權を鞏くし、又地方長官を召集して民情を通し、以て公益を圖り、漸次に國家立憲の政體を立つるを諭さる。是れ我國立憲代議政體の一階梯と云ふへし。六月、始めて府縣に裁判所を置き、縣權令、參事等をして刑事を管掌せしめたり。同月、那珂郡七ヶ村を東七箇村と更め、同時に是までの東七箇村を、單に七ヶ村と稱せり。往昔、七箇村は東西に別れ、買田、生間、宮田、追上、山脇、新目、大口を西七箇村と云ひ、本目、春日、小池、後山、帆山、福良見、照井を東七箇村と稱し。東西十四箇村なりしか、寛永十八年山崎氏西讃にて五万三千石を領せしより、西七箇村に、東七箇村内の後山、帆山の二村を加へたる九村は、丸龜藩領となり、東七箇村内の五村は、翌年高松藩領に屬したるより、東西の村數自ら増減を來したるも、後世尙七箇村の稱を貽せり。また滿濃池所は古來幕領にて、所屬の村名判然せざりしか、明治維新後、池所及其の附近、五毛の一部及池下を劃して七箇村と稱せり。然るに西七箇村と稱せし十村(九村に福良見の一部を加へ)は、十

郷村を改め、西七箇村の稱既に廢れ、七ヶ村、東七箇村の二村を存し、而かも東七箇村か、七箇村の西位に在りて、地勢上其の稱呼の穩ならざるより、爰に改稱せしものなるへし。

第五節 再置香川縣時代

再置香川縣を置く
警察所
警察所
巡査部
大區改稱

明治八年九月五日、名東縣讚岐國を分ちて、再置香川縣を置き、縣廳を舊高松藩廳の跡に設け、讚岐一圓を管轄せり。十一月、從來の警察出張分局を廢し、高松に警察所を置き、其の出張所を丸龜に置く。當時本郡は丸龜警察出張所の管轄に屬したり。去月府縣官中に始めて警部を置きたり、而して先きに警察取締番人を選卒と改めたりしか、此の月に至り更に選卒を巡査と改稱せり。名東縣より分れたる香川縣は、管下の大區名か、第十三大區より起れるを以て、當時之を改正したるか如しと雖も、明に其の施行を知るべきものなし。されど後年愛媛縣に合併し、讚岐國、大區名稱を改正したる令達に依り推考するときは、分縣後の香川縣は、全管を左の七大區に分ちたりしか如し。

第一大區、香川郡。第二大區、阿野郡、鶴足郡。第三大區、那珂郡、多度郡。第四大區、

二郡一行政區となる

鹽飽十一村

地租改正

地積

官民有地野取圖

順道帳
警察出張所及屯所

三野郡、豐田郡。第五大區、三木郡、山田郡。第六大區、大内郡、寒川郡。第七大區、小豆郡。斯の如く、再置の香川縣は、從來の十二個大區を併合し、二郡を以つて一區劃とせり。(香川及小豆の二郡は、依然一箇の大區たり)元那珂、多度の二郡たりし本郡か、始めて一行政區となりしは、實に此の時とす。而して合併の結果、本郡内の小區名に異動を來せば、必ずや是か改正を行ひたらむも、今詳に之を知るを得ず。また前に那珂郡に屬せし、鹽飽諸島は、從來單に鹽飽島と云ひ、未だ村を以て稱せざりしか、遂に分れて十一箇村となりしも、此の時なるへし。

明治九年二月十五日、前に本年を以て、地租改正を行ふべき旨、達せられたりしか、爰に之か照準條々を定め、地檢を行はしむ。地積は町、段、畝、歩を稱すること從來に異ならずと雖も、丈量は曲尺を用ゐ、六尺を以て一間と定めたり。而して土地は毎筆に實測し、官民有を分ち、地番順に野取圖を調製し、一小區、小字の區域毎に地圖を作り、別に土地順道帳を作製する等、以て地積を明確ならしめたり。五月、從來の警察所、出張分局等を廢して、更に丸龜に警察出張所を置き、多度津及鹽飽本島に其の屯所を設たり。

第六節 愛媛縣時代

豫讃一縣となる
 地方裁判所
 大區改稱
 七箇大區
 第六大區
 高松支廳
 町村會
 大區會

明治九年八月二十一日、再び香川縣を廢して愛媛縣に合併し、豫讃を連ねて一縣となす。府縣裁判所を廢して地方裁判所を置く、爰に於て聽訴斷獄の事務分れて司法省の管轄に歸せり。九月十四日、愛媛縣全管の大區名稱を改正す。之れ豫讃を合併したるより、一縣下に同一の大區名あるに至りし結果にして、讚岐國を七大區に分ち、大内、寒川の二郡を第一大區とし、三野、豊田兩郡の第七大區を以て終る。而して本部は其の第六大區に當り、乃ち那珂、多度の二郡、一行政區劃たること舊の如し。

十月二日、愛媛縣支廳を高松に置き、委任條件を定めて、願伺届等の内、其の一部を取扱ひたり。十二月、讚岐町村會及大區會開設の件に付、假規則を定めたるも、之か組織、權限并に會議事項等、其の實行に關する狀況は、今之を詳悉するに由なし。されど是れ乃ち廣く會議を興し、萬機公論に決すへしてふ、御趣旨を擴充したるものにして、他日小行政區に、自治制を施行するの一階梯たりしなるへし。十一月、詔して勳等、勳章の典を定め、國家に功を立て、績を顯す者に賜ふて、以て之を表彰するの制を置きたり。勳等は之を分ちて一等より八等に至る八級となし、叙勳の等級に

從軍記章
 地租
 百分ノ二分五厘
 地方費制限
 多度津琴平分署
 小區名改正

相當する勳章を賜ふ。而して勳等は、勳績及功勞ある者を賞する爲に、設くる所の階級にして、位階と異なるか故に、各種の勳章を佩用するを得へし。是と同時に從軍記章の制をも設け、將卒及文武官の別なく、亦軍功の有無を論せず。凱旋後總ての從軍者に賜ふべきものと定められたり。

明治十年一月四日、曩に税法を改正して、地租は地價百分の三と定めたりしか、畏くも、明治天皇は深く稼穡の艱難を察せられ、詔して更に地租を減し、本年分より地價百分の二分五厘とし、また地方民費の賦課に於ても、正租五分の一を超過するを許さることと定め、以て民力を休養せしめたり。此の月、警察制度及管區の改正あり。從來の出張所を改めて、丸龜警察署と稱し、多度津及琴平に分署を設置して、各其の管區を定めたり。壙飽島は此の時丸龜警察署管轄に屬し、從來の屯所を廢せり。

二月十九日、各大區内に於ける小區名を改正せり。今第六大區(那珂、多度の二郡)内に於ける小區名及其の所屬村名を表示すれば左の如し。

大區名	郡名	小區名	所屬村名
第 那	那	一小區	上金倉村、下金倉村、今津村、津森村、壙屋村、中府村、山ノ北村、地方村、田村、新田村、作原村、丸龜市街
		二小區	金藏寺村、原田村、木徳村、三條村、那家村

六 大 區	
郡 珂	郡 多
三小區 與北村、垂水村、公文村、東高橋村、四高橋村	八小區 吉原村、弘田村、三井村、山階村、碑殿村、奥白方村、西白方村
四小區 上柳梨村、下柳梨村、榎井村、琴平村、五條村、佐文村、十鄉村、苗田村、東七ヶ村	七小區 大庭村、生野村、善通寺村、中村、上吉田村、下吉田村
五小區 岸上村、眞野村、七ヶ村、楢入村、吉野上村、吉野下村、四條村	六小區 本島村、廣島村、手島村、佐柳島村、高見島村、櫃石村、奥島村、砂淵島村、手島村、瀬居島村、岩黒島村
六小區 本島村、廣島村、手島村、佐柳島村、高見島村、櫃石村、奥島村、砂淵島村、手島村、瀬居島村、岩黒島村	九小區 稻木村、葛原村、南鴨村、北鴨村、堀江村、新町村、道福寺村、庄村、多度津村、青木村、東白方村

多度津區裁判所
 多度津警察署
 縣會綱領
 選舉者
 議員誓約書
 縣會

三月七日、始めて多度津に區裁判所を設置し、第六大區(那珂、多度の二郡)第七大區(三野、豊田の二郡)を以て其の管轄と定めたり。四月、多度津分署を改めて、多度津警察署と爲し、丸龜警察署を分署として、琴平警察分署と共に、多度津警察署に屬したり。五月八日、縣會綱領を發布す。乃ち議員は人口二万人に付一員とし、大區内の居住者中、資産を有する、二十年以上の男子を以て選舉者とし、各大區毎に選舉を行はしむ。議員の任期は滿二年とし、其の當選者には、公平の議を盡すへき誓約書を出さしめたり。當時本郡即ち第六大區(那珂、多度郡)に於ては、議員定員五人を選出せり。六月二十三日、去月各大區に於て選舉したる議員を招集し、爰に始めて縣會を開き、以て縣下の大、小區費、捕魚、採藻、警察費及學資并に民費の賦課、徵收等に關する方法を

虎列刺病
 牛疫
 西南の亂
 私學校
 對外硬論
 隆盛舉兵
 大山綱良

附議決定せり。之を縣會の嚆矢とす。本年夏秋の候、虎列刺流行し、之か爲め始めて祭禮を停止す。是れ衆民の群集及會同飲食を避けしめ、以て其の蔓延を防ぐの舉に出でたるなり。未だ衛生思想の幼稚なりし時代に於ける、豫防の一方法として、最も適當なる處置なりと云ふへし、また此の歲、牛疫の流行ありしかは、畜牛の賣買を禁止して、之か傳染を防遏したるより、大なる蔓延を見ずして、終熄したるか如し。而して虎列刺及牛疫に關しては、何等統計の徵すへきのなければ、本郡内に於ける當時の狀況を知るを得ず。

此の歲、九州の地に内亂あり。前に征韓論の事より、陸軍大將西郷隆盛等、其の議合はす。退きて鹿兒島に閑居し、私學校を設け、盛に生徒を養成す。四方の士、其の風を慕ふて來集するもの甚だ多し。就中桐野利秋、篠原國幹、村田新八等、夙に對外軟派を除かむとするの志ありしか、偶々對外硬論を持せる、前原一誠及神風連等は、萩、熊本に亂を起せしより、私學校黨、俄に殺氣を帯ひ、強ひて隆盛を起たしめたるより、終に此の内亂を惹起せるなり。今其の概要を述ふれば、二月十五日、隆盛兵を舉げて鹿兒島を出つ。縣令大山綱良之に與みし、官金十五萬圓を出して、其の軍資を助く。當時、大元帥陛下京都に在らせらる。鹿兒島の變報、上聞に達するや、詔して隆盛以下の官を褫

征討總督

熊本城

谷干城

田原坂

軍票

徵募巡查

き、有栖川宮を征討總督に補し、陸海軍將官を參軍とし、其の本營を大阪に置き、征討の軍を起したり。而して賊勢凡一萬五千人熊本に向ふ。日向の士民、隆盛に來附するもの甚だ多く、既に熊本城に迫るや、熊本の士民も亦隆盛に合するあり。其の勢甚た盛なり。されは熊本城は長く賊軍の包圍を受け、城内糧食に盡き、將に餓死に頻せむとす。陸軍少將谷干城、之を死守すること殆ど五旬、益々奮勵して大に士氣を鼓舞し、四月八日、僅に重圍を破り、城を出て、官軍に通ずるを得たり。是より前、官軍高瀬道より熊本に入らむとし、田原坂、吉次峠、山鹿口等に於て、數々激戦するも容易に撃攘する能はず。多大の犠牲を拂ふて數旬の後、漸く熊本城と連絡するを得たり。斯の如く賊軍は各所に戰敗したるも未だ服せず。走りて豊後、日向の地方を攻畧し、更に之に據る。されど此の時兵數頗る寡く、銃器多くは壞敗して其の用を爲さず。軍資も亦既に盡き、私に軍票を作製して之を用ふるの窮狀に至り、紀律紊れて糧に金穀を掠奪し、良民を苦め、威勢甚た衰亡すと雖も、慄悍なる薩人は、各々特技を振ふて闘ひ、官軍之に惱まざるること多かりしかは、政府は舊藩の士族を徵募巡查として、軍兵の不足を補ひ、以て水陸を合し、豊、日地方の賊軍を攻め、八月遂に之を撃退す。隆盛殘黨を率ゐりて鹿兒島に入り、官軍の銃器彈藥を奪ひ、撤を發して虚勢を張る。是に

城山籠城

平定

歩兵第十二聯隊

より舊藩士等の更に來附するものありて、其勢亦振はむとせしか、官軍續々海陸より進みければ、賊遂に城山に籠りて之を防ぐ。九月二十四日、官軍大舉して城山を攻めたれば、諸壘悉く破れ、隆盛以下皆戰死す。始め此の亂起りしより爰に二百餘日を経て、漸く平定するを得たり。

此の戦亂に當り、本郡幾多の健兒か入營せる、丸龜歩兵第十二聯隊は、陸軍中佐黒木爲禎、全軍を率ゐて、三月一日屯營を出發し、別動第二旅團に加はり、同月十九日、肥後國日奈久に上陸せしより、八代、宮の原、宇土、川尻の各地に轉戦して附近の敵を掃蕩し、更に進むて鹿兒島に入り、重富、串良に戦ひ、又は日向國都城附近の敵を撃破し、轉して薩北に向ひ、各隊と共に鹿兒島に合して、最終戦の城山總攻撃に參與す。爰に於て、賊徒全く殲滅し、十月三日凱旋せり。此の役に於て我郡内より出てたる軍人か、勇戦奮闘して戦功を著はし、亦君國の爲、名譽の戦死を遂けたるもの尠からずと雖も、今之を列擧する能はず。

此の亂に當りては、悉く鎮臺兵を發し、更に舊近衛兵を徵し、また壯兵を募り、抜刀隊を編成し、加ふるに徵募巡查を以て各地を警備する等、約三萬人に達し、戦闘頗る劇烈にして、彼我の損傷殆ど算なく、病院既に乏しく、救護亦到らず、實に人生醜鼻の極

博愛社
赤十字社

に達す。爰に於て元老院議官佐野常民等、議りて博愛社を興し、有志者より資金を募集し、戦地に病院を設けて、敵味方の別なく、克く救護の事業を遂行せり。是れ日本赤十字社の濫觴にして、後年萬國赤十字社に加盟し、健全なる發達を遂げ、現今約百七十五萬人の社員を有し、數回の戦役に於て、幾多の實績を現はし、名聲嘖々として世界に稱せらるる、我日本赤十字社となれり。

郡區町村編
制法
郡長
戶長
縣令

明治十一年七月廿二日、郡區町村編制法を發布し、地方を劃して、府縣の下に郡區町村を置き、其の名稱は依然舊を用ひしむ。而して毎郡に郡長を置き、每區に區長、每町村に戶長を置くことを定めたり。また府縣職制を更め、官制を以て、府に知事、縣に縣令を置き、其の下に大、小書記官、府は大小二人、縣は大小の内一人を置く。郡長は、縣令の命を承け、法律命令を郡内に施行し、全郡の事務を總理す。尙其の下に郡書記を置き、郡長の指揮監督を受け、庶務に従事す。此の時戶長の職務概目をも定めたり。此の月、從來の府縣費を改めて地方税規則を發布し、賦課の制限を定め、地租五分一を以て、營業税、雜種税、戶數割賦課の範圍を規定せり。前に縣會綱領ありしか、爰に至りて更に府縣會規則を發布せり。今其の概要を摘録すれば、議員は郡區の大小により、每郡區の定員を五人以下とし、被選舉權は、滿二十五年以上の男子にして、滿三

府縣會規則
被選舉權

會
期

郡、町、村
數
那珂多度郡
役所
十九町
六十一村
十一島
戶長公選

町村民選
議
縣會議員選
定

年以上其の郡區内に居住し、且つ地租金年額十圓以上を納むるを、其の資格要件と定めたり。議長副議長は議員之を公選し、會期を三十日と定め、地方税を以て支辨すへき經費豫算及其の徵收方法等に關する件を議定するものとす。十二月十六日、從來の大、小區を廢して、郡區町村を編制す。乃ち讚岐國は十二郡、六十七町、三百四十八村、十七島となる。當時本郡は那珂多度の二郡を以つて、一郡役所を丸龜に置き、十九町(從來、町を稱するは丸龜のみにて、此の時、通町を以つて全市街を東西に分ち、二役場を置く)六十一村(那珂郡三十七村、多度郡二十四村、十一島、鹽飽十一村)を管轄す。また各村に戶長、用掛を置きて、其事務を處理せしむ。而して戶長は公選規則に依り、滿二十歳以上の男子にして、其町村内に資産を有する者に就き、其町村人民より公選せしめ、縣令より、就職申付、俸給は地方税を以つて支辨せり。十二月十六日、讚岐高松支廳を廢して出張所を置き、土地に係る一部の事務を取扱ひたり。明治十二年一月十四日、町村會に關する規則を定め、議員の選舉及議則等を公布したり。爰に於て始めて最小行政區の町村が、民選議員を以て其經費等に係る事項を議定するに至れり。是れ地方自治の基礎を作り、其の一端を實現したるものと云ふし。二月、府縣會規則に依り、始めて其の議員選舉を行ふ。全縣下の議員定員六十

丸龜區裁判所
丸龜警察署
町村連合會
虎列刺病
檢疫委員
群集禁止
避病院
虎列刺墓

七人にして、本郡は即ち那珂郡三人、多度郡一人の議員を選出せり。四月、多度津區裁判所を廢し、更に丸龜區裁判所を設置したり。五月廿一日、丸龜警察分署を更めて、丸龜警察署となし、多度津警察署を其の分署として、琴平分署と共に丸龜警察署に屬せしめたり。九月、町村連合會規則を定めて、數町村に關する利害關係事項を協議決定せしむるの途を開けり。此歲三月より、虎列刺病甚しく流行しければ、屢々告諭を發し、衆民の注意を促したりと雖も、盛夏の候に至り、病毒益々蔓延し、到る所に多數の病者を發生せしかば、豫防規則を改正して、更に其の方法を細密ならしめ、檢疫委員詰所を設けて、豫防消毒の方法を厲行し、諸港の旅客上陸を停止し、祭祀、供養等、人の群集を禁止し、銳意撲滅策を講ずるも、新患者續々發生し、其の十中の八九は數刻を出てすして死亡轉歸の不幸を見る、爰に於て多額の官費を支出し、各所に避病院を建設して、附近の患者を收容し、また死屍を埋葬するに、僻陬の地を撰みて墓地を新設し、其の墓參を禁する等、あらゆる防遏手段を盡したるも、容易に減退するを得ず。十月に至りて、稍々發病者を減したり。當時當郡、鹽屋村の海岸に、官費の避病院を建設して、多數の患者を收療し、又善通寺村の西方、筆山と、香色山との間に、廣き虎列刺墓地を新設し、不幸なる同病死者を埋めたるか、一の香花を手向るにあら

岩村高俊
物價騰貴
金百に紙幣
百八十
俗語
土工用水
國道
縣道

す、土石壘々として散在するのみなれば、彼此の識別し難き狀況なりき。當時縣令岩村高俊、遂に虎疫に侵されたるも、幸に全治せりと云ふ。如何に流行の劇しかりしかを知るに足らむ。此の歲諸物價騰貴し、國民甚だ生活の途に迷ふ。是れ西南の變亂に、數千萬圓の戦費を要し、政府が巨額の兌換券を發行せしかば、其の價格遂に下落して、金百圓に對し、紙幣百八十圓を以てするに至れり。之か爲め物價の昂騰を招致し、加ふるに虎列刺病の大流行ありて、國民經濟に至大の影響を及ぼしたる結果なるへし。當時の俗語に「米は十圓コッチはクエンアレ」虎列刺に倒されんと、以て地方人か、如何に生計に困難したるかの一斑を推知するに足らむ。前に地租改正ありて、國民の負擔を軽減せられしか、其の結果として、從來の土工費支辦法を改め、本年より田地用水に係る溜池、臨時の修繕は、毎水掛り組合普請とし、また大川海岸の堤防、縣道の橋梁修繕は、縣費を以てすることに定められたり。是に依りて、十二月廿五日、古來丸龜より、松山に通する道路(世に伊豫街道と稱する、那珂郡中府より上金倉を経て、多度郡下吉田村字永井に出て、中村より西、直線に鳥坂を越え、豊田郡箕の浦を経て伊豫に入る、此間九里十八町餘)を國道(三等)に編入し、爾後國費を以て修理することと爲す。同時に那珂郡琴平村より、三木郡平木村に達する道路(那珂郡板井、四

條村を経て、阿野郡瀧宮村に通ずる線路)及琴平村より、多度津港に達する道路(多度郡、大麻、生野、上吉田、中村、三井、庄の諸村を通過する線路)并に多度津東線(丸龜通町より塩屋、下金倉、北嶋の諸村を経て、多度津門前町に至る線路)等の三線を以て、假定縣道(三等)に編入し、縣費支辨のものと定めたり。

衛生會

明治十三年四月、地方衛生會規則を定む。本會は醫師三人乃至五人、縣會議員三人、公立病院長、藥局長、衛生課長、警察官等を以て組織し、地方衛生に關する事項の協定及衛生布達の實行を期するを目的とす。是れ前年虎列刺病の大流行ありし經歷に鑑みて、衛生事業の發達、普及を急遽ならしむるの舉に出たるものなり。七月十七日、改正刑法及治罪法を公布し、明治十五年一月より實施することと爲れり。舊刑法は明治三年新律綱領を制定し、六年改定律例を發布したりと雖も、未だ全く國情、民度に適せるものと云ふを得ざれば、同年更に之か調査に着手し、爰に完成したるによりなり。八月、縣會議員の第一回半数改選期に當り、本郡(那珂、多度二郡)の定員四人なりしを、更に一人を増加して五人と定めたり。維新以降國政の改革漸く其の緒に就くに方り、西南の戰亂勃發して巨額の軍費を要し、多くの兌換紙幣を發行せし爲め、經濟界に變調を來し、容易ならざる困窮状態に陥りしは、既に記述したる所に

刑法治罪法

縣會議員

經濟界變調

備荒貯蓄

公儲金

して、之か救濟策を講究すと雖も、國費益々多きを加へ、而かも當時の歲計は主として地租にあり、國民も亦土地の收入を以つて第一とす。爰に於てか、非常の凶歉、不慮の災害に備ふるの途を立てたり、之を備荒貯蓄法と稱す。乃ち政府は各府縣へ對し、金九十萬圓を其の地租額に依りて配布し、各府縣も亦其配布額より少からざる額を、其府縣内、土地所有者より公儲せしめ、之を増殖するの制を置き、以て窮民を救助し、或は天災等の爲め、地租を納付する能はざる者に對し、之を補助し、又は貸付する方法を定めたり。是れ將來に於ける國庫收入の基礎を鞏固にし、國民不慮の災害に備へしむるの舉に出でたるなり。

定員改正

盆踊禁止

風俗歌舞

明治十四年七月十四日、各郡より、選出すべき縣會議員定數の改正あり。本郡は再び四人と定めらる。乃ち那珂郡三人、多度郡一人となれり。八月八日、盆踊を禁止す。從來地方の慣例として、七月中旬頃に至らば、男女老幼、多數各所に集合して舞踊する歡樂ありて、之を盆踊と稱す。而して往時は其の歌踊の如きも、古風尙ふべきものありて、上世の風俗歌舞を偲はしむる趣ありしか、近代に至りては實に卑猥陋劣のものとなり、或は酒食を用ふる等の弊風を生じ、甚た風俗を紊し、健康を害するもの尠しとせず。乃ち此の禁止令は其の陋習を打破するの舉に出でたるものなり。

十月十二日、明治二十三年を期して議員を召集し、國會を開くべき勅諭を發布し給へり。抑も此の勅諭は、夙に立憲の政體を立てられ、既に元老院を設け、府縣町村會を開かして、其の基礎を創建したるか、序次歩を進め、國民をして、國家の共同事業に參與し、其の任務を盡さしむるには、國內各種階級の利害を調和し、以て維新の洪謨に由り、益々國運の進展を圖るに、尙九ヶ年の日子を以て、其の準備を爲すべく、警告し給ひ、代議政治の健全なる發達を遂げしめむとして、爰に勅諭を下し給へるなり。

明治十五年一月四日、陸海軍人に勅諭を賜はり、建國以來に於ける兵制の改革を示し、兵馬の大權を統帥あらせらるる所以を明にし、上下一心となりて、國家の保護に任し、益々國威を振張し、以て祖宗の鴻恩に報ひ、永く太平の福祉を受けむことを望ませ給ひ、猶訓ふるに忠節を盡し、禮儀を正し、武勇を尙ひ、信義を重むし、質素を旨とするこの、五箇條を以て其の精神とし、暫くも之を忽にすへからず。至誠を以て國に盡すべく、訓諭あらせ給へり。此の五ヶ條は、實に天地の公道、人倫の常經なれば、行易く守り易き事にして、獨り軍人たる者のみならず、我國民の精神として服膺すべきものなるを以て、今之を左に記す。

一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし。凡、生を我國に稟くるもの、誰かは國に報ゆるの心なかるべき、況して軍人たらん者は、此心の固からては物の用に立ち得へしども思はれず。軍人にして報國の心、堅固ならざるは、如何程技藝に熟し、學術に長するども、猶、偶人にひとしかるへし。其隊伍も整ひ、節制も正くども、忠節を存せざる軍隊は、事に臨みて烏合の衆に同しかるへし。抑國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力の消長は、是、國運の盛衰なることを辨へ、世論に惑はす政治に拘はらず。唯々一途に己か本分の忠節を守り、義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ。其操を破り、不覺を取り、汚名を受くるなかれ。

一、軍人は禮義を正くすへし。凡、軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて、統屬するのみならず、同列、同級とても停年に新舊あれば、新任の者は、舊任のものに服従すべきもの、その下級の者は、上官の命を承ること實は直に、朕か命を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所にあらすとも、上級のものは、勿論停年の己より舊きものに對しては、總て敬禮を盡すへし。又上級のものは、下級のものに向ひ、聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず。公務の爲に

慈愛

一致の和借

武勇

大勇小勇

溫和

信義

言行

威嚴を主とする時は、格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ、慈愛を専一と心掛け、上下一致して、王事に勤勞せよ。若軍人たるものにして、禮義を紊り、上を敬はず、下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには、雷に軍隊の蠱毒たるのみかは、國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし。

一、軍人は武勇を尙ふへし。夫武勇は我國にては古よりも貴へる所なれば、我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし。況して軍人は戰に臨み、敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるへきか、さはあれ武勇はに大勇あり、小勇ありて、同からず。血氣にはやり、粗暴の振舞なさせんは武勇とは謂ひ難し。軍人たらんものは、常に能く義理を辨へ、能く膽力を煉り、思慮を殫して事を謀るへし。小敵たりとも侮らず。大敵たりとも懼れず。已か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ。されは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて、猛威を振ひたらんには、果は世人之を忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ。心すへきことにこそ。

一、軍人は信義を重んずへし。凡信義を守ること、常の道にはあれど、わきて軍人は信義なくては、一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし。信とは已か言

順逆理非

公道

質素

節操

を踐行ひ、義とは己か分を盡すをいふなり。されは信義を盡さんと思はは、始より其事の成し得へきか、得へからざるかを審に思考すへし。臆氣なる事を假初に諾ひて、よしなき關係を結び、後に至りて信義を立てんとすれば、進退谷りて身の措き所に苦むことあり。悔ゆども其詮なし。始めに能々事の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は所詮、賤むへからずと知り、其義はとても守るへからずと悟りなは、速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんと、大綱の順逆を誤り。或は公道の理非に踐迷ひて私情の信義を守り。あたは英雄、豪傑ともか、禍に遭ひ、身を滅し、屍の上の汚名を後世まで遺せること、其例尠からぬものを、深く警めてやはあるへき。

一、軍人は質素を旨とすへし。凡質素を旨とせされは、文弱に流れ、輕薄に趨り、驕奢、華靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて、志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるる迄に至りぬへし。其身生涯の不幸なりと云ふも、中々愚なり。此風、一たひ軍人の間に起りては、彼の傳染病の如く蔓延し、士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり。朕深く之を懼れて、曩に免黜條例を施行し、略此事を誠め置きつれど、猶も其惡習の出んことを憂ひて、心安からねは、

補缺員

帶劍

麥稈真田

海外輸出

故に又之を訓ふるそかし。汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ。十一月、縣會議員の定員と同数の補缺員を置き、之か選舉を行ひたり。十二月、始めて巡查に帶劍せしめ、從來の檜捧携帯を改め、大に警察官の威信を發揮するを得たり。此の歲始めて麥稈真田を製作す、嘗て大阪の原田某と云ふもの、小豆郡に來りて、若干の麥稈を購入するを以て土人之を怪しみ、其の用途を問へば、真田に製造して海外に輸出すと答へしかば、後日試に之を製作したるものあり、之を本縣に於ける麥稈真田製造の濫觴とす。由來本縣の土質及地勢は、自ら麥稈の光澤、乾燥に適し、優良なる真田原料を産出するを以て、當初農家は唯原料のみを採取販賣したるに、相當の收利を見しかば、更に加工販賣の有利なるを認め、真田製造者續出して、忽ち縣下に傳はり、遂に今日の盛況を見るに至れり。

縣道を廢す

明治十六年七月六日、那珂郡琴平村より、三木郡平木村に至る、線路の、假定縣道たるを廢したり。されは是等は自ら里道となりて、爾後の修繕は、悉く關係村費の負擔に屬するに至れり。去る十二年、虎列刺病の大流行ありしか、本年秋季の候に於て再び虎列刺病流行したるも、幸に猖獗に至らず。縣下に於ける患者僅に四十四人に過ぎざりしと雖も、其内十二人は實に本郡内の發生とす。由來赤痢及腸窒扶斯病は、本

風土病

赤痢病

腸窒扶斯

本島郵便局
官報

放火

砂古

縣に於ける風土病の如く、年々之か發生を見ざることを稀なりしか如し。されど未だ統計の備はらざる時の狀況は、今之を知るを得されど、本郡は他郡に比して、毎に多數の患者を出すの不幸を見たり。乃ち此の年に於ても、全縣下の赤痢病患者四千六百二十人に比し、一千四百四十五人、又腸窒扶斯病は總數一千八人に對し、本郡は四百十五人を出し、尙發疹窒扶斯患者二十一人ありたり。畢竟他府縣との來往頻繁にして、病毒侵入の機會多きに因るにあらざりしか。本郡内に於て行通の要衝たる多度津、丸龜等には、夙に通信機關の設ありしも、摺他の如き離島に在りては、未だ陸地部の如く通信の便を蒙らざりしか、今年漸く本島村に郵便局を設置せられ、爰に始めて、音信の往復至便なるを得たり。七月一日、始めて官報を發行し、法律規則の公布、官吏の任免異動を登載し、漸次記事詳密となり、苟も國政に關係ある事項は之を網羅して、遺漏なきに至れり。

明治十七年、多度郡中部の數村内に亘りて、放火熾に行はれ、村民は非常の苦惱と、多大の損害を被りたり。今其の概要を記述せむ。此の歲七月中旬、善通寺村字砂古部落に於て、火災ありしか、爾後兩三日を経る毎に、續々近隣に火災起り、原因、皆悉く審ならず。部落民は戰々恟々として安眠するを得ず。存りに揣摩臆測の説出て、忽ち風評

迷信

四方に起る。斯るに時に、最も世人の惑溺し易きは、神佛の御鬮、又は祈禱とす。砂古住民も道聽途説に惑ひ、評議の結果、此の災は必ず神明の吾々を懲罰し給ふ所に相違なし。素より神は清淨を好ませ給ふ。然るに此部落農民は、耕作の途次糞尿等を擔ふて、而かも土地を守護せらるる、地神社の社内を往復して憚らず。是れ正しく神威を瀆すの所爲なれば、必然此の神の祟なるへしと云ふもの多數にして、即時之か奉謝の祭事を舉ぐるに決し、先づ住民の赤誠を明になさんか爲め、部落民悉く同社内に齋み籠りして晝夜數日間、奉謝祈願の行事を舉げ、尙境内の四圍に柵を設けて通行を遮り、且つ交々も出て掃除を行ふ等、只管鎮守神の赫怒を宥め奉らむ事に努め、一心不亂に地神社に仕へ奉りたり。然るに其の後又もや火難數々起り、而かも夏季降雨少なき折柄、深夜火災を知る時は最早大事に及びて、また如何ともする能はず。或は納屋を焼き、或は居家を失ふもの益々多し。爰に至りて其の原因、或は放火にあらざるかとの疑念を抱くものあり。流言風説の迷夢覺むるに方り、衆議を凝らして豫防策を講したり。乃ち火番と稱し、交代徹霄巡視して其の警戒を怠らす。同時に消防組を編成し、應急の器具を調製して非常の場合に備へたり。

是より先近隣の各村民は、砂古の火災に多大の同情を寄せ、事あるときは直に走りて、

迷夢覺む

消防組

火番

弘田村

放火犯人

高畑庄治
火柱組頭

香川雪治

消防に盡力し、且つ其の慘狀を見撃して大に悟る所あり。各々消防組を起し、相當の器具を調へて應急の用に備へ、また萬一を慮りて更に每部落便宜の位置に火番小屋を設け、數人宛交代巡視して各戸を警戒する等、毫も怠る所なかりしか。果せるかな八月に至り、火事は轉して近隣弘田村の上組に起りたり。夫れより後中村、下吉田村等、點々各所に擴大し、村民甚た憂慮に堪へずして、一時は各戸に不寢審を爲して速に此の禍根を發見し、共に災厄を除却せむことに盡したる結果、十月に至りて漸く放火犯人を捕へ、各自始めて安堵するを得たり。此の恐るへき極惡非道の犯人は、實に善通寺村字西ノ山の住民高畑庄治と云ふ。而かも該部落の焱組ヒヤウと稱する消防頭なり。されは彼は何處の火事に於ても、最も逸早く驅付け、毎に提灯、飛口等の器具を以つて、懇切消防に従ひたりしか故に、敢て怪しむものなきのみならず、反て其の勞を謝し、且つ品物を贈興するものありしか。下吉田村に香川雪治と云ふあり。好むて柔道を修め意氣剛壯にして、竊に、庄治の行動を窺ひ、疑念を挟みたり。然るに或夜雪治、自村の夜警に當りし時、同地、山地彌吉の牛舎に火煙の上るを發見し、速りに大呼して急を隣人に告げつつ現場に疾走すれば、未だ家人の出でざるに、屋上既に一強漢あり、雪治忽ち怪疑の念起り、寸時瞠目するに、其の舉動益々訝しければ、先づ之